

# 博士論文

父子家庭の父親における就業継続  
および家族ケアに関する総合的研究  
Comprehensive Study on Continuation of  
Employment and Family Care by  
Single-Fathers

2019年度

日本福祉大学大学院  
福祉社会開発研究科  
社会福祉学専攻博士課程

氏名：浅沼裕治

2020年 1月 8日

# 論文要旨

氏名：浅沼 裕治 印

## ◆論文題目

父子家庭の父親における就業継続および家族ケアに関する総合的研究

## ◆要 旨

### 序 章 研究の目的と枠組み

本研究は、父子家庭の父親の就業継続と家族ケアの両立困難が何によって生起しているのかを明らかにする。そして、それらの困難を緩和するためにどのような支援が有効であるのかを明らかにする。父子家庭の父親が就業継続と家族ケアの両立を行ううえで、両者は相互作用を及ぼし合うとの認識に立ち、主として以下の3点を研究の目的とする。

- (1) 父子家庭の父親の就業継続状況の実態と困難性を明らかにする。
- (2) 父子家庭の父親の家族ケアの実態と困難性を明らかにする。
- (3) 上記(1)と(2)の考察結果をふまえ、父子家庭の父親が行っている家計を維持するための就業継続と、子育てをはじめとする家族ケアとの関連性および困難性を考察する。そのうえで、就業継続と家族ケアの両立を支援するための方向性を示す。

上記の研究目的に基づき、以下の研究課題を設定した。

- ① 父子家庭の父親たちへインタビュー調査を行い、就業継続および家族ケアの実態および困難性を把握する。
- ② 就業継続および家族ケアを行うにあたり、父子家庭の父親は、どのような公式／非公式なサポートを得ているのかを把握する。
- ③ 父子家庭への支援は、どのような条件において有効なものとなるのかを把握する。
- ④ 子どもの性別や発達段階によって家族ケアへの困難性はどのように異なり、どのように父親は対応しているのかを把握する。

上記の研究目的および研究課題に基づき、第1章では父子家庭および関連する領域の先行研究の検討を行った。第2章および第3章では理論的側面からの考察を行った。第4章では、厚生労働省が行っている『全国ひとり親世帯等調査結果』のデータを用いてマクロ的な側面からの検討を行った。第5章から第8章では筆者が実施した父親たちに対するインタビュー調査の結果を分析し考察を行った。

## 第1章 父子家庭に関する先行研究の検討

第1章では、関連する先行研究について文献や資料の検討を行った。これまでの父子家庭研究で把握されている実態、支援施策の課題について先行研究のレビューを行った。父子家庭の父親が就業継続と家族ケアを行う生活形態をとった際の課題について先行研究の検討を行った。

その結果、父子家庭の父親が就業を主体とした生活設計を行った場合に、その子どもに対するケアが不十分にしか与えられていないことが懸念されていた。父子家庭への施策を立案する際には、ジェンダー構造を加味した政策が求められることが明らかとなった。

## 第2章 父子家庭の父親が抱える就業継続と家族ケアにおける両立の課題

第2章では、ひとり親家庭に関する近年の法律改正では、母子家庭と父子家庭に対して経済的支援という同様の内容が志向されていることについて、その妥当性について考察した。本章では、「家族形態の多様化」と「家族ケア機能の私事化 (privatization)」という、ふたつのキーワードに着目し、現代における子育ての環境と、父親たちの就業継続環境について議論を行った。

父子家庭の父親へ求められる支援とは、経済的支援だけではなく、孤立している父親の養育支援や、家庭生活全般の相談相手となりうる人的支援が重要な要素を占めている。

## 第3章 父子家庭の父親をとらえるための職業的安定度とケア負担度をふまえた理論的検討

第3章では、日本における父子家庭の父親の職業的安定度とケア負担度の実態の理論的枠組みを構築するべく、父子家庭の父親の就業（継続）状況と、ケアのうち家事・育児とのバランス関係に焦点を当て、父子家庭の父親を4つの象限に分類し、課題や支援についての考察を加えた。

その結果ひとり親となり主として元妻が担っていたケア役割を、父親が同時にこなす過程において、従前の就業継続が困難となっていた。また、就業継続が可能となっている場合には、父親の（母）親が育児・家事といったケア役割を引き受けることで成り立っている点が明らかとなった。

## 第4章 マクロデータからみた父子家庭の実態—『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』の結果データを用いて—

第4章では、「全国ひとり親世帯等調査結果」のデータを概観することにより、父子家庭の全体像を描き出し、マクロデータからみた父子家庭の実態について考察を行った。

その結果、マクロ的な視点から見たときに、父子家庭の父親の全体像として以下のような

な姿を描くことが可能となった。それは、父親が 30 歳代後半から 40 歳代前半の年齢で、生別によって、ひとり親となるものが多く存在する。子どもの年齢は末子が未就学児のものが多くを占めている。離婚後の就業は母子家庭の母親と比べると安定的な環境で継続できている父親が多い。元妻側からの養育費はほとんどの父親は受けることができていない。子育てを含む「家事」に関する悩みを抱える者が多く、5 人に 1 人の父親は「仕事」に関する悩みを最も困っていることとして回答をしていることが示された。

## 第 5 章 調査の方法

第 5 章では、筆者が実施した父子家庭の父親への就業継続および家族ケアに関するインタビュー調査の概要について述べた。まず、本調査を行うにあたり、その問題意識を述べた。そして、調査方法および調査協力者の属性について記述した。次に本調査で得られたテキストデータの分析方法および、調査を行うさいの倫理的配慮についても記した。

## 第 6 章 父子家庭の父親の就業継続・家族ケアの実態—テキストデータからの把握—

第 6 章では、これまでの章での考察に基づき、父子家庭の父親への調査データより得られた知見から、就業継続および家族ケアの実態について考察を深めた。父親の就業継続と家族ケアは、相互作用を及ぼすものであるという立場に立ち父親の語りを記述した。その結果、父親が就業継続と家族ケアを遂行し続けることの脆弱性が明らかとなり、また、ケアへのサポートが不十分な場合には落層に陥る可能性が示された。

## 第 7 章 父子家庭の父親の就業継続実現性を規定する要因—家族ケアとの関連をふまえて—

第 7 章では、父子家庭の父親が自身の子育てと、家計を維持するための就業継続の両立を可能とする条件について、筆者による父親たちへのインタビュー調査の結果に基づき考察した。計量的なデータ処理を行い、9 名の父親の語りをテキストマイニングより分析を行った。分析のためのソフトウェアは KHcoder を使用した。

分析の結果、主として自身の家族からのインフォーマルな社会資源の提供が父親の就業継続を可能としていることが明らかになった。一方、父親の語りからフォーマルな社会資源はインフォーマルな資源と比べると、父親の就業を後押ししていないと推察された。

## 第 8 章 子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性

第 8 章では、これまでの考察で明らかとなった就業継続と家族ケアを両立させていく際に抱える困難性について、子どもの性別および発達段階の違いによる家族ケアの困難性に焦点をあて、その要因を明らかにした。

その結果、自身とは性別が異なる女兒を育てる父親の場合に、困難性が増すことが明らかとなった。その子どもが発達をするにつれて、困難の質に変化が生じていることが明らか

かとなった。

## 終章 総合考察 ー本研究の到達点と限界点ー

本研究の結論として以下の3点を述べた。

①本研究において、父子家庭の父親の就業継続について父親の両親（特に母親）が家族ケア（特に育児）を主体的に担うことにより可能となっているケースがみられた。父親の母親が「代替的妻」の役割を担うことにより、ひとり親となる以前の「夫」としての役割を担うことが可能となっている。

②家族ケアを中心的に担っている母親が今後、加齢等で介護が必要となったとき、父親にはダブルケアの負担がかかり、就業継続も困難になる可能性がある。安定している父親の生活も不安定なものであることから、対応が求められる。

③父親が行う子育てについて、子どもの発達段階や性別によって、その困難性に違いがあることを示した。親族からの家族ケアへの支援を得ることができない環境で子育てをする父親が低年齢の子どもを育てる場合は、就業継続とのバランスが取りにくいケースが見られた。就業継続が困難となった場合には貧困へと陥るリスクが高まる可能性が示唆された。

また、女兒を育てる父親が自身のみで育児を行う際に、困難度が増すことも示された。

以上のことから本研究の学術的意義として、職業的安定度と家族ケア負担度の高／低によって父親の困難の質が異なることを明らかにしたといえる。政策的意義として、父子家庭が、より困難な状況へ陥ることを防止するためにも、介護休業や育児休業を取りやすくする社会環境を整備することを示した。実践的意義として、父親の（母）親による家族ケアのサポートを前提としない社会環境について具体的に論じた。父子家庭を支援するNPO団体同士が連携し、より広く情報発信を行うことで、同じ境遇にいる父子家庭の父親同士が繋がりあいを持つことが、より必要となってくる。

今後の課題として3点を挙げた。

①対象者の年齢と学歴の偏り、②対象者の多様化、③母子家庭との比較である。これらの点については、今後、研究を発展させていく。

# Abstract of Doctoral Dissertation

Surname, First name : Yuji, Asanuma

## 【Title】

Comprehensive Study on Continuation of Employment and Family Care by Single-Fathers

## 【Abstract】

### **Preface: Aims and Framework of the Study**

This study clarifies why it is difficult for single-fathers to balance the continuation of work and provision of care for their family. Then, we clarify what kind of support is effective to alleviate those difficulties. When single-fathers are balancing both the continuation of work and caring for their family there is recognition that that both sides have an influence on each other and the main aims of the study were determined to be the following three points:

(1) To clarify the actual situation and difficulties in the continuation of employment faced by single-fathers.

(2) To clarify the actual situation and difficulties in family care faced by single-fathers.

(3) Based on the results of the studies of (1) and (2) above, to consider what the difficulties are for single-fathers in continuing to work to maintain the household finances and provide family care, including childcare, and what the relative connection is between continuing to work to maintain the household finances and provide family care, including childcare. In addition, we show the direction of support to balance both work continuation and family care.

Based on the above aims of the study, the following subjects for the study were established:

- (a) Conduct research interviews with single-fathers to understand the actual situation and difficulties in continuing work and providing family care.
- (b) Ascertain what kind of formal/informal support the single-father has in

continuing work and providing family care.

(c) Understand the conditions under which support for single-father households is effective.

(d) Understand how difficulties in family care differ depending on the gender and developmental stage of the child, and how the father responds.

Based on the above aims and subjects of the study, Chapter 1 described a study of previous research on single-father households and related areas. In Chapters 2 and 3, considerations have been presented from a theoretical perspective. In Chapter 4, a macro-based study was conducted using the data based on the “Results of the National Survey on Single-Parent Households” conducted by the Ministry of Health, Labour and Welfare. In Chapters 5 to 8, an analysis and discussion of the results of the research interviews that the authors of this paper conducted with the fathers were carried out.

### **Chapter 1: Examination of Previous Studies on Single-Father Households**

In Chapter 1, we examined literature and materials from related prior studies. A review was conducted on the actual situation of single-fathers and issues concerning support measures until now according to previous studies. We considered the problems that arise when the father leads a lifestyle in which he continues to work and provide family care by referring to the previous studies.

As a result, there was a concern that when the single-father follows a lifestyle that is mainly focused on employment, care for the child is insufficiently provided. It was clarified that when planning measures for single-father households, policies that take into account gender structures are required.

### **Chapter 2: Single-Fathers and the Challenges of Balancing Work Continuation and Family Care**

Chapter 2 discussed the adequacy in recent amendments to laws concerning single-parent households, where similar content, such as financial support, is a subject for both single-mother and single-father households. In this chapter, we focused on two key terms, "diversification of family structure" and "privatization of family care functions", and discussed the childcare environment in the modern age and the employment continuation environment of fathers.

The necessary support required for single-fathers is not only financial support, but also support for isolated fathers in raising children, and human support by those that

can provide consultancy for family life in general, are essential.

### **Chapter 3: Theoretical Examination Based on Employment Stability and Care Burden for Understanding Single-Fathers**

The purpose of Chapter 3 was to establish a theoretical framework for employment stability and the burden of care for single-fathers in Japan. Focusing on the balance between employment (continuing) of single-fathers and care (housework and childcare) that they provide, single-fathers were classified into four quadrants, and issues and support were considered.

As a result, when they became a single parent it became difficult for single-fathers to continue to work in the same way as before while simultaneously taking on the role of caregiver that had been mainly the role undertaken by their former wives. It was clarified that if employment continuation was possible for single-fathers, the father's parents (mother) would be expected to take on the caring roles such as childcare and housework.

From the standpoint of support for the care of single-fathers, it is necessary to create a social environment in which fathers can increase their focus on childcare and housework and concentrate on childcare without necessarily having to be employed in a regular job. Conversely, from the standpoint of supporting fathers to work (continue working), it is necessary to increase support for care aspects such as childcare and housework.

### **Chapter 4: The Actual Situation of Single-Father Households Viewed Through Macro Data — Using the Data Results from the "National Survey on Single-Parent Households 2016"**

In Chapter 4 we provided an overview of single-father households by reviewing the data from the "Results of the National Survey on Single-Parent Households" conducted by the Ministry of Health, Labour and Welfare, and examined the actual situation of single-father households seen in the macro data.

As a result, when viewed from the macro perspective, it became possible to describe the following image as the overall picture of a single-father. Fathers are in their late 30s to early 40s, and many of them become single-parents as a result of divorce or separation. Most of the youngest children are preschoolers. After divorcing, many fathers have been able to continue working in a more stable environment compared to single-mothers. Hardly any of the fathers have been able to receive child support from



their former wives. It was shown that there were many fathers who worry about "housework" including childcare, and one in five fathers answered that worries about "work" were the worst.

### **Chapter 5: Survey Method**

Chapter 5 described an overview of the research interviews with single-fathers on the continuation of employment and family care, which were conducted by the authors. First of all, in regards to conducting this survey, the awareness of the problems was described. Then, the survey method and the attributes of the survey contributors were described. Next, the method used to analyze the text data obtained in this survey and the ethical considerations in conducting the survey were described.

### **Chapter 6: The Actual Situation of Single-Fathers in Regards to their Continuation of Employment and Provision of Family Care - Understanding from Text Data**

In Chapter 6, based on the considerations in the previous chapters, we deepened our discussion of the actual situation regarding continuation of employment and family care based on the findings obtained from the survey data of single-fathers. We described the fathers' narratives from the standpoint that the fathers' continuation of work and family care interact with each other. As a result, the fragility of the fathers' continuation of employment and family care was clarified, and if the support for care was inadequate, they were likely to have a hard time.

### **Chapter 7: Factors Determining the Possibility of Single-Fathers Continuing Employment - In Relation to Family Care**

Chapter 7 discussed the conditions under which single-fathers can balance their own child-rearing and continuation of employment to maintain their household finances, based on the results of interview surveys with fathers by the authors. Quantitative data was processed, and the narratives of nine fathers were analyzed by text mining. The software used for the analysis was KH Coder.

Results of analysis clarified that the provision of informal social resources, mainly from their own family, enables fathers to continue working. On the other hand, the father's narratives suggested that formal social resources did not support the fathers' employment compared to informal resources.

### **Chapter 8: Difficulties (that Differ According to the Gender and Developmental Stage**

### **of Children) for Single-Fathers in Providing Family Care**

Chapter 8 discussed the difficulties in balancing continuation in employment and family care that have been clarified in previous discussions, focused on the difficulties in family care due to the gender and developmental stage of the children and clarified the reasons.

The results showed that fathers who raised a girl, who is a child with a different gender from the father, have greater difficulties. It was clarified that the qualities of the difficulties change as the child develops.

### **Final Chapter: Overall Considerations -Achievements and Limitations of this Study**

The following three points were described as the conclusions of this study.

(1) In this study, there were cases in which the father's parents (especially mothers) were able to independently take on family care (especially childcare) for single-fathers who continue employment. It is possible for the mother of the single-father to play the role of "wife" and for the single-father to play the role of "husband" that was his role before becoming a single-parent.

(2) When a mother who is mainly responsible for family care needs the provision of nursing care due to factors such as aging, the burden of double care is imposed on the single-father and there is the possibility that it will become difficult for him to continue working. Since the life of a single-father that is stable is also unstable, a response to this is required.

(3) It was shown that there were differences in the difficulties of parenting by fathers depending on the stage of development and gender of the child. When a father raising a child in an environment where relatives cannot provide support for family care is bringing up a young child, there were cases where it is difficult for the father to balance work with continuation of employment. It was suggested that difficulties in continuing to work could increase the risk of poverty.

It was also shown that the level of difficulties increases when fathers are raising girls completely by themselves.

From the above, it can be said that the academic significance of this study is that it clarified that the qualities of the fathers' difficulties vary depending on the level of employment stability and whether the degree of the burden of family care is high or low. The significance for government policy was that the study showed that a social environment should be created to make it easier for single-father households to take Family Care or Childcare Leave in order to prevent them from falling into more

difficult circumstances. For practical significance, we specifically discussed the social environment that does not assume the support of family care by the father's (mother) parent. It will become even more necessary for NPOs that support single-father households to cooperate with each other and transmit information more widely, so that single-fathers in the same situation are more connected.

The three points raised as future issues to study are:

(1) Deviation in the age and educational background of the subjects, (2) Diversification of the subjects, and (3) Comparison with single-mother households. We will develop research on these points in the future.

## 目次

<b>序章 研究の目的と枠組み</b> ・・・	<b>1</b>
第1節 研究の背景	1
1-1.家族形態の変化とその対応への注目の高まり	1
1-2.ひとり親家庭という家族形態	2
1-3.もう1つの課題—父子家庭の存在—	3
第2節 研究の問題意識・枠組み	4
第3節 研究目的および研究課題	6
第4節 本論文の構成	7
第5節 本研究全体の方法	8
第6節 概念の定義	10
<b>第1章 父子家庭に関する先行研究の検討</b> ・・・	<b>12</b>
第1節 父子家庭研究の領域	12
1-1.「全国ひとり親世帯等調査結果」の概観	12
1-2.家族形態の多様化とひとり親家庭の増加	14
1-3.父子家庭研究の類型	15
第2節 ジェンダー的側面から言及されている父子家庭研究	17
第3節 雇用・就業継続環境から言及されている父子家庭研究	19
第4節 父子家庭の子どもの立場へ焦点を当てた研究	21
第5節 小括	22
<b>第2章 父子家庭の父親が抱える就業継続と家族ケアにおける両立の課題</b> ・・・	<b>23</b>
第1節 父子家庭が抱える問題	23
第2節 家族形態の多様化と家族ケア機能の私事化	25
第3節 ひとり親家庭が抱える隘路	26
第4節 母子家庭／父子家庭の状況	28
第5節 父子家庭の父親が抱える特有の課題—就業継続と家族ケア—	29
第6節 小括	31
<b>第3章 父子家庭の父親をとらえるための職業的安定度と           ケア負担度をふまえた理論的検討</b> ・・・	<b>32</b>
第1節 本章の問題意識	32
第2節 現代の日本における父親役割	34

第3節	父子家庭の父親の就業継続の現状と課題・・・	36
第4節	父子家庭の父親の就業継続とケアバランスを捉える視点・・・	38
4-1.	父子家庭の父親の現状をとらえるための4つの象限・・・	38
4-2.	第1象限に分類される父子家庭の課題——人的支援必要層・・・	39
4-3.	第2象限に分類される父子家庭の父親の課題——生活安定層・・・	39
4-4.	第3象限に分類される父子家庭の父親の課題——就業継続不安定層・・・	40
4-5.	第4象限に分類される父子家庭の課題——生活困難層・・・	40
第5節	象限間の移行および落層を考慮した支援の必要性・・・	42
第6節	小括・・・	43
<b>第4章</b>	<b>マクロデータからみた父子家庭の実態</b>	
—	『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』の結果データを用いて—・・・	<b>44</b>
第1節	はじめに——「全国ひとり親世帯等調査」を取り上げる意義・・・	44
第2節	「全国ひとり親世帯等調査結果」の概観・・・	45
2-1	父子世帯となった理由・年齢・同居者・・・	45
2-2	父子家庭の父親の就業（継続）状況・・・	48
2-3	父子家庭の父親の養育費の受け取り状況・・・	50
2-4	父子家庭の父親の悩み・・・	53
第3節	小括・・・	55
<b>第5章</b>	<b>調査の方法・・・</b>	<b>56</b>
第1節	調査を行うにあたっての問題意識・・・	56
第2節	調査方法およびデータ・・・	58
2-1	調査方法・・・	58
2-2.	調査協力者の属性・・・	59
2-3.	分析方法・・・	60
2-4.	倫理的配慮・・・	61
<b>第6章</b>	<b>父子家庭の父親の就業継続・家族ケアの実態</b>	
—	テキストデータからの把握—・・・	<b>62</b>
第1節	生活安定層—Aさん・Cさん・Fさん・Iさん・・・	63
1-1.	Aさんの事例・・・	63
1-2.	Cさんの事例・・・	67
1-3.	Fさんの事例・・・	70

1-4.I さんの事例・・・	73
第 2 節 人的支援必要層—E さん・G さん・H さん・・・	76
2-1.E さんの事例・・・	76
2-2.G さんの事例・・・	80
2-3.H さんの事例・・・	84
第 3 節 生活困難層—D さんの事例・・・	87
第 4 節 就業継続不安定層—B さんの事例・・・	92
第 5 節 対象者を各象限に分類した基準・根拠・・・	96
第 6 節 小括・・・	98
6-1.父親が就業継続と家族ケアを遂行し続けることの脆弱性・・・	98
6-2.落層を考慮に入れた支援の必要性・・・	99
<b>第 7 章 父子家庭の父親の就業継続実現性を規定する要因</b>	
—家族ケアとの関連をふまえて—・・・	101
第 1 節 結果—頻出上位 150 語—・・・	101
第 2 節 抽出語・共起ネットワーク・・・	104
第 3 節 「仕事」と関連が深い語の共起ネットワーク・・・	106
第 4 節 対応分析および Jaccard 類似性測度・・・	107
第 5 節 就業継続をするために父子家庭の父親が得ている インフォーマルな社会資源・・・	113
第 6 節 親族が担う家族ケアが内包する 父親の就業継続および子育てへの困難性・・・	116
第 7 節 調査結果から導かれる各象限における効果的な支援・・・	118
7-1 「生活安定層」への効果的な支援・・・	118
7-2 「人的支援必要層」への効果的な支援・・・	118
7-3 「生活困難層」への効果的な支援・・・	118
7-4 「就業継続不安定層」への効果的な支援・・・	119
第 8 節 小括 —父子家庭の父親の親族が家族ケアに関わることのインプリケーション—・・・	120
<b>第 8 章 子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性・・・</b>	<b>121</b>
第 1 節 問題の所在・・・	121
1-1.本章の目的・・・	121
1-2.父子家庭における家族ケアに関する言説・・・	121
第 2 節 調査の概要と結果・・・	123

第3節 家族ケアをめぐる内容分析・・・	124
3-1.小学生の子どもを育てる父親(Aさん)・・・	124
3-2.幼児を育てる父親(Bさん)・・・	124
3-3.子どもが大学生の父親(Cさん)・・・	125
3-4.中学生の子どもを育てる父親(Dさん)・・・	126
3-5.高校生の子どもの育てる父親(Eさん)・・・	127
3-6.小学生の子どもを育てる父親(Fさん)・・・	127
3-7.小学生の子どもを育てる父親 (Gさん)・・・	128
3-8.子どもが大学生・高校生の父親 (Hさん)・・・	128
3-9.小学生の子どもを育てる父親 (Iさん)・・・	129
第4節 調査結果からの考察—「娘」の養育困難性の意味—・・・	131
第5節 小括	
—子どもの発達段階および父親が女兒を育てることの困難性への対応—・・・	133
<b>終章 総合考察 本研究の到達点と限界点—・・・</b>	<b>135</b>
第1節 本研究の知見—各章の概括的整理・・・	135
第2節 父親の就業継続と家族ケアをめぐる3つの不安定性・・・	138
第3節 なぜ父子家庭を形成するのか・なぜ父子家庭であり続けるのか・・・	139
第4節 父親の就業継続と家族ケアへの両立における社会的支援の有効性・・・	140
第5節 本研究から導かれる父子家庭の父親への就業継続・家族ケア支援に対する 実践的インプリケーション・・・	142
第6節 本研究の意義・・・	143
6-1. 学術的意義・・・	143
6-2. 政策的意義・・・	144
6-3. 実践的意義・・・	144
第7節 本研究の限界と今後の課題・・・	147
注・・・	148
文献・・・	153

## 序 章 研究の目的と枠組み

### 第1節 研究の背景

#### 1-1. 家族形態の変化とその対応への注目の高まり

現代の日本において、家族内における父親の育児参加をはじめとする家族ケアへの参画は、政府による政策を中心に推進されている。こうした趨勢は、父親と母親との性別役割分業を前提とした夫婦間の分担割合の不均衡に端を発していると考えられる。家計を維持するため仕事を中心に担う父親と、家事・子育てといった家族ケアを中心に担う母親との時間配分の不均衡は、先進諸国において日本が突出して高い割合を示している（総務省 2017, 渡辺 2016）。こうした現象の背景は端的に、高度経済成長期に確立された「サラリーマン—専業主婦型」家族形態から、夫婦共働き家庭の増加に伴い、妻側の役割の増大と、そこから出現する家族に関する病理的現象に対して、夫の家族ケア（家事・育児・介護等）参画により安定的な家族形態を維持し続けることへの対応にあるということができよう。

現代日本において多数派を占めている夫婦共働きによる仕事と家庭生活（子育て・家事・介護等）の両立は、政策的にも人々の意識における関心においても注目が高まってきている。少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少し続けるなか、働く人々のニーズの多様化に合わせ、主として正社員における長時間労働を基底としたこれまでの仕事観を見直し、男女問わず仕事と家庭生活との調和を図るべく、労働環境を整備することが政策的にも推し進められている<sup>1)</sup>。長時間労働を主たる要因とする過労死や、主に母親に負担がかかることによる孤独な育児、そしてこのことに起因するとみられる児童虐待の相談件数の増加など、仕事と子育てをめぐる事象が社会問題化し、政策的対応が必要となってきたことが背景のひとつとして挙げられる。

こうした政策的対応が必要となっている背景として、男女共同参画政策が日本社会において浸透しているなか、実態として男女ともに仕事と家事・子育てをめぐる性別役割分業が固定化されていることが要因として存在することが指摘されている（山田 2004）。山田昌弘によると、その性別役割分業とは、主として夫は家計を支える役割として仕事に従事し、妻は育児・家事を中心に従事するという分業である（山田 2004）。山田は、近代社会では家族は経済的に一つの生活共同体として機能することとなり、共同にリスク処理をすることによって、お互いをリスクから守り合うものとして家族は認知されてきたと述べる（山田 2004）。高度経済成長期の家族機能として「絆としての家族」、「共同体としての快適生活の追求」という二つの欲求が満たれ、その結果、家族は安定的に存在していたという。そして、ほとんどの人は望めば家族を得られ「夫は仕事、妻は家事で豊かな生活を目指す」システムがうまく機能し、快適な生活を実現することができていたと述べる（山田



2004 : 153-154).

それが 1990 年代の後半より家族の不安定化が起きるようになる。高度経済成長期に現在よりも多くみられた夫婦間における「夫は仕事、妻は家事・育児」に従事するという「サラリーマン—専業主婦型家族モデル」は、さらに少数となり妻も家計補助的な意味合いが強いにせよ労働に参画する家族形態が多数派を占める状況となっている。

こうした現状から、今日の家族形態は「サラリーマン—専業主婦型家族モデル」という政策を立案するうえでの標準的な家族像が溶解し、家族の多様化が進行している状況にあるといえる。そして、この家族の多様化の帰結として、夫婦—子どもという、これまでの「標準家族形態」から、もうひとつの家族形態が出現することとなる。

### 1-2.ひとり親家庭という家族形態

こうした「標準的な」家族形態とは異なるものとして<sup>2)</sup>、父親もしくは母親の一方のみが世帯内において子どもを養育する、ひとり親家庭の増加が挙げられる。その原因として離婚件数の増加が挙げられる。1990 年代後半より、離婚件数が増加する(図 序-1)。それまで 15 万件前後で推移していた離婚件数が、1990 年代後半より 20 万件を超えるようになり、その後、緩やかな減少はみられるものの、現在まで 20 万件を上回る状況が続いている。

このことに裏打ちされる現象として、夫婦が離婚後、どちらかが子どもを引き取って養育を行うことが要請される。こうして、離婚件数の増加と相まって、ひとり親家庭が増加することとなった。

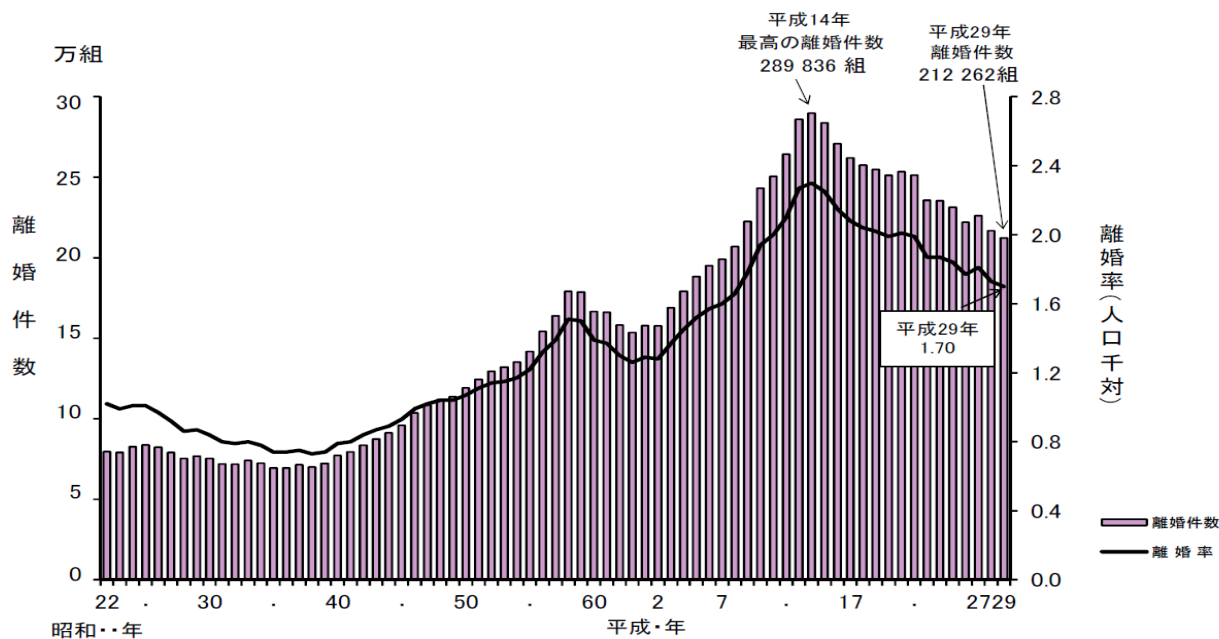


図 序-1 離婚件数及び離婚率の年次推移 (厚生労働省 2017:16)

### 1-3. もう 1 つの現象 —父子家庭の存在—

現代においては夫婦が離婚後、母親が子どもを引き取り、養育を行うというケースが多くを占めている。厚生労働省が発表している統計では、児童のいる世帯数が 1988 年の 1,643 万世帯から 2012 年は 1,209 万世帯に減少している一方で、母子世帯数の推移は 1988 年の 55 万 4,000 世帯から 2012 年の 82 万 1,000 世帯と増加傾向がみられる（厚生労働省 2015 : 1）。

これに対して、父親が子どもを引き取るケースは母子家庭よりは少なく、過去 30 年間の父子家庭のみの世帯数をみても、おおよそ 10 万世帯前後で推移をしている。母子世帯と父子世帯との比はおおよそ 7 : 1 程度であるが、元妻側の就業参加数の増加や子どもを引き取ることを希望する父親の増加で、今後、父子世帯数の増加が予想されている（高山 2017）。ひとり親家庭への社会的支援は、母子家庭が念頭におかれ、主として母子家庭に対する政策的な手当てが推し進められてきたといえる（浅沼 2015b）。

母子家庭に比べて少数ではあるものの、日本においても 10 万世帯前後が存在する父子家庭は「忘れられた家庭」として存在しているのではないだろうか。そして、父子家庭が抱える固有の困難に対して考察・支援がなされる必要があるのではないだろうか。そこで本研究では、次節に示す問題意識と枠組みのもと、産業構造の変容、性別役割意識、ジェンダー構造といった側面から、父子家庭の父親の就業継続および家族ケアに関する考察を行う。

## 第2節 研究の問題意識・枠組み

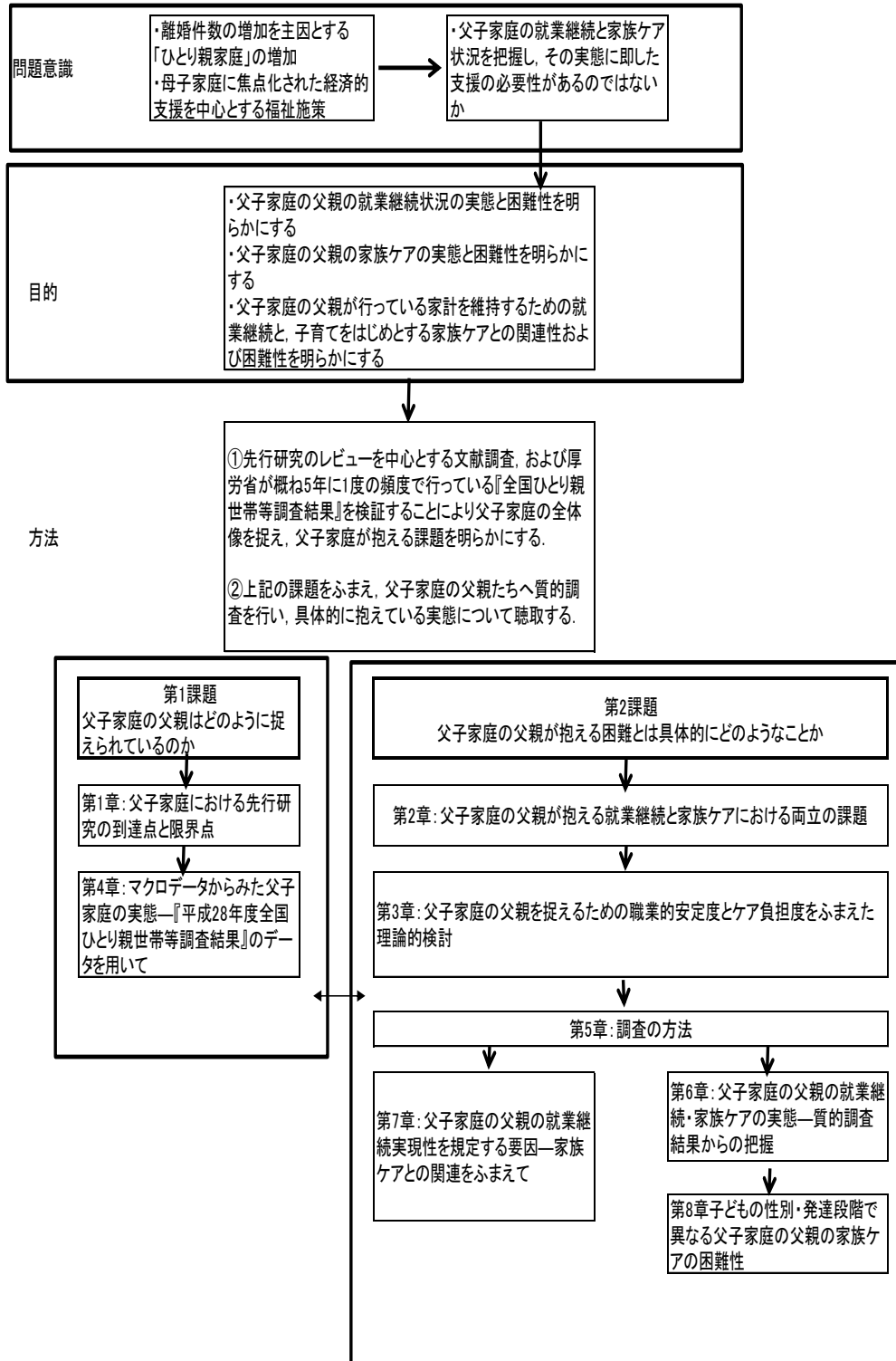
日本において長時間労働を基底とする男性稼ぎ手役割意識が、現状においても根強く存在することに加え、父親の育児参加を要請する言説が出現している。こうした状況下において、本研究は、父子家庭の父親がおかれている状況は、これらふたつの役割への参画要請が先鋭化し表出しているものとの認識にたち、以下の問いを設定する。

- (1) 就業継続—家計を支えるために父子家庭の父親にも求められている役割であるが、これがどのような要因によって可能となるのか。
- (2) 家族ケア—父親が家族ケアへ関わる際の困難とは何か（とりわけ性別の異なる子ども（女兒）への対応・子どもの発達段階別の困難など）。

上記2点の問いに応えるための研究枠組みを図 序-2 に示した。

現代日本社会での夫婦間における「夫は仕事・妻は家事・育児（プラス家計への補助的労働）」という家族形態をとる性別役割分業意識が他の先進諸国に比べ強固な状況において、父子家庭の父親が家族ケアを行うことは、男性稼ぎ手役割から降りずに家族ケア（家事・育児）の実施主体になるということの意味する。

図 序-2 に示したように、本研究は父親の就業継続が可能となる要因の分析および、父親が行う特有の家族ケアの困難性の分析という2本柱で考察を進めていく。



図序-2 論文の枠組み

### 第3節 研究目的および研究課題

父子家庭の父親が就業継続と家族ケアの両立を行ううえで、両者は相互作用を及ぼし合うとの認識にたち、主として以下の3点を研究の目的とする。

- (1)父子家庭の父親の就業継続状況の実態と困難性を明らかにする。
- (2)父子家庭の父親の家族ケアの実態と困難性を明らかにする。
- (3)上記(1)と(2)の考察結果をふまえ、父子家庭の父親が行っている家計を維持するための就業継続と、子育てをはじめとする家族ケアとの関連性および困難性を考察する。それを通して、父子家庭の父親の就業継続と、家族ケアを行ううえで父子家庭の養育困難を把握する。そのうえで、就業継続と家族ケアの両立を支援するための方向性を示す。上記の研究目的に基づき、以下の研究課題を設定し、考察をおこなうこととした。

①父子家庭の父親たちへインタビュー調査を行い、就業継続および家族ケアの実態および困難性を把握する。

②就業継続および家族ケアを行うにあたり、父子家庭の父親は、どのような公式／非公式なサポートを得ているのかを把握する。

③父子家庭への支援は、どのような条件において有効なものとなるのかを把握する。

④子どもの性別や発達段階によって家族ケアへの困難性はどのように異なり、どのように父親は対応しているのかを把握する。

図序-2に示したように、本研究の第1課題として、これまで父子家庭の父親がどのように捉えられてきたのかについて、先行研究のレビューを行い、その到達点と限界点について考察する。また、マクロデータからみえる父子家庭の実態について、『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果』のデータを用いて父子家庭の全体像を把握し、その課題を考察する。

第2課題として、父子家庭の父親が抱える困難とは具体的にどのようなことであるのかを、就業継続と家族ケアをめぐる両立の困難について把握する。これらの困難を捉えるために両者の高／低の4つの象限に分類し、理論的検討を行う。そしてミクロな視点から個々の父親の具体的な困難を把握するためにインタビュー調査を行い、考察を進める。また、家族ケアに関することのうち、子育ての遂行について、父親は重層的な困難を抱えていることが考えられる。子どもの性別の違いもさることながら、子育ては、子どもが幼児期・学齢期あるいはそれ以上の年齢で抱える困難の質が異なることが予想される。また、学齢期の子どもを育てる父親においても、小学生・中学生・高校生それぞれの子どもを持つ父親の抱える困難の質は異なることが考えられることから、これらの点についても考察を行った。

#### 第4節 本論文の構成

本論文は、第1章から第8章に序章と終章を合わせ、全10章により構成されている。

序章 研究の目的と枠組み

第1章 父子家庭に関する先行研究の検討

第2章 父子家庭の父親が抱える就業継続と家族ケアにおける両立の課題

第3章 父子家庭の父親をとらえるための職業的安定度とケア負担度をふまえた理論的検討

第4章 マクロデータからみた父子家庭の実態—『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』の結果データを用いて—

第5章 調査の方法

第6章 父子家庭の父親が行う就業継続・家族ケアの実態—調査結果からの把握—

第7章 父子家庭の父親の就業継続実現性を規定する要因—家族ケアとの関連をふまえて—

第8章 子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性

終章 総合考察—本研究の到達点と限界点—

先述した研究目的および研究課題に基づき、第1章では父子家庭および関連する領域の先行研究の検討を行い、第2章および第3章では理論的側面からの考察を行った。そして、第4章では、厚生労働省が実施している既存の量的調査結果をもとに、父子家庭についてマクロ的な視点からの考察を行った。第5章では、第4章で浮き彫りになった父子家庭の全体像をもとに、独自の質的調査を行ったため、その調査に関する方法および分析方法について記述した。第6章から第8章では、筆者が実施した父親たちに対する質的調査の結果を分析し考察を行った。

## 第5節 本研究全体の方法

図序-2 に示したように、本研究の方法として、大きく分け 2 つの方法により行う。

①先行研究のレビューを中心とする文献調査および政府／自治体が行った各種統計資料等で示されている言説やデータを検証し、父子家庭の全体像を描き出すとともに、父子家庭が抱える課題を明らかにする。

②筆者による父子家庭の父親へのインタビュー調査における語りの内容をテキストマイニングの分析手法を用いて内容分析を行う。

父子家庭における量的調査については、厚生労働省が概ね 5 年に一度実施している『全国ひとり親世帯等調査』において詳細なデータが存在している。したがって、本研究では父子家庭に関する量的な部分については『全国ひとり親世帯等調査』の結果についての解釈を行うことにより、父子家庭の全体像を把握・考察する。

一方で、質的調査、とりわけ父子家庭の父親における子どもの性別・発達段階別にフォーカスした質的調査は、これまでの先行研究でみられないため本研究ではこの点に主として焦点をあて探求する。

以下では各章における研究方法の概要を述べていく。

第 1 章では、関連する先行研究について文献・資料の検討を行う。これまでの父子家庭研究における父親の就業継続の実態、さらに就業継続支援施策の課題についてこれに関連する先行研究レビューを行うとともに、現代日本のジェンダー構造、産業構造という 2 つの視点をめぐって、父子家庭と母子家庭の現状と生活課題の比較、さらに、父子家庭の父親・子どもへの先行する事例調査・量的調査の結果をふまえ父子家庭の父親が就業継続と家族ケアを行う生活形態をとった際の課題について把握する。

第 2 章では、ひとり親家庭に関する政策面に焦点をあて、主として官公庁が実施・公開している調査結果をレビューすることにより、マクロな観点から父子家庭が抱える困難の性質、母子家庭やふたり親家庭と比較した場合の父子家庭がおかれている状況を把握する。

第 3 章では、父子家庭の父親の就業継続状況（職業的安定度）と家族ケア負担度の実態考察の理論的枠組みを構築するべく、父子家庭の父親の就業（継続）状況と家族ケアのうちでも家事・育児に焦点を当て、それらのバランス関係に焦点を当て考察を行う。

第 4 章では、厚生労働省がおおむね 5 年に一度の頻度で実施している「全国ひとり親世帯等調査結果」のデータを概観することにより、父子家庭の全体像を描き出すとともに、量的側面からみた父子家庭の実態について考察を行う。

第 5 章では、前章までの考察に基づき、筆者が実施した父子家庭の父親への就業継続および家族ケアに関するインタビュー調査より得られた知見から考察を進めてゆくにあたり、研究方法について述べる。本調査を行うにあたり、その問題意識を述べ、調査方法および調査協力者の属性について記述する。次に本調査で得られたテキストデータの分析方法および、調査を行うさい

の倫理的配慮について述べる。

第 6 章では、第 5 章で提示した調査方法および分析方法に基づき、父子家庭の父親が行う就業継続および家族ケアに関する調査より得られた知見から、その実態について記述し、考察を深める。父子家庭の父親が行う就業継続と家族ケアは、相互作用を及ぼすものであるという立場に立ち、父親の語りを記述し、就業継続と家族ケアの実態について考察し、これらを両立してゆくための困難性について整理し、第 6 章および第 7 章への考察へとつなげてゆく。

第 7 章では、父子家庭の父親が自身の子育てと、家計を維持するための就業継続の両立を可能とする条件を規定する要因について、筆者による父親たちへのインタビュー調査の結果に基づき考察する。9 名の父親の語りをテキストマイニングより分析をおこなう。分析のためのソフトウェアは **KHcoder** を使用する。

第 8 章では、これまでの考察で明らかとなった就業継続と家族ケアを両立させていく際に抱える困難性について、父子家庭の父親の語りにみられる自身が育てる子どもの性別および発達段階の違いによる家族ケアの困難性の要因を明らかにする。分析方法としては、計量テキスト分析を採用し、語りの内容を **KHcoder** にて解析する。

終章では、第 1 章から第 8 章までの総括として、父子家庭の父親への具体的な就業継続支援・家族ケア支援のあり方について、理論的な視点から考察を行い、本研究の知見および意義について述べる。



## 第6節 概念の定義

本論文において使用する主要な概念について、以下のように定義を行う。

概念	定義
父子家庭	離別・死別を問わず子どもにとっての母が同居しておらず、父と子で同居し生活を送っている家庭(祖父母等との同居を含む)
母子家庭	離別・死別を問わず子どもにとっての父が同居しておらず、母と子で同居し生活を送っている家庭(祖父母等との同居を含む)
子ども	「母子および父子並びに寡婦福祉法」第6条第3項に基づき、20歳未満の者
仕事	自営・会社勤め等の雇用関係にある者を問わず、労働によって賃金を得ていること
子どもの発達段階	乳児期、幼児期、学齢期、および、それ以降の高校生、大学生に相当する年齢段階における区分
就業	仕事に就くこと
就業継続	仕事を継続していること
家族ケア	家庭生活を送るうえで家族に対して行う家事・育児・介護等を総称するもの
困難	生活を送っていく中で立ち現れるストレスを伴う事象
困難性	生活を送っていく中で立ち現れるストレスを伴う事象の性質/度合い

本論文で言及する「母子家庭」とは、特に断りのない限り、母子のみの世帯と、祖父母などが同居している世帯を一括されたものとして表現する。「父子家庭」も同様に、父子のみの世帯と、祖父母などが同居している世帯を一括されたものとして表現する。

「家庭」、「世帯」、「家族」の違いについても述べておく。本研究が対象とする父子については、一般的に「父子家庭」、「父子世帯」、「父子家族」といった表現がみられる。それぞれの用語について、政府の統計調査で示される表記においては「父子世帯」という用語が使用されているが、厚生労働省における父子への就労・福祉的支援を総称する用語としては「父子家庭」という用語が使用されており、政府においても厳密な定義や用語の区分が明確ではない(金川 2012: 2)。本研究では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第5項において『「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭・・・』と定義されていることに倣い、引用部分を除き、原則として母子で生活を行っている家庭へは「母子家庭」、父子で生活を行っている家庭へは「父子家庭」、両者を総合して「ひとり親家庭」という表記を用いる。

また、本研究にて重要な位置を占めている「ケア」という用語は、「非常に曖昧で包括的な概念」(久保田 2011: 87)である。種橋征子(2017)は「ケア」について以下のように定義している。

自らが対処する、あるいは、主に他者から、「ケア」の(中略)世話、配慮を受け、助けられる。そして、心配や気がかりを経験した自分が、今度は、他者における心配や

気がかりに共感し、世話や配慮を行い助けることである（種橋 2017：24）。

ここでは、種橋の定義を準用し「ケア」を次のように捉えることとする。すなわち「ケア」とは、「他者へ自らが対処、または、他者から世話や配慮を受け、助けられること。他者の困難を察知し、世話や配慮を行い助けること」とする。

また、父子家庭の「父—子ども」関係を考察する際に、「ケア」概念に相似するものとして、「育児」あるいは「子育て」といった概念との異同がある。

大和礼子（2008）は、「育児」という概念には、子どもの「世話」のほかに、子どもに対する「しつけ・教育」や、子どもと「遊ぶ」など多様な要素が含まれていると指摘する（大和 2008：116）。

さらに、船橋恵子（1998, 2006）は、「子育て」概念について、子どもを含めた家族の生活費を稼ぎ供給する「扶養」、子どもに躰を行い教育する「社会化」、遊び相手や相談相手になるような「交流」、食事の提供や着替えなど身の回りことで子どもができないことを支援する「世話」の4つの概念に分類している。

先に挙げた大和の論考は、ふたり親世帯において、母親が父親に、これらの側面のうち、どの要素を期待しているかについて考察されたものだが、本研究は父子家庭の父親を研究の対象としており、こうした家庭では上記3要素の全ての側面が父親に対して期待されていると考える。また、船橋が挙げている「子育て」に関わる定義を父子家庭の父親に適応するならば、父親がケアを行う子どもに対して、これら4つ全ての側面で関わりを持つことが期待されていると考えられる。したがって、本研究では「育児」、「子育て」あるいは「養育」という場合には、これら全てを含む概念と定義したい。

## 第1章 父子家庭に関する先行研究の検討

本章は、日本における「ひとり親家庭」のうち、「父子家庭」における研究の動向に焦点をあて、文献や統計資料等で示されている言説を検証し、父子家庭への社会的支援に関する課題を明らかにすることを目的とする。日本において父子家庭に関する研究は、母子家庭のそれと比べて蓄積が少ない。その原因として父子家庭は母子家庭と比べて絶対数が少ないということがいえる。父子家庭はマイノリティであるということが「ひとり親家庭＝母子家庭」ということで定式化され、父子家庭に関する研究が等閑視されているものと考えられる。

本章では、そのなかで現在までに蓄積されている父子家庭に関する研究の動向を概観し、そこで何が焦点化されているのかについて検討を行った。その結果、大きく分けて以下の3つの点に分類が可能であることが明らかとなった。①母子家庭の母親と比較した際の父子家庭の父親が特有に抱える諸問題について、ジェンダー構造の側面から考察された研究。②父子家庭の父親がおかれている雇用就業環境から、仕事と子育ての両立の可能性について考察された研究。③父子家庭で育った子どもへのインタビュー調査から、父子家庭が抱えている困難を浮き彫りにし、その課題への考察が行われた研究。

そして上記の研究動向から、ジェンダー構造の影響もあり父子家庭の父親が就業を主体とした生活設計を行った場合に、その子どもに対するケアが不十分にしか与えられていないことが懸念されている。父子家庭への施策を立案する際には、母子家庭への支援と同列に扱い、「同等の」支援を行うのではなく、ジェンダー構造を加味した政策が求められることが明らかとなった。

### 第1節 父子家庭研究の領域

#### 1-1. 『全国ひとり親世帯等調査結果』の概観

本章は、日本における「ひとり親家庭」のうち「父子家庭」における研究の動向に焦点をあて、文献や統計資料等で示されている言説を検証し、父子家庭への社会的支援施策に関する課題を明らかにすることを目的とする<sup>1)</sup>。

現代の日本社会において、ひとり親家庭への支援は、社会福祉政策においても重要な課題のひとつとして考えられるようになってきている。離婚件数の増加等にもない、ひとり親家庭となる世帯が増加している。また2014年には、ひとり親家庭の50.8%が相対的貧困の状態にあるという調査結果が公表され、母子家庭を中心として、ひとり親家庭の経済的な困窮状態が社会問題化し、喫緊の課題として政府においても対策が進められるようになってきている。

同時に、ひとり親家庭に関する研究も社会福祉学、社会学、経済学の領域をはじめとして蓄積がみられるようになってきている。しかし、そこで主として焦点化されているのは母子

家庭を中心とする言説であり、父子家庭への言及は少ないのが現状である。その原因としては、母子家庭に比べ父子家庭の絶対数が少ないことが考えられる。「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭の世帯数は 123 万 2,000 世帯に対し、父子家庭の世帯数は 18 万 7,000 世帯と推計されており、父子世帯は母子世帯の 7 分の 1 程度にとどまる（表 1-1）<sup>2)</sup>。

**表 1-1. 母子世帯と父子世帯の現況**

		母子世帯	父子世帯
1. 世帯数（推計値）		123.2 万世帯	18.7 万世帯
2. ひとり親になった理由		離婚 79.5%	離婚 75.6%
		死別 8.0%	死別 19.0%
3. 就業状況		81.8%	85.4%
	うち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
	うち 自営業	3.4%	18.2%
	うち パート・アルバイト等	43.8%	6.4%
4. 平均年間収入（母又は父自身の収入）		243 万円	420 万円
5. 平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）		200 万円	398 万円
6. 平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）		348 万円	573 万円

【出所】厚生労働省『平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』2016 年，p. 2 より

このことが「ひとり親家庭＝母子家庭」ということで定式化され、母子家庭を主な対象とした各種の施策がとられているものと考えられる。母子家庭への社会的支援は未だ不十分な点を多く含んでいるとはいえ、支援をするべき対象として社会的認知が進んでいるように思われる。

一方、父子家庭への支援は「母子福祉法」の施行から 20 年を経た 1983 年に「全国母子世帯等調査」において初めて「父子家庭」が調査の対象となり、公的機関によって父子家庭の状況の掘り起こしが始まるようになる。ひとり親家庭支援における代表的な法律である現在の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」において「父子家庭」への支援に関する条文が加わるのは 2002 年の改正時からである。2014 年 10 月に「母子及び寡婦福祉法」は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正・施行され、父子家庭に対する福祉の措置に関する章が創設されるなど父子家庭への支援の拡大が打ち出されている（浅沼 2015b）。湯澤直美(2013)は、これまで政策的に父子家庭が除外されてきた要因として「男性稼ぎ手モデルを前提に、男性を一括して扶養者とみなすジェンダー・バイアスが貫かれている」結果で

あると指摘している(湯澤 2013 : 78). 徐々にではあるが, 父子家庭への社会的支援に関する法体系も整備され, 父子家庭へも母子家庭と同等の支援が必要との認識が広がりつつある.

本章では, こうした政策上の変化に伴って展開をみせているひとり親家庭研究のうち, これまであまり焦点化されることのなかった父子家庭研究に関する言説の動向を検討することにより, 父子家庭への社会的支援施策に関する課題点の理論的知見を提示する.

## 1-2. 家族形態の多様化とひとり親家庭の増加

日本において, ひとり親家庭という言葉が使用されるようになったのは 1985 年に「東京都単親家族問題検討委員会」が「ワンペアレント・ファミリー (One-Parent Family)」を「ひとり親家庭」と訳すことが提案されて以降であるといわれている(松浦 2000 : 83). 現在は子どもが両親と生活している「ふたり親家庭」と対比される形でこの用語が浸透してきている. 1980 年代頃まで, ひとり親家庭に対しては「欠損家庭」・「片親家庭」などと呼ばれ, ひとり親家庭の子どもが就職や結婚をする際には差別的な処遇を受けることが多かったといわれている(浅沼 2015a).

ひとり親家庭となった理由については, 戦後から現代にかけて大きく変化をしている. 戦前から戦後間もなくにかけては, 夫婦のどちらかの死亡を主因とする, ひとり親家庭が大半を占めていたが, 「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果」の数値によると, 母子家庭については 80.8%, 父子家庭については 74.3%が「離婚」によるものとなっており, 「死別」については母子家庭 7.5%, 父子家庭 16.8%となっている(厚生労働省 2012 : 2). また, 「平成 24 年人口動態統計」によると, 2013 年の年間の離婚件数については 23 万 5,394 組であり, 減少傾向にはあるものの過去の離婚件数と比較して水準としては高いものとなっている(厚生労働省 2012 : 2). このように現代の日本において, ひとり親となる者は, 離婚を理由とするケースが大半を占めていることがわかる. 今後さらに, ひとり親となる母親や父親は増加することが見込まれている.

その結果, ひとり親家庭となり母子あるいは父子のみで生活する家庭や, 離婚した者同士が再婚し家族となるステップファミリーなど, 以前にはあまり見られなかった家族形態が誕生することにより, 高度経済成長期まではなかば「常識」であった「ふたり親家族」の形を標準的な家族モデルとした形態が維持されることが難しくなり, 家族形態の多様化が進行していく(浅沼 2015b : 124).

ところで日本は, 先進国の中においても性別役割分業の意識が強固な国としての指摘がなされている. 他の先進諸国と比べ女性の労働力率は低く, 家庭内における性別役割分業として, 夫は仕事・妻は家庭内での家事・育児および家計を助けるための補助的労働という形態をとる夫婦が多い国である. 15 歳以上の女性の労働力率はスウェーデン 60.3%, アメリカ 56.3%に対し, 日本は 48.9%であり, 先進国においては比較的低い水準にある(松

田 2007 : 1, 国立社会保障・人口問題研究所 2015). また, 大槻奈巳 (2015) も, 性別役割分業をめぐる量的調査の結果を分析する中で次のように述べる.

(今日の日本は) 男性の稼ぎ手役割意識の非常な強固さがある. 「家族を養うことができる」を 97.5%の人が重要と回答し, 雇用・事業の安定度, 転職・離職経験の有無は男性が「家族を養うことができる」意識に影響を与えていない. 雇用が不安定であろうと, 転職・離職経験があろうと稼ぎ手役割を重要だと考えている (大槻 2015 : 317).

こうした性別役割分業下において, 夫婦が離婚し, ひとり親家庭となった場合には相手方が担っていた役割を引き受けなければならない状況が生じる. 母子家庭となった母親に対しては, 従来の夫が担っていた家計を支えるという役割を補うべく, 社会施策として経済的側面からの支援がなされてきた.

一方, 父子家庭の父親に対する社会的支援については, 長く社会福祉施策の網の目からは漏れた存在であったが, 近年の法令等の改正によって父子家庭への支援も母子家庭と同様にその対象と位置づけられ, 法整備が行われていく方向に向かいつつある.

### 1-3. 父子家庭研究の類型

前節で述べたように, ひとり親家庭への社会的な施策が充実されてくるにともない, 父子家庭へ焦点をあてた研究も蓄積がなされてきている. しかし, 母子家庭へのそれと比べ, ひとり親家庭のうち父子家庭へ焦点が絞られた研究は蓄積が少ないのが現状である. 「ひとり親家庭」といっても「母子家庭」/「父子家庭」によって, また, 同居する祖父母などの存在の有無によっても抱える問題の内容は異なる.

こうしたなか, 日本において父子家庭研究の萌芽的な考察を行ったものとして, 1977年に発表された本間真宏の考察を挙げることができる (本間 1977). この論文の中で本間は「現実に存在する父子家庭のニードの把握など, 基本的なところからの出発が必要」(本間 1977 : 44) であるとし, ひとり親家庭が抱える問題が考察されるにおいて, 母子家庭のみが対象とされ父子家庭がほとんど考慮に入れられておらず, また, そのみならず当時は父子家庭が求めている事項に関しての公的な調査すら行われていないことを問題視している. また, 高橋重宏らも 1994年の時点で「今までのところ, 父子家庭の生活状況など実態が明らかになっていず, これを明らかにするのがまず必要」であると指摘している (高橋他 1994 : 74).

厚生労働省が概ね 5年ごとに実施している「全国母子 (ひとり親) 世帯等調査」において「父子家庭」が対象となったのは 1983年調査からであり, 1980年代に入ってからようやく公的機関によって父子家庭の状況の掘り起こしが始まった. また, ひとり親家庭支援における代表的な法律である現在の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」において「父子家

庭」への支援が加わるのは 2002 年の改正時からであり、父子家庭への公的支援が明確に打ち出されるのは極めて最近になってからであるということが出来るだろう。

こうした父子家庭への社会的施策が少なくとも制度的には充実されてくるにともない、父子家庭に関する研究もみられるようになってくる。現状の父子家庭に関する研究動向を分類するならば、大きく分けて以下の 3 つの視点に類型が可能である。

- ・母子家庭の母親と比較した際の、父子家庭の父親が特有に抱える諸問題について、ジェンダー構造の側面から考察されたもの。
- ・父子家庭の父親がおかれている雇用就業環境から、仕事と子育ての両立の可能性について考察されたもの
- ・父子家庭で育った子どもへのインタビュー調査から、父子家庭が抱えている困難を浮き彫りにし、その課題への考察が行われたもの。

以下では、これら 3 つの視点から言及されている言説を整理することにより、父子家庭研究の論点を整理していくことにする。

## 第2節 ジェンダー的側面から言及されている父子家庭研究

母子家庭へは経済的支援の必要性が前面に主張されるのに対し、父子家庭への言及はジェンダーの側面からなされることが多いのが父子家庭研究の特徴である（春日 1989, 岩下 2013, 橋口 2007, 中田他 2001）。今日の日本の性別役割分業下における規範意識、すなわち男性は就業、女性は家事・育児に従事するという意識は、ひとり親となった家庭の親にとっては、一方の役割を引き受けなければならず多くの負担を強いるものとなっている。橋口は、父子家庭の父親は母親役割も担わなければならない状況だが、このような実態に対して母親としての役割を父親がどのように代替していくのかという視点が欠けていることを指摘している（橋口 2007 : 171）。

実際に今日の性別役割分業下において、ひとり親となった父親は仕事に加えて家事・育児にも従事しなければならない。橋口も指摘しているように、「父子家庭に対する社会資源は性別役割に目を向けていると言いがたいため、今後は性別役割分業のあり方も踏まえながら父子世帯をとりまくサポート体制の構築が重要になる」（橋口 2007 : 172）。しかし、現実的には性別役割分業を考慮した父子家庭への支援体制は未だに等閑視されている状態と言えるだろう。こうした意識は社会的施策の整備のみで改善されるものではなく、われわれの意識に深く根差した意識でもあり、こうした意識をどのように捉え修正していくかが問われているともいえる。

このような性別役割分業構造から父子家庭が抱える意識の問題をクローズアップして論じたものとして、春日キスヨの論考を挙げることができる。春日は、父子家庭問題を語るうえでいまや欠かすことのできない重要性を帯びるに至った著書『父子家庭を生きる』において、ジェンダーの視点から父子家庭における父親が抱える困難について論じている（春日 1989）。この中で春日は、父子家庭支援においては社会政策の充実のみでは父子家庭が抱える困難を根本的には解決することが難しいと指摘している。それを春日は「男の面子」という表現で捉えている。「援助が必要なく弱者>の位置に男女が立たされたとき、<男らしさ>の価値、<女らしさ>の価値ゆえに、ひきおこされる状況は男女で全く異なってくる」（春日 1989 : 105）。ひとり親家庭への支援を受ける際においても、父子家庭の父はそのジェンダー構造に規定された規範を内面化している限り「面子」によって自ら支援を遠ざける傾向が指摘されている。「<弱者>として社会的に位置づけられた女性が、子どもを抱えてさらなる<弱者>になったとき、初めから<弱者>として位置づけられてきたからこそ、彼女らは、まさに状況に応じた行動をとり、援助を受けることができる」のに対して、「男性は<強者>とみなされるために、援助を与えられるどころか、よりいっそうの自己崩壊の危機に立たされる」（春日 1989 : 105）。

それは社会的な支援制度の利用についてだけでなく、より私的な関係性についても同じことが言える。例えば、ひとり親本人が何か困ったことがあった際の相談相手について、「相談相手なし」と回答した母子家庭の母が 20%に対して、父子家庭の父は 40%を超え



ている。そして、「相談相手なし」のうち、「相談相手は必要ない」と回答している母子家庭は 39.8%に対して、父子家庭は半数に近い数値である（表 1-2）。

**表 1-2 「ひとり親本人が困っている際の相談相手の有無」**

	総数（人）	相談相手あり（人）	相談相手なし（人）	相談相手が	相談相手は
				欲しい	必要ない
母子世帯	2,008 (100%)	1,606(80.0%)	402(20.0%)	242(60.2%)	160(39.8%)
父子世帯	384 (100%)	214(55.7%)	170(44.3%)	92(54.1)	78(45.9)

厚生労働省『平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』2016 年, p.74

先に挙げた春日のひそみに倣うならば、男性は社会的に「強者」とされているがゆえに、女性に比べ他者へ援助を求めることや、相談を行うことに躊躇がみられるということである。「面子」によって、「誰にも援助を求めず、誰にも相談しようとせず、ひとり自分の孤立の中に閉じこもっていく」（春日 1989 : 111）。

「強者」と位置づけられている男性が、「父子家庭の父親」という立場におかれた瞬間から社会的には「弱者」となるのである。父子家庭の父親が抱えているジェンダーの側面から捉えることのできる問題とは、単にひとり親となり、性別役割分業における「母親」が主として担っていた家族ケア役割を自身が受け持つ必要が生じるだけではなく、父子家庭としての社会的支援を受けられる状況があるにもかかわらず、それを自ら拒絶してしまうことであると指摘ができる。それを緩和するには、社会的な支援制度の充実のみではなく、父子家庭の父親へ内面化されている「男性性」へのケアについても求められているのである。

### 第3節 雇用・就業継続環境から言及されている父子家庭研究

父子家庭の経済的問題に関しては母子家庭のそれに比べて小さく、むしろ問題とされるべき点は、父子家庭の父の家事や子育てに関する支援のあり方と考えられる傾向がある。若干古いデータではあるが、1994年に302カ所の自治体を対象に行われた調査において、父子家庭の経済状況に対して「困難を抱えている」と認識している自治体と、逆に「余裕がある」と認識している自治体とで大きく二分されていることが指摘されている（高橋他 1994：74）。

2011年度の児童のいる世帯の平均収入が658万円であるのに対して、母子世帯が291万円、父子世帯が455万円であり、父子家庭の年収についても低い傾向にはあるものの、母子世帯の収入が圧倒的に低いことから、経済的支援に関するまなざしは専ら母子家庭へ注がれていた。そして、ひとり親家庭へ支援が考えられる際には、こうした状況下におかれている母子家庭が念頭におかれ、まずもってひとり親家庭への経済的支援が立案・実行されてきた経緯がある。

しかし、山田亮（1999）は、父子家庭という状況下における父親は、子育てや家事（家庭重視）と、仕事重視の二者選択を迫られていること、そしてその選択として「家庭重視」を選択した場合、それは窮乏への選択を意味することを、事例を交えて述べている（山田 1999：77）。ひとり親家庭となり、父親が子育てを行う場合、自らの両親など身近な関係にある者へ子育ての支援を仰ぐことができない場合、父親はひとり親となる前に就いていた職に留まったまま子育てを行うことが困難になるという（山田 1999：79）。現代の日本において多くの職場では男性・女性ともに正社員で就業する者の多くは、ある程度の残業を前提とした就業構造となっており、子育て等により、そうした就業形態をとれない者はパート・アルバイトによって就業することが半ば暗黙の前提となっている（浅沼 2007：154）。

父子家庭において子育てを行う必要のある父親は、たとえ家計を支える立場であっても、ひとり親となる前の就業状態を継続してゆくことが困難となり、週末が休みであり、かつ残業のない職場へ転職を余儀なくされ、その結果、父子家庭の父が子育てを優先した就業形態を選択すると収入が大きく減少し貧困への道を辿るメカニズムが起動する（山田 1999：80）。そして、こうした就業形態への転職は、本人が望んで行っているのではなく、子育てをするためにやむを得ず転職をせざるを得ないという点が特徴である。高橋らが独自に行った父子家庭への量的調査の結果をみると、父子家庭の父親たちが市町村の行政機関からの支援として最も望むこととして「経済的な支援」が24.7%でトップに挙がっている（高橋他 1996：110）。

先に男性は女性に比べ平均収入という点では高い傾向にあることをみた。しかし、これは「サラリーマン—主婦型家族」モデル（夫が仕事を行い家計のほとんどをひとりで支え、妻が家事・育児を主に担う）を前提とした雇用就業形態において可能になるものであり（山

田 2004 : 162), 父子家庭などの, ひとり親が子育てを行いながら就業を行うことを前提とした就業モデルではない. このモデルが前提とする就業形態を維持してゆくことが困難となったとき, 父子は容易に経済的貧困の状態に陥るのである.

また父子家庭における家事・育児に関しても, 周囲からの援助が期待できない父子家庭の父親にとって最大の問題は, 仕事と家事・育児の両立が困難な点にあり, その根幹として正規労働者の多くが残業や休日出勤, あるいは出張や単身赴任など, 家庭での役割を果たす時間や家族と向き合う時間を犠牲にしてはじめてその雇用形態と賃金が維持確保できるという, 労働・雇用形態と家庭生活とのバランス設定にある (山田 1999 : 84).

父子家庭の父が抱える経済的問題の根本は, 現代の日本を覆っている雇用・就業構造そのものが抱える問題と密接に関連しているということが出来る.

#### 第4節 父子家庭の子どもの立場へ焦点を当てた研究

父子家庭で育った子どもの立場からの言及として、服部範子ら（服部他 1994）の研究が挙げられる。服部らは、父子家庭において子どもの立場で育ち、成人した人を対象に子ども時代の自分自身の経験について、聞き取り調査を行っている。服部らが行った研究で挙げられている事例は2例のみであるが、日本における父子家庭研究のうち、父子家庭の子どもとして育った者への事例調査としての研究である。

服部らの研究に挙げられているもののうち、事例1は調査時点で26歳の男性で小学校に上がる頃に両親の離婚により父子家庭となった事例である（服部他 1994:164）。この男性は父子家庭となってからは母親との交流はなく、祖母（父親の母）が母親代わりとなって家事・育児全般を行ってくれていたという。学校の参観日や運動会などの学校行事へも祖母が来てくれ、母親がいないことを特別さみしいとは思わなかったという（服部他 1994:165）。

一方、事例2は調査時点で22歳の女性が挙げられている。この女性が3歳の時に母親が死亡し父子家庭となった事例である。この女性の家庭の場合、母親が死亡後は叔母が同居し家事・育児を行ったという。叔母がほぼ家事・育児を担っていたため、この女性の父親は家事・育児についての負担はかからず、「安心して仕事に打ち込めた」とのことである。この女性の叔母が父親と同居し家事・育児全般を行うことにより、女性の父親も転職せざるを得ない状態に追い込まれることもなく、経済的に困窮することもなかった。また父子家庭への福祉も利用したこともないという（服部他 1994:168）。

ここで挙げた2つの事例については、ともに父子家庭の子どもの祖母や叔母が母親代わりとなって養育を受けていた事例となっている。この当時に用意されていた父子家庭への社会資源を利用していない点も共通している。

そして2つの事例とも、先に見たような「サラリーマン—主婦型家族」モデルに類似する家族形態がとられている点が注目に値する。実の母親（主婦）ではないが、父子家庭の子どもにとって限りなく実の母親に近い存在が同居することによって、「サラリーマン—主婦型家族」が代替されていたということができよう。逆に言えば、こうした母親の代替となる存在が身近にいない場合、父子家庭の父親は母親の役割を同時に引き受けざるを得ず、状況によっては現在の就業・雇用形態も本人にとって不利益となりうる方向へ変更せざるを得ない状況に追い込まれることとなる。

服部らが投げかけている研究の本質は、父子家庭が抱える問題とは、母子家庭と異なり経済的な困難よりも、家事や育児などの人的な援助・サービスが必要であり、母親となりうる存在が父子家庭にいない場合、家族ケアへの負担が父親へのしかかり、やがては経済的困窮へと発展していくことだといえる。それは、父子家庭への父親に対する人的な側面からの支援をいかに社会的に担保していくかという点にあると思われる。

## 第5節 小括

本章では、今日の父子家庭に対する研究の動向について、①ジェンダー的側面からの父子家庭研究の動向、②父子家庭への経済的側面からの言及、③父子家庭の子どもの立場からの言及という、3つの視点から先行研究を概観することで、父子家庭が抱える問題群について考察を行った。このようにみると、父子家庭への社会的支援は、母子家庭へのそれと比べ、より多層的な問題を抱えていることが指摘できる。

父子家庭の父親は、母子家庭の母親と比べ、社会的支援を受ける際においても、「面子」によって自ら支援を遠ざける傾向が指摘された。母子家庭の母親は、ひとり親という「弱者」に陥ったとき、状況に応じた行動をとり、援助を受けることができる心性を内面化している。

それに対して、父子家庭の父親は「強者」としての男性性を内面化しているがゆえに、「面子」によって本来は支援が受けられるはずの制度でさえ自ら利用しない傾向があることが明らかにされた<sup>3)</sup>。

父子家庭の父親は、こうした多層的な問題を抱えているにも関わらず、子育て支援政策の面において「要請されているのはあくまでも『育児参加』であり、男性が主体的な親役割を担う家族モデルには政策的無関心が続き、結果として子どもの福祉が差別化されてきた」(湯澤 2015 : 78)。ひとり親家庭への支援として政府は、2016年度より児童扶養手当の増額を行うなど、社会的支援としては「経済的支援」を充実化する方向に動いている。しかし、本節でみてきたように、こうした施策は母子家庭においては一定の効果が発揮されることが見込まれるが、父子家庭においては、ひとつの側面からの支援にしかすぎない。母子家庭と比べ経済的には余裕がある父子家庭においても、仕事と家事・育児の両立が困難な状況に追い込まれ、同居する祖母や叔母に家事・育児の負担がかかっているケースが実態として多いものと考えられる。また、こうした親族に頼ることができない場合、例えば兄弟や姉妹がいる父子家庭においては、年齢の高い子どもへ家事負担がかかっている状況も考えられる。

父子家庭への社会的支援に関する研究は、現代においても未だ萌芽的段階にあり、父子家庭が抱える問題の実態を正確に把握し、父子家庭のニーズに合わせた施策を立案するためには研究をさらに前進させる必要がある。その際に必要なことは、父子家庭の社会的状況、ジェンダー構造を加味した研究が求められている。そこで次章では、本章の考察をふまえ、父子家庭特有の困難について議論を進めてゆく。

## 第2章 父子家庭の父親が抱える就業継続と家族ケアにおける両立の課題

現代日本社会では父親の育児への参画が推奨される一方、父子家庭となった親子の中には、母子家庭へは行われている支援の対象からは漏れてしまうものもある。父子家庭において父子のみで生活する子どもにとっては、父親が唯一の養育者であり、様々な問題を抱え適切な養育を受けることができないまま成長することは将来に負の影響をもたらす可能性が高い。その意味で父子家庭は、母子家庭と同様に手厚い支援が必要である。しかし、父子家庭へは、母子家庭と同様の支援を行えば抱えている問題を解決することが可能なのか、父子家庭は母子家庭に比べ本質的には異なった問題を抱えているのではないかと、そうであるならば、父子家庭が特有に抱えている問題と、父子家庭への具体的な施策とはいったいいかなるものが可能なのか。本章は前章での先行研究の整理をふまえ議論する。

### 第1節 父子家庭が抱える問題

現代社会が抱える諸問題において、ひとり親家庭への支援は重要な課題のひとつであるという認識が広がりつつある。ひとり親家庭は、ふたり親家庭と比べ、貧困や虐待等の問題が先鋭化しやすいといわれている（赤石 2014）。こうした問題を防止する意味でも、ひとり親家庭に対して、その子どもを含めた総合的な支援が模索／実践されているわけだが、現在、何らかの原因でひとり親となった家庭への支援は様々な施策が講じられているにも関わらず、未だ十分な効果が発揮されているとは言い難い。

一口に「ひとり親家庭」といっても「母子家庭」／「父子家庭」によって、また、同居する祖父母などの存在の有無によっても抱える問題の内容は異なるものと思われる。意外に思われるかもしれないが、「ひとり親家庭」のうち、父子家庭が抱える困難とその支援については、これまでに正面から考察されることはあまりなかった。原因として考えられることとしては、母子家庭に比べて父子家庭の絶対数が少ないことが考えられる。第1章で記述した通り『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』（厚生労働省 2016）によると母子家庭の世帯数は123万2,000世帯に対し、父子家庭の世帯数は18万7,000世帯とされ、その比率はおおよそ7分の1である<sup>1)</sup>。しかし、だからと言って父子家庭が抱える問題群を等閑視することはできないだろう。

現代社会は父親の育児への参加が叫ばれる一方、父子家庭となった親子の中には、母子家庭へは行われている支援の対象からは漏れてしまうものもある<sup>2)</sup>。父子家庭において父子のみで生活する子どもにとっては、父親が唯一の「養育者」であり、問題を抱え適切な養育を受けることができないまま成長することは将来に負の影響をもたらす可能性が高い。その意味で父子家庭は、母子家庭と同様に手厚い支援が必要である。しかし、父子家庭へは、母子家庭と同様の支援を行えば抱えている問題を解決することが可能なのだろうか。

父子家庭は母子家庭に比べ本質的には異なった問題を抱えているのではないのだろうか<sup>3)</sup>。そうであるならば、父子家庭が特有に抱えている問題と、父子家庭への具体的な施策とはいったいいかなるものが可能なのだろうか。

以上のような発問のもと、母子家庭が抱える問題群との対比という形態をとることによって、今日の父子家庭固有の問題構成を明らかにし、父子家庭への社会的支援に関する研究の理論的知見を提示したい。

## 第2節 家族形態の多様化と家族ケア機能の私事化

現代の日本において、ひとり親となる家庭は、離婚によってひとり親となっているケースが大半を占めている。山田昌弘（2004）は、2000年時点での40歳の人の離婚経験率は約20%であり、2003年時点で20歳前後の人の離婚経験率は30%程度になると述べている（山田 2004：160）。今後さらに、ひとり親となる母親や父親は増加することが見込まれている。その結果、ひとり親家庭となり母子あるいは父子のみで生活する家庭や、離婚した者同士が再婚し家族となるステップファミリーなど、以前にはあまり見られなかった家族形態が誕生することにより、高度経済成長期まではなかば「常識」であった「ふたり親家族」の形を標準的な家族モデルとした形態が維持されることが難しくなっているのである。

現代における離婚の増大の要因として山田は、「サラリーマン—主婦型家族」の機能不全にあると指摘する。高度経済成長期までの家族の安定の条件であった「家族関係」と「夫の収入」がリスク化していることに原因をみる。日本では高度成長期に普及し1990年代半ばころまで維持されてきた「サラリーマン—主婦型家族」モデル（夫が仕事を行い家計のほとんどをひとりで支え、妻が家事・育児を主に担う）は1990年代後半以降の経済危機により、夫の収入基盤が不安定化し、「妻子を豊かに養うことができる収入をもたらす」という妻の期待に応えられない夫が増大し、その結果、夫婦関係にゆがみが生じ離婚に至るケースが多いという（山田 2004：162-165）。

確かに1990年代以前においても離婚等が原因による「ひとり親家庭」は存在していたわけだが、現代に比べ同居率が高かったその子どもの祖父母や地域社会の人員が親代わりとなって子どもを育てていた。いわば地域社会に「子育て機能」が備わっていた時代ともいえるのである。しかし都市圏への人口集中と地方の過疎化によって、地域社会に包摂された存在だった子どもは、現代においては、その連帯が薄れ、行政機関が制度として支援を行う必要性が生じてきている。子育ては原則として親の手によって行われる存在へと変化を遂げたのである。

以上のような状況を概念的に言い表すならば、「家族形態の多様化と家族ケア機能の私事化」ということで捉えることが可能である。家族形態が多様化することによって、子育ての方法を含め、その共通認識が弱体化する。そして家族ケアは極めて個別的なものへとならざるを得ない運命にある。この状況が今日のひとり親家庭の親にとって多くの精神的・肉体的な負担を強いるものとなっており、ひとり親家庭の増加とも相まって、問題が顕在化してきているのだと考えられる。

それでは、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える困難とは具体的にどのようなものなのだろうか。次節で検討していくことにする。



### 第3節 ひとり親家庭が抱える隘路

「全国ひとり親世帯等調査」による母子世帯や父子世帯数には、子どもからみた祖父母など母子または父子以外の同居者がいる世帯も含まれている。「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」の場合、母子世帯数123万2,000世帯のうち母子のみによって構成されている世帯数は約76万世帯、父子世帯数18万7,000世帯のうち父子のみによって構成されている世帯は約9万世帯と推計されている（厚生労働省 2016：2）。

この数値の差からも想像できるように、現在でも「ひとり親家庭」と言われたときに意味することの多くは「母子家庭」と同義をなす概念であり、ひとり親家庭のイメージとしては母子家庭が想像されることが一般的である。厚生労働省が実施している「全国母子世帯等調査」において「父子家庭」が対象となったのは1983年調査からであり、ひとり親家庭支援における代表的な法律である現在の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」において「父子家庭」への支援が加わるのは2002年の改正時からである。

以上のことから、「父子家庭」の存在は、社会からは長らく等閑視されてきたということがいえるだろう。しかし、徐々に父子のみで生活する世帯が増加してくるに伴い、父子家庭への支援も母子家庭と同様に行うことの必要性が認識され、母子家庭への支援と同等となるよう施策がとられてきたのである。法律においても1964年に当時の「母子福祉法」が施行されて以降「母子及び父子並びに寡婦福祉法」として「父子」という言葉が法律名に明記されたのは2014年10月の改正からである。それ以前は条文中の記載としては「母子家庭等」という表現であり、確かにそこに「父子」が含まれてはいるものの、表現としては極めて分かりづらいものであった。2014年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正は父子家庭への支援についても政府の施策として明確に打ち出された画期的な改正ということができるとともに、父子家庭への啓発という面でも効果が期待できるものと思われる。

もっとも現代では、こうした法律面での子育て支援の整備を含めた保育サービスの拡充に代表される各種の子育て支援施策の充実化にみられるように、ひとり親家庭を含め子育てについて社会全体で支えていく方向に動いているようにも見える。しかし、子育てをめぐる施策の充実とは裏腹に、子育てに関する社会の規範は必ずしも当の親たちにとっては充実したものとはなっていないようだ。松木洋人（2013）は、保育サービスの充実や子育て支援策の充実にみられるような、子育てをめぐる内実や責任を外部へ移行することの必要性が盛んに語られたり現実化されたりする一方で、政策レベルにおいても社会の成員であるわれわれの多くにとっても、子育ての責任をなお家族へと帰属する論理は効力を失っていないと主張する（松木 2013：36）。「子育ての私事化と、それからの転換を主張する議論、支援の論理と抑制の論理とが併存しているがゆえに、家族と子育てをめぐる、相反する規範的論理の二重化ともいえるような状況が生じているのである」（松木 2013：36-37）。

政府は「社会全体で子育てを行う」というスローガンのもと、子育てに関して様々な啓発活動に力を入れている。例えば文部科学省は『『社会の宝』として子どもを育てよう!』というスローガンのもと、家庭のみで子育てを行うのではなく地域社会全体で子育てを行うべく提言を行い、とりわけ父親へ家庭での子育てへの参加を促している<sup>4)</sup>。この提言では地域での様々な子育てに関する取り組みの事例も紹介している。こうした取り組みが国をあげて実施されていることが地域での子育て機能が低下していることを査証しているといえる。高度経済成長期が終焉するくらいまでは子どもは地域社会に包摂されたものとして存在していた。それはいわば地域社会が子育ての責任の一端を担っていたともいえる。それが都市圏への人口集中と地方の過疎化によって、子育ては私事化され、その責任も親個人へと転化されてきたのである。

上記の文部科学省の提言で展開されている言説とは『『社会の宝』として子どもを育てる』(子育ての私事化からの転換を促す論理)という言説と、親(特に父親へ)「家庭教育への参加」(子育ての私事化を促す論理)への言説が併存しているのである。ひとり親家庭をめぐる問題群について、現代日本社会に併存している政策的に推進されている保育施設の充実等の「育児の社会化政策」と、親自身に内在化されている「育児の私事化規範」という、ふたつの論理によって、ひとり親たちは子育てに関する二重性の隘路の深みへ陥っていくことが考えられる。

具体例を挙げて考えてみよう。子育て短期支援事業として実施されている「トワイライトステイ」は、親が仕事において残業や出張することになった場合にも利用することができる。この制度を利用する親の中には、残業などの理由で子どもを預けることにより「子どもに寂しい思いをさせているのは忍びない」といったことで短時間勤務の仕事へ転職する親がいるといわれる。そして短時間勤務の仕事は総じて賃金の低い仕事が多く、そのことによって生活自体が厳しくなるというジレンマを抱えている親もいるという(松木2013:38)。現代の子育て規範を内在化した親の心理状態からいえることは、ひとり親家庭への支援について単に支援施策を充実させれば問題が解決されるわけではなく、子育てに関する規範意識、とりわけ親世代の意識をいかに変化させてゆくかが重要な鍵となる。それは政府や自治体で施策を充実させていくこととは本質的に異なる、日本社会に根付いている子育てをめぐる規範そのものについての変革が求められているともいえるであろう。

#### 第4節 母子家庭／父子家庭の状況

前節まで、現代日本社会における家族形態の多様化と子育て機能の私事化の要因について考察を行い、次に現代の親たちの子育て意識についての考察を行った。そこでは子育てをめぐる規範の二重性の隘路に親たちが陥っていることをみてきた。こうした傾向はとりわけ、ひとり親家庭における母および、ひとり親家庭の父の子育て意識において、より顕著に見て取ることができる。子育ての中でも、ひとり親家庭をめぐる子育ての問題は施策を充実させることだけではなく、当の親たちが抱える悩みを丁寧に聴取し、個々に対策が練られることが求められている状況といえるだろう。それは前節でみたように、子育て支援に関する施策が整備・充実され、政策的に子育て機能の「外部化」が進行している現代においても同様であるといえる。その際に考慮されるべき事は「ひとり親家庭」への支援は母子家庭と父子家庭では重点を置くべき事柄が大きく異なるという点にある。

母子家庭／父子家庭がそれぞれに抱えている困難は、ジェンダーにおける差とも密接に関連しており、母子家庭／父子家庭を比較したときに必要としている支援は根本的に異なる対策が要求されている。これまでみてきたように母子家庭への支援施策は1964年の「母子福祉法」が施行されて以降、経済的側面を中心に対策が行われてきた。母子家庭の母の就業率は80.6%であり、ほとんどが仕事についているものの、年間平均世帯収入は291万円であり、雇用形態も「正規の職員・従業員」として雇用されているのは39.4%に過ぎず、「パート・アルバイト等」が47.4%を占めている（厚生労働省 2012: 11）。また、母子家庭の6割が相対的貧困の状況にあるという結果が出ており（厚生労働省 2015: 9）、こうした状況から母子家庭に対しては経済的支援を中心とした施策がとられているものと考えられる。

一方、父子家庭の父は91.3%が就業している。雇用形態は「正規の職員・従業員」として雇用されているのは67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%となっており多くの父子家庭の父は何らかの仕事に就いている。また収入面においても、父子家庭の年間の平均世帯収入は455万円であり、母子家庭の収入と比べて高い水準にある（厚生労働省 2012: 13）。それでは、父子家庭にとっては子育てに関する規範の二重性の問題がクリアされれば問題は解決されるのだろうか。結論を先取りして述べるならば、そこには父子家庭の父親が抱える特有の問題が存在している。次節ではこの父子家庭の父親が抱える問題群を抽出し、その考えられる対応策についてみていく。

## 第5節 父子家庭の父親が抱える特有の課題——就業継続と家族ケア——

父子家庭に関する研究については、1970年代の後半より徐々にみられるようになってくる。それらの研究方法としては父子家庭の当事者組織への参与観察や、父子家庭の父親へのインタビュー調査が主として行われている。(春日 1989, 平野他 1987, 本間 1977)。

これらの論考が発表された1970年代後半以降も年々、母子世帯を含め、ひとり親世帯は増加の一途を辿り、行政機関による父子家庭に関するニーズの把握も行われるようになってくる。1983年には「全国母子世帯等調査」において、初めて「父子家庭」が調査の対象となり、公的機関によって父子家庭の状況の掘り起こしが始まったのである。

最新の調査である平成28年度の「全国ひとり親世帯等調査」によると、父子家庭の世帯は18万7,000世帯と推定され、そのうち父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯といわれている(厚生労働省 2016:2)。この調査の父子世帯の状況から浮かび上がる姿は、母子世帯のそれと比べ子どもを抱えてひとり親となった父親たちの孤立している状況である。

第1章第2節で掲載した表1-2に見るように、ジェンダーの差による父子家庭特有の問題点が浮き彫りになっている。父子家庭の父は経済的側面からの支援よりも、子育ての相談相手となりサポートを行ってくれる人的側面の支援を求めていると考えることができるのである。従来の一ひとり親家庭への支援施策は、母子家庭への支援を中心として考えられてきた。今なお不十分な点を抱えながらも経済的な困難を抱えている母子家庭が多くを占めている現状においては一定の効果を発揮している。しかし、上記の点から見て取れるのは、父子家庭に求められる支援とは経済的支援だけではなく、孤立している父親の育児や家庭生活全般の相談相手となりうる存在であり、マンパワーが重要な支援の対象となっているのである。

現在のひとり親家庭に向けられた「人的支援」といえるものとして、各自治体が実施主体となり展開されている「ホームフレンド事業」がある。しかし、この事業は多くの自治体で「一時的な用件で子育て等ができない時に、家庭支援相談員を派遣し、家事、子育てのお手伝いを行う」という位置づけとなっている。派遣要員であるホームフレンドの派遣については、多くの自治体で月に2回程程度で、派遣時間も2~4時間までを上限としている自治体がほとんどであり、決してフルタイムで仕事を持っているひとり親家庭の親が子育てを安心して任せられるような体制とはなっていない<sup>5)</sup>。

また、ひとり親家庭を対象とした「日常生活支援事業」についても「母子家庭・父子家庭など、ひとり親家庭で急な疾病や出産、事故、災害、冠婚葬祭、出張、残業、学校等の公的行事の参加等で一時的に生活援助、保育サービスが必要となったときや就職のための技能習得や就職活動等で一時的に生活援助や保育サービスが必要となったときに、家庭生活支援員を派遣する」ものであり、あくまでも「一時的な」場合の支援となっている<sup>6)</sup>。

つまり現在、ひとり親家庭への人的な支援である「ホームフレンド事業」や「ひとり親

家庭日常生活支援事業」については、その目的はあくまでも子育てを一時的に手伝うという名目で実施されているものであり、継続性を持って、ひとり親家庭の子育てを支援するというところまで踏み込んでいないのが現状である。

そして、このような月に2回程度で数時間の限定されたホームフレンドの派遣や、一時的な家庭生活支援員の派遣においては、ひとり親として子育てを行っている親（とりわけ父親）にとっては、派遣された支援員を信頼して子育てに関する相談を行うことも困難であると考えられる。

ひとり親家庭への経済的支援の施策の充実とは裏腹に、人的支援は現在でも等閑視されており、この支援を欲している多くの父子家庭の父親は、いわばひとり親家庭支援施策の網から漏れた存在となっている状況といえるだろう。

## 第6節 小括

ひとり親家庭が抱えている諸問題は母子家庭・父子家庭に共通したものも多い。しかし、本章において見てきたように、母子家庭・父子家庭それぞれが抱えている固有の困難について、母子家庭は金銭的側面、父子家庭は人的側面の支援が求められていることが明らかになった。これまでのひとり親家庭への支援施策の多くは絶対数として多くを占めている母子家庭が念頭に置かれ、主として金銭的側面に焦点が当てられ支援の対策がたてられてきた。むろん、そのことによって母子家庭が抱えている問題が解決されているわけではない。母子家庭への経済的支援が充実されてきているとはいえ「平成 22 年度版男女共同参画白書」によると母子家庭の貧困率は 56.6%にのぼる（内閣府 2010）。貧困の問題をはじめとする母子家庭が抱えている課題については法的にも徐々に整備され、支援の内容が手厚くなっているとはいえ、未だ根本的な解決には至っていない。また、ひとり親家庭は単に貧困という問題を抱えているだけではなく、社会的排除の対象にもなりうることが指摘されている（神原 2007）。母子家庭と比べ圧倒的に世帯数が少ない父子家庭が抱える困難については、ひとり親家庭支援施策の網の目からは漏れた存在の状態となっている。

父子家庭の父は母子家庭の母と比べ、正規で雇用されている者が多いがその分、長時間労働をせざるを得ず、必然的に母子家庭の母親と比べ育児参加時間は少ないものとなっている。週に 40 時間以上労働する父子家庭の父は 63.1%で最多であるのに対し、母子家庭の母は 33.1%、次いで 30-40 時間未満の 29.6%となっている（札幌市 2012：5）。育児について「相談相手なし」と回答した割合が 4 割以上を占める父子家庭の父親は、正規での就労率は高く、世帯収入は母子家庭に比べ相対的に高いものの、子育てに関する問題などを多くの父親が一人で抱え込んでいる状況になっていると考えられる。

こうした状況について考えるならば、父子家庭へは父親の育児や家庭生活全般に対する相談相手となりうる人的支援が求められる。その端緒として、現在のひとり親家庭支援の一環として展開されているホームフレンド事業の量的拡大だけでも、多くの効果が期待できると考える。また、家族ケアに関する時間の充実化を希望する父子家庭の父親が子育てにより多くの関わりをもてるようになるために、正規労働者の長時間労働の緩和を含めた労働環境の改善についても、とりわけ正規雇用として仕事に従事している者が多い父子家庭の父にとっては有効な支援であるといえるだろう。

こうした父子家庭支援に関する施策の人的側面については、単に支援のための人員を派遣すれば良いというわけではなく、子育てに関する専門性と父親への相談援助内容に関する専門性を備えた人員の派遣が社会的支援としては有効になると思われる。

### 第3章 父子家庭の父親をとらえるための職業的安定度と ケア負担度をふまえた理論的検討

本章は、日本における父子家庭の父親の職業的安定度とケア（家事・子育て）負担度の実態の理論的枠組みを構築するべく、父子家庭の父親の就業（継続）状況と家事・育児とのバランス関係に焦点を当て考察を行った。父子家庭の父親の就業継続について考察するには、大きく分けて実態そのものの分析・考察と、実態に基づき社会政策としてどのような支援が行われているかという、施策の実態への考察に関するものに大別されるが、本稿では前者における分析のための理論枠組みの構築に焦点をあて考察を行った。考察の手順としてまず、現代の日本社会において父子家庭の父親を含め父親という存在がどのような社会的役割を担っているのかを概観し、そのうえで父子家庭の父親が、ひとり親となる前の就業を継続していく際の困難は何に起因するかについて考察した。次に父子家庭の父親の就業継続の現状を踏まえ、ケア（家事・子育て）負担とのバランス関係について類型化を行った。その結果、本章において以下の2点を明らかにした。1点目は、父子家庭が抱える困難とは、依然として性別役割分業意識が強固な現代の日本社会において、ひとり親となり主として母親が担っていたケア役割を父親が同時にこなす過程において、従前の就業継続が困難となること、また、就業継続が可能となっている場合には、父親の親が育児・家事といったケア役割を引き受けることで成り立っている点である。2点目は、就業を継続していくことそのものへの問題提起である。父子家庭の父親が行うケアへの支援という見地に立つならば、正規職として就業をしなくとも、父親が子育てや家事のウエイトを上げ、子育てに専念できる社会的な環境を整備することも必要である。逆に父親への就業（継続）への支援の側に立つならば、子育てや家事といったケアの側面への支援を手厚くする必要のあることを明らかにした。

#### 第1節 本章の問題意識

前章では、父子家庭の父親がおかれている就業継続と家族ケアを両立させていく際の課題について主として父親がおかれている社会的側面について考察を行った。本章では、これらの記述をふまえて父親たちがおかれている状況を理論的にとらえる試みを行う。

1980年代以降、日本においても離婚件数の増加等にもない、ひとり親家庭となる世帯が増加している<sup>1)</sup>。このような状況と並行して、核家族化による家事・育児の担い手の縮小および地域社会の連帯が希薄化している現代において、国が政策的にひとり親家庭への支援を行う必要性が高まっている。

日本において、ひとり親家庭のうち、父子家庭に関する研究は母子家庭のそれと比べ蓄積は少ないが、1980年代の後半以降より研究の広がりが見られるようになってきている<sup>2)</sup>。

こうした先行研究を概観したところ、ひとり親家庭のうち、父子家庭における父親の就

業の継続と家事・育児とのバランスをめぐる課題の解明がなされていないように思われる。そして、父子家庭の父親が、こうした状況に陥ってしまう背景としてジェンダー構造が多分に影響していると指摘されているように<sup>3)</sup>、これらの問題が表面化する過程においては、父子家庭・母子家庭それぞれが抱える問題の構造に異なる要因があるものと考えられる。したがって、父子家庭が抱える固有の問題を考察するにおいては、「ひとり親家庭」ということで一括りにし、母子家庭と同様の支援方法を実践しては問題の本質を見誤り、その結果、支援を受ける父子家庭が抱える固有の問題が緩和しないことも考えられる。さしあたり、父子家庭の父親固有の問題とは、ジェンダー構造の影響により、ひとり親となる前に就いていた仕事の継続を主とした生活設計を行った場合に、その父親および子どもに対するケアが不十分にしか与えられていないということが考えられる（後藤 2012a）。

では、現代の日本において父子家庭の就業継続と家事・子育てをめぐる現状とは、いかなる状況なのだろうか。また、父子家庭において、父親の就業継続とケア（家事・子育て）を可能にさせているものとは何だろうか。あるいは、そもそもこれらを両立させることが、父子家庭の父親、ひいてはその家庭で育つ子どもにとって望ましいあり方なのだろうか。

そこで本章では、以上の問題意識のもと、男性雇用および所得の安定性という神話において等閑視されがちである父子家庭の父親がおかれている就業継続と家事・子育ての状況について、職業（経済）的安定度とケア（家事・子育て）負担度の高／低という2軸によって類型化を行い、それぞれにどのような課題があり、その支援について何が必要とされているのかを明らかにすることを目的とする。それは、これまでの父子家庭に対する研究が量的調査に基づいた、父子家庭の父親の就業に関わる政策への提言が多くを占め、父子家庭の父親のケア（家事・育児）とのバランスにおける就業継続に関わる考察が等閑視されている状況にあるからだ。

本章では、以下のような手順で考察を進める。まず、第2節で現代の日本社会において父子家庭の父親を含め父親という存在がどのような社会的役割を担っているのかを概観し、そのうえで第3節では、父子家庭の父親が、ひとり親となる前の就業を継続していく際の困難は何に起因するかについて考察する。第4節では、父子家庭の父親の就業継続の現状を踏まえ家事・子育て負担とのバランス関係について象限化し、その理論的枠組みを提示する。第5節では、第4節で行った分類について、その象限間の移行を考慮した支援のあり方について述べる。本章で行うこの試みの目的は、父子家庭の父親の就業継続とケアへの支援をめぐる理論的な分析枠組みを明らかにすることである。



## 第2節 現代の日本における父親役割

近年、父親(夫)の家庭生活への参画を促す言説を多く目にするようになってきている。家庭において家事や育児を積極的に担うことは、望ましい父親のあり方であると考えられるようになってきている。このような父親の家庭生活への積極的な参画を促す主因として、①夫婦共働き世帯の増加と親同居世帯の減少、②政府などが行う父親の家庭生活への参画を促す啓発活動の浸透、③国際的に父親が家事・育児へ参加する傾向と、それを推進する国内の法令等の整備が挙げられる(末盛 2013:36-37)。

その一方で、労働によって家族を養える稼得能力が高いほど、父親(夫)としての能力が高いとされる旧来の規範から男性が自由となっているわけではない(平山 2017:2)<sup>4)</sup>。高度経済成長期には「『夫は仕事、妻は家事』という構造と性別役割分業意識が定着し、その結果、近代家族における父親の育児・子育て参加は減少した」(石井クンツ 2013:19)が、上記に挙げた①-③を主たる要因として、現代では父親(夫)の家庭生活への参画が要請されるようになったのである。

実態はともかくとして、現代日本の父親(夫)は意識のうえでは家庭生活への参画が浸透してきているわけだが、こうした意識の浸透と同時に、父親(夫)は旧来からの長時間労働を前提とする正規職での労働から解放されているわけではない。つまり、従来の性別役割分業である「夫は仕事」という役割に追加される形で、家庭生活での家事・育児への参画が求められている状況といえるだろう。

明治安田生活福祉研究所の調査による『第9回 結婚・出産に関する調査』によると、「夫が外で働き、妻は専業主婦がよい」と思う割合の経年比較(20~40代男女、有効回答数3,595名)は、男性が2013年度調査では40.2%、2016年度調査では36.6%に対して、女性は2013年度調査では43.6%、2016年度調査では43.3%となっている<sup>5)</sup>。女性においては4割強が男性に稼得力を求め、男性自身も4割弱が伝統的な性別役割分業に賛成としている。また、世代別での比較では、20代の若年層の賛成が50%と30代、40代と比較して高い傾向にあることが指摘されている(山田 2016:30)。

現代における父親(夫)へ要請されている期待としては、意識の面では男女とも半数近くが性別役割分業(夫は仕事、妻は家事)を支持し、一方で実際の夫婦での生活を送る上では父親(夫)へ家事・育児への参画が要請されるという状態となっている。それは従来の父親の主たる役割である家族を扶養することに加え、「稼ぐだけの父親は正当性を失い、父親には家族の扶養という間接的な貢献を超えた直接的な子育てへの貢献」(多賀 2005:42)が要請され、家庭でのケアの担い手としての役割も求められているのである。

このような父親(夫)役割の二面性、すなわち労働による稼得力と、家事・育児参画への要請は、両義的な側面を持っている。現代日本における多くの職場では、男女ともに正規職として就業する者は、ある程度の残業を前提とした就業構造となっており、子育て等により、こうした就業形態がとれない者はパート・アルバイト等の非正規職に就いて就業す

ることが半ば暗黙の前提となっている。この状況において、とりわけ育児期にある男性の多くが、少なくとも意識の上では「仕事と育児の両立」という課題を抱えることになった（多賀 2005 : 43）。

もともと、実態として父親（夫）が家事・育児へ従事する時間が増加し、夫婦間でこれらの分担時間が等しくなっているわけではない。末子が3歳未満の夫婦共働き世帯における夫の1日当たりの平均育児時間が43分に対して、妻は2時間49分と、育児に限定した場合においても依然として妻に多くの時間的な負担がかかっている（総務省 2008）。実態としては、長時間労働に従事している夫が家事・育児へ参画しようとしても物理的にその余裕が持てないということが想像される。

こうした父親（夫）がおかれている仕事と、家事・育児における意識の考察を踏まえたいうえで、依然として性別役割分業意識が固定化されている傾向がある現代の日本社会の中において父子家庭となった場合に、ひとり親となる以前の職を継続しようとした場合、妻（母親）が多くを担っていた家事・育児にも父親は関与せざるを得ない状況となり、父親に多くの負担がかかることが予想される。以下ではこれまでの考察を踏まえ、父子家庭の父親の就業継続の実態について、家事・育児とのバランス関係に着目し考察を進めてゆくことにする。

### 第3節 父子家庭の父親の就業継続の現状と課題

父子家庭にある状態といっても、その形態は多岐にわたる。完全に父子のみの世帯で生活をするケースもあれば、父親の親と同居しているケース、近隣に親が居住しているケースなど、おかれている状況はさまざまである。先にもふれたように、現代の父子家庭が抱えている生活課題としては、家事や子育ての担い手である妻（母親）の喪失によって、父親が仕事に加え、家事・子育て役割も一手に引き受けることによる両立の困難性があげられる。日本は、高度経済成長期に確立された性別役割分業規範である夫は仕事、妻は家庭内での家事・育児および家計を助けるための補助的労働という形態をとる夫婦が多い国である<sup>6)</sup>。

こうした状況下で父子家庭となった場合に、従来の妻が担っていた役割を父子家庭の父親が一手に引き受けなければならなくなるのである。「平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査」の結果によると、父子家庭となった当時の父親の年齢が、30歳～49歳の年齢層で77.3%を占めている（愛知県2017）。このことは、子どもが比較的低年齢の時に父子家庭となり、父親が仕事と育児・家事を担っていることがうかがえる。

また、岩田美香が指摘しているように、ひとり親家庭の研究においては、階層性などを考慮した分析が求められており、今日の格差や貧困問題の深刻化を背景として、父子家庭の貧困も広がりを見せており、それは父子家庭の子どもの貧困にもつながっていることを指摘している（岩田2009）。「父子家庭問題は、単に家事や子育ての担い手である妻の喪失という問題だけではなく、現行の就労システムが『仕事か子育てか』という選択を迫ってくるために、今までの働き方ができずに収入減になるという、経済的な問題も重なって生じているのである」（岩田2009：45）。

つまり、片方を優先させれば、もう片方が成り立たないという現代の就業・雇用状況と子育てをめぐる状況が、父子家庭の生活課題として見いだすことができるのである。加えて、職業領域が「男性領域」として、また家庭領域が「女性領域」と認識されている現代日本社会において、これまで父親が手薄だった子育てを含めた「家庭領域」に時間を割いた場合に、「労働時間を減らして家庭で育児を行うという選択には、『男』から降りるというイメージがどうしてもつきまとう」（多賀2005：45）。いわば、父親に内面化されている性別役割分業意識において他ならぬ父親自身が葛藤を抱えることになるのである。

週の労働時間においても、30代～40代の子育て期の男性には、負担が大きい状態となっている。男性労働者全体の年齢別にみた一週間の労働時間が60時間以上の就業者の割合は30代と40代が高い割合を示しており、週5日勤務で1日8時間の労働とした場合に、1日3時間以上の残業を行っているものが、30代と40代で2割近くにのぼる（内閣府2013）。

父子家庭の場合、その父親が毎日の長時間残業を行い、かつ帰宅後に家事・育児を担う生活が続けば、父親とその子どもへの負担は相当に重いものとなる。つまり、父子家庭の

父親が抱える困難とは、仕事に加え家事・子育てへの強制的な参画が必要となることによって、就業との両立がアンバランスとなり、父子家庭となる前に就いていた仕事を継続させていくことが困難となること、そして子どもへの関与が希薄になるばかりではなく、家事・子育てと就業継続との間で父親自身の男性性のアイデンティティの揺らぎと、それに伴う父親自身の意識の葛藤というトリレンマを抱えることにある<sup>7)</sup>。

したがって、以上の議論をふまえるならば、父子家庭の父親が抱えている課題について以下の2点で捉えることが可能であろう。すなわち、一家の生計を維持していくために必要な就業（継続）について、その安定度がどの程度担保されているのか、そして一般的にはひとり親となる前には希薄であった家族ケア（家事・育児等）の負担度がどの程度、父親自身によって担われているかである。そして、これらの高低の度合いによって、父子家庭の父親自身が職業生活／家庭生活を送るうえでの抱える困難の質が大きく異なることが考えられる。この2点のどちらが欠けても父子家庭の生活は不安定となることが予想されるからである。

以上の父子家庭の父親の就業（継続）と家族ケアをめぐる現状と課題をふまえ、次節では、その就業継続とケア（家事・育児）とのバランスを捉える視点について考察を進めてゆくことにする。

## 第4節 父子家庭の父親の就業継続と家族ケアバランスを捉える視点

### 4-1. 父子家庭の父親の現状をとらえるための4つの象限

一般的に、ひとり親家庭への支援が検討される際には経済的支援がその主眼となる傾向がある<sup>8)</sup>。しかし、父子家庭においては経済的支援も必要ではあるものの、同時に生活場面においては性別役割分業下において家事・子育ての多くを担っていた母親（妻）の不在によって、これらの負担が父親自身へかかることが明らかとなっている(愛知県 2017)。現状では、ひとり親となる前の仕事を継続している父親であっても、正規職として、残業の多い職場にて就業を行ってゆくことは、家事・育児との両立において大きな負担を強いるものとなり、結果的に就業の継続が困難となり、貧困状態に陥ってしまうリスクが内在している。一方で、家事・育児を優先するべく、正規職から非正規職へ移行した場合においても、母子家庭と同じく貧困の状態へと陥るジレンマがある。

そこで本節では前節での議論を概念化し、父子家庭の父親の就業継続を含めた経済的安定度を「職業的安定度」の高/低の軸とし、また、ケア（家事・育児）における父子家庭の父親の負担度を「ケア負担度」<sup>9)</sup>の高/低の軸とし、この2軸を4象限に類型化した(図3-1)。こうした分類を行った理由として、父子家庭支援において、経済的支援かケアへの支援かどちらか一方への支援を行うことだけでは割り切れない複合的な問題を抱えていることを明らかにすることができるためである。以下では、それぞれの象限に属する層の特徴および抱えるリスクについて検討し、そこから導き出される各層の現状と提供すべき支援内容について考察を行う。

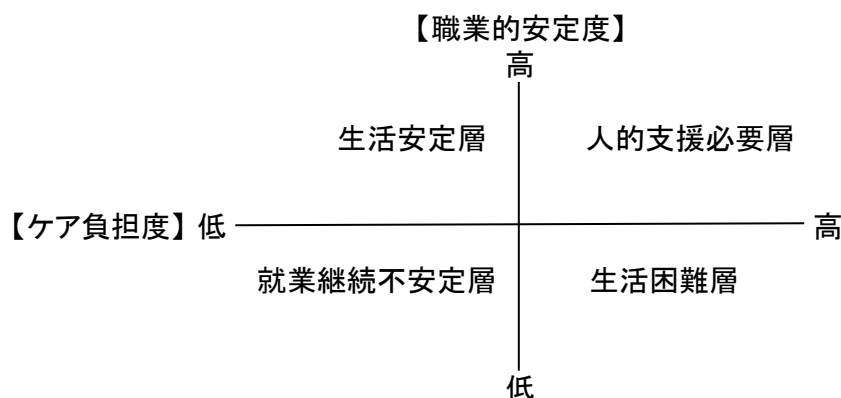


図3-1. 父子家庭の父親の4類型(※筆者作成)

#### 4-2. 第1象限に分類される父子家庭の課題——人的支援必要層

第1象限は、職業的安定度およびケア負担度がともに高い状態の層である。すなわち、正規職として、ひとり親となる前の仕事を現在も継続しているか、あるいは職が変わっても正規職等で経済的に安定はしているが、家事・育児負担度が高い状態にあると思われる父親である。この層の特徴としては家事・子育てを中心とするケア役割の負担が父親に重くかかり、就業の継続が困難となることがリスクとして考えられる。母子家庭の母親を含め、ひとり親のワーク・ライフ・バランスについては、家庭生活でのケアのニーズが高まれば仕事を抑えて家事・育児を優先する流れをとらざるを得ないが、そのような選択を行った場合、就労収入が減ってしまう（末盛 2015）。

日本において父子家庭への人的支援として代表的なものは厚生労働省により実施されている「ホームフレンド事業」があるが、この事業の対象は父子家庭の子どもを対象とし、その子どもの自立心を養うために大学生等を派遣するものである。派遣されるホームフレンドは、父子家庭の子どもからの相談に対応し、学習指導や簡単な家事指導を行うものとなっており、主な支援の対象は父子家庭に育つ子どもであり、父親に対しての直接的なケアとなるものとは言い難い。むしろ必要なのは、子育てや家事といった家庭役割に親和的ではなかった父親自身への家事や子育てに対する人的支援であると思われる。したがって、父子家庭の父親への家庭でのケアそのものを支援する人的支援が必要となるため、第1象限を父子家庭の父親への「人的支援必要層」と定義する<sup>10)</sup>。

#### 4-3. 第2象限に分類される父子家庭の父親の課題——生活安定層

第2象限は、職業的・経済的に安定し、かつケア負担度も低い状態にある状態であり、4類型のうちでは困難を抱えている程度が最も低いことが見込まれるため「生活安定層」として位置づける。ある意味では父親にとっては望ましい状態である。しかし、岩田が述べるように、実態として父子家庭の家族構成は全体の6割が父と子だけで暮らしているが、父親の実家の親との同居も3割と母子家庭より多く、また、同居はしていなくとも同じ市町村内といった近隣に親世帯が暮らしているケースを合計すると、約半数の父子家庭が実家との交流がしやすい条件に暮らしている（岩田 2006:63）。

つまり、家事・子育てに関するかなりの部分を父親の親が担っているケースが多いのが実態と考えられる。「父子家庭は、日常生活においても緊急時においても親族を中心に支えられて生活が成立」しているのである（岩田 2006:63）。ただ、こうした状況においては、家事・育児を担っている父親の親が高齢になり病気等の何らかの事情で支えることができなくなったとき、即時的にひとり親の父親は家事・育児に加えて介護へも深く関わる必要性が生じる。そして、そのことによって、人的支援必要層（第1象限）や就業継続不安定層（第3象限）へと移行することも考えられる。

#### 4-4. 第3象限に分類される父子家庭の父親の課題——就業継続不安定層

第3象限は、職業的安定度もケア負担度も、ともに低い層である。就業による経済的安定度が低いことが課題であるため、父親が就業（継続）できるような支援、もしくは生活における就業のウエイトが低いままであっても社会的に生活が行えるための経済的支援を行う必要のある層といえる。父子家庭の父親は母子家庭の母親と比べ、全体的には就労収入が高い傾向にあることが各種の調査で明らかとなっているが、父子家庭の父親というカテゴリーで就労収入をみると年収300万円未満の比較的低所得者が40.3%、400万円以上の中・高所得者が39.8%（厚生労働省2012:2）と二極化の傾向にある。

川崎市男女共同参画センターの質的調査によると、非正規職で年収が100-150万の父子家庭の父親は、もとは営業の正規職として13年間継続就労していたが、サービス残業が日常的な就労状況の中で体調を崩し、父子家庭という環境下で子どもの世話を担うためにコールセンターにて契約社員として働いているという（川崎市男女共同参画センター2015:27）。自身の病気が契機とはいえ、子育てのために労働時間を減らし、非正規の職へ転職したために、就労収入が低い状態へと追い込まれている事例といえるだろう。ケアの側面については、同居もしくは近隣に居住する親からの人的支援は得られ就業が続いていると思われるが、その親が高齢となりケアの必要性が出てきた場合には、この部分への社会的な支援は手薄なため、生活困難層（第4象限）への移行が考えられる。

父子家庭の父親が行うケア（子育て・家事）への支援という見地にたてば、正規職へ就かなくても、子育て・家事のウエイトを上げ、子どもが低年齢で手がかかるうちは、子育てに専念できる社会的な環境を整備することも、この層への支援のあり方だといえる。

#### 4-5. 第4象限に分類される父子家庭の課題——生活困難層

第4象限は、職業的安定度が低く、加えてケア負担度が高い層である。先にもふれたように、父子家庭の父親は、同居もしくは近隣に居住する父親の親に家事・子育てに関する多くの部分を支えられているといわれている（岩田2006）。この層に属する父親は、こうした親からの支援を頼ることができないと思われる層である。同時に、就業による収入についても非正規雇用等によって不安定な側面を抱えている。また、先にみたようにケアの面でも行政による家事・子育てへの支援が手薄なため、父子家庭の父親としておかれている状況としては最も困難な環境におかれているといえるだろう。

前出の川崎市の調査によると、離婚後にひとり親家庭となった父親は、家事自体のスキルはあったものの、仕事が多忙で家事がたまってゆき、正規で働いていたものの転職を決め、現在はパートタイムで就業している父親が紹介されている（川崎市男女共同参画センター2015:44）。一般的に残業や休日出勤の頻度が高いほど、仕事と家庭生活の両立が困難となる傾向が明らかとなっており（末盛2015）、「離別時に子どもが小さかったり、親との同居が見込めなかったりする場合は『仕事か家庭か』の二者択一を迫られる」（川崎市

男女共同参画センター 2015:44) 状態に父子家庭の父親はおかれている。こうして家庭優先の生活を選択した場合に、その家庭は貧困への道を進むこととなる。父子家庭の父親の就労収入が二極化している背景には、父親の親からの家庭生活(ケア)への支援が得られ、自らは正規職として就業できるか否かに大きな原因が潜んでいると思われる。その意味では、「仕事か家庭でのケアか」の二者択一ではなく、ケアを優先した生活を希望する父親には行政からの経済財的支援を厚くし、就業継続を優先した生活を希望する父親へは社会的なケアの支援を手厚くするという、選択肢を父親へ提示できる施策が求められているのではないだろうか。



## 第5節 象限間の移行および落層を考慮した支援の必要性

本章では、父子家庭の父親が抱える困難について、職業的安定度とケア負担度の高低の2軸によって4類型に分け、その課題と支援内容について考察を行った。以上の各類型に沿って、その状況に基づいた支援について、それぞれ端的に述べるならば、「ケア（家事・育児）への人的支援」（第1象限）、「より困難な層への落層防止のための施策」（第2象限）、「安定的就業の継続支援」（第3象限）、「ケア（家事・育児）への人的支援および安定的就業（継続）支援」（第4象限）ということになる。

最も安定していると思われる第2象限に位置する生活安定層であっても、例えば自身の実親の加齢に伴う介護の必要性が生じるなど、何らかの事情で子どもへのケアを担うことに困難が生じたとき、父親へその負担が増加し、正規職での就業の継続が困難になるなど極めて危うい状況下におかれることになる。そして、そのような状態へ移行したとき父子家庭の父親は、「人的支援必要層」（第1象限）もしくは安定的な就業の継続も不可能となった場合は「生活困難層」（第4象限）へ移行し、新たな支援の必要性が生じることとなる。

平成28年度の「愛知県ひとり親家庭等実態調査」では「悩みや困っていることの内容」として母子家庭では生活費のことが62.6%で最も高いのに対して、父子家庭では「子どものこと」が50.6%で最も高い値となっている<sup>11)</sup>。現在は父子家庭の父親の親からの家事・子育てへの援助が受けられ、就業の継続が可能となっている状態であっても、その親が高齢化し、介護等の援助が必要となることもありうる。その意味では、生活安定層に位置する父親であっても家庭生活の人的側面においては綱渡りで日々を送っている姿が想像される。

## 第6節 小括

本章での考察により、以下の2点が明らかとなった。1点目は、父子家庭の父親が抱える困難とは、依然として性別役割分業意識が強固な現代の日本社会において、ひとり親となり主として母親が担っていたケア役割を父親が同時にこなす過程において、従前の就業継続が困難となること、また、就業継続が可能となっている場合には、父親の親が育児・家事といったケア役割を引き受けることで成り立っている点である。

従来の父子家庭に関する研究は、父子家庭の父親が抱える生活課題について、経済的側面への支援か、ケア（子育て・家事）の側面への支援かどちらか一方に焦点を当て考察がなされる研究が主であった。本章では、父子家庭への支援について、経済的支援を行うか、あるいは、ケア（家事・子育て）支援を行うかという一方向的な支援枠組みでは割り切れない複雑さを持つことを明らかにし、こうした現状について4つの象限に類型化し検討を行った。具体的に父子家庭の状況を把握し、支援内容を考察する際には以下の点で有効であると考えられる。

まず、就業継続ができていない父子家庭において、ケアの担い手がないならば、その家庭の子どもはネグレクトに近い状態におかれている可能性が考えられる。また、父親の親からの子どものケアが期待できず、父親自身による子どもへのケアが手厚い状態が確認されるならば、父親の就業（継続）状態が良好な状態とはいえず、貧困やそれに近い状態におかれていることが考えられる。

2点目は、就業を継続していくことそのものについての問題提起である。父子家庭の父親が行う家事・子育てといったケアへの支援という見地に立つならば、4つの象限の全ての層に渡り、正規職として就業をしなくとも、父親自身が子育てや家事のウエイトを上げ、子育てに専念できる社会的な環境を整備することも必要であると考えられる<sup>12)</sup>。逆に父親への就業（継続）への支援の側に立つならば、子育てや家事といったケアの側面への支援を手厚くする必要がある。

以上の本章の考察で、父子家庭の父親の就業継続と家族ケアの実態を捉えるための理念型を提示した。そこで次章では、これらをふまえ、それぞれの象限に分類される父子家庭の父親について実証的に父親の実態を踏まえた考察を行う。

## 第4章 マクロデータからみた父子家庭の実態

### ——『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』の結果データを用いて——

本章では、マクロ的な側面からみた父子家庭の実態について考察を行う。ひとり親家庭に対しては、厚生労働省が概ね5年に一度の頻度で「全国ひとり親世帯等調査」を実施し、ひとり親家庭に対する実態調査を行っている。この調査は、ひとり親に至った経緯や父子世帯の構成、元パートナーから養育費を受けているか等、比較的細かな点に踏み込み、質問紙によって調査が行われており、ひとり親家庭の状況を把握するにあたって最も信頼がおける調査といえる。本章では、最新の調査結果を用いて、量的側面から父子家庭の実態について考察を行う。

#### 第1節 はじめに——「全国ひとり親世帯等調査」を取り上げる意義

厚生労働省は、1952年ころより「全国ひとり親世帯等調査」の前身となる「全国母子世帯等調査」を実施し、その結果を公表している<sup>1)</sup>。この調査は、「全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的」(厚生労働省 2016:1)として概ね5年に一度の頻度で実施されている。

最新の調査は2016(平成28)年に実施された。調査方法は全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、2010(平成22)年国勢調査により設定された調査区から無作為に約4,450調査区を抽出し、当該調査区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、これらの調査区の中の2,850調査区内の母子世帯のすべてを客体として実施された(厚生労働省 2016:1)。

調査方法は訪問留置き調査法で実施されている。都道府県知事(指定都市市長、中核市市長)が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行っている。調査の集計客体数は母子家庭が2,060サンプル、父子家庭が405サンプルで、いっけんアンバランスな集計数に見えるが、実際には母子と父子の世帯数からみて妥当な数値といえる。

本研究では、父子家庭の就業継続と家族ケアに関する考察を行っているが、独自の量的調査を行わない理由として「全国ひとり親世帯等調査結果」が父子家庭に関する実態について、質問紙によってマクロな側面から、あるていど奥深く計測されているからによる。したがって、本研究では、この調査結果に基づいて、マクロデータからみた父子家庭の実態を把握した。また、この調査は継続的に、かつ詳細な質問項目によって父子家庭の実態に踏み込んだ調査が行われている。しかし、インタビュー等によって質的側面から父子家庭の父親への実態調査は行われていない。したがって、「全国ひとり親世帯等調査結果」のデータをふまえて父子家庭の全体像を把握したのちに、子どもの性別や発達段階による父親の子どもの養育困難性を本研究独自の質的調査によって把握することが妥当と考える。

## 第2節 「全国ひとり親世帯等調査結果」の概観

### 2-1 父子世帯となった理由・年齢・同居者

2016年に公表された「全国ひとり親世帯等調査結果」における父子世帯となった理由、年齢および同居者を概観してゆくことにしよう。

まず、父子世帯となった理由別の構成割合を表4-1に提示する。

表4-1 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別					不詳	
			総数	離婚	未婚の父	遺棄	行方不明		その他
昭和58	(100.0)	(40.0)	(60.1)	(54.2)	(*)	(*)	(*)	(5.8)	(-)
63	(100.0)	(35.9)	(64.1)	(55.4)	(*)	(*)	(*)	(8.7)	(-)
平成5	(100.0)	(32.2)	(65.6)	(62.6)	(*)	(*)	(*)	(2.9)	(2.2)
10	(100.0)	(31.8)	(64.9)	(57.1)	(*)	(*)	(*)	(7.8)	(3.3)
15	(100.0)	(19.2)	(80.2)	(74.2)	(*)	(0.5)	(0.5)	(4.9)	(0.6)
18	(100.0)	(22.1)	(77.4)	(74.4)	(*)	(-)	(0.5)	(2.5)	(0.5)
23	(100.0)	(16.8)	(83.2)	(74.3)	(1.2)	(0.5)	(0.5)	(6.6)	(-)
28	405 (100.0)	77 (19.0)	324 (80.0)	306 (75.6)	2 (0.5)	2 (0.5)	2 (0.5)	12 (3.0)	4 (1.0)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

2016年調査において、父子世帯となった理由として、生別が80.0%を占めている。1983年における性別の割合は60.1%で、その後も60%台が続いていたが、2003年に80%台になると、それ以降は、おおむね80%台で推移している。そして反比例するように、死別によって父子世帯となった世帯は減少傾向にあることがわかる。現代の父子世帯は生別(離婚)により父子世帯となっている家庭が大半を占めている。

次に、父子世帯となったさいの、父親の年齢についてみていこう。表4-2に父子世帯になった時の父親の年齢階級別状況を提示する。

表4-2 父子世帯になった時の父の年齢階級別状況

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( - )	( 13.9)	( 34.8)	( 29.6)	( 6.4)	( 0.9)	( 14.4)	38.5歳
平成28年 総 数	405 ( 100.0)	1 ( 0.2)	49 ( 12.1)	150 ( 37.0)	129 ( 31.9)	41 ( 10.1)	5 ( 1.2)	30 ( 7.4)	39.3歳
死 別	77 ( 100.0)	- ( - )	3 ( 3.9)	21 ( 27.3)	36 ( 46.8)	15 ( 19.5)	1 ( 1.3)	1 ( 1.3)	43.4歳
生 別	324 ( 100.0)	1 ( 0.3)	46 ( 14.2)	128 ( 39.5)	93 ( 28.7)	26 ( 8.0)	4 ( 1.2)	26 ( 8.0)	38.2歳
不詳	4 ( 100.0)	- ( - )	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)	37.0歳

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

生別では、父親が30-39歳のときに、ひとり親となった割合が39.5%で最も高い年齢層となっている。平均は38.2歳である。20代で14.2%が父子世帯となっている。このことは、父親が比較的若い年齢でひとり親となっているということは、その子どもも低年齢であるということがいえる。表4-3に父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況をあげた。生別では末子の平均年齢が6.1歳である。生別では0歳-2歳の割合も21.9%いる。このことは、子どもがまだ小学校にも進学していない状態で、ひとり親家庭としての生活がスタートしており、子育てという側面だけをとっていても困難を抱える要素が高いことが考えられる。また、死別によって父子世帯となったときの父親の年齢は40代の割合が最も高く、平均は43.4歳である。

表4-3 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳	平均年齢
平成23年	561 (100.0)	127 ( 22.6)	133 ( 23.7)	94 ( 16.8)	74 ( 13.2)	40 ( 7.1)	28 ( 5.0)	4 ( 0.7)	61 ( 10.9)	6.2歳
平成28年 総 数	405 ( 100.0)	85 ( 21.0)	103 ( 25.4)	55 ( 13.6)	64 ( 15.8)	34 ( 8.4)	25 ( 6.2)	4 ( 1.0)	35 ( 8.6)	6.5歳
死 別	77 ( 100.0)	14 ( 18.2)	13 ( 16.9)	11 ( 14.3)	14 ( 18.2)	9 ( 11.7)	10 ( 13.0)	2 ( 2.6)	4 ( 5.2)	8.1歳
生 別	324 ( 100.0)	71 ( 21.9)	89 ( 27.5)	44 ( 13.6)	50 ( 15.4)	25 ( 7.7)	15 ( 4.6)	2 ( 0.6)	28 ( 8.6)	6.1歳
不 詳	4 ( 100.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)	3.0歳

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

では、子どもが比較的低年齢層に多くを占めている状況において、父子家庭の家族構成はどのような環境なのだろうか。表 4-4 に父子世帯の構成をあげる。

表4-4 父子世帯の構成

	総 数	父子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成23年	(100.0)	( 39.4)	( 60.6)	( 50.3)	( 12.7)	( 5.7)	( 14.4)
平成28年 総 数	405 ( 100.0)	180 ( 44.4)	225 ( 55.6)	179 ( 44.2)	47 ( 11.6)	25 ( 6.2)	55 ( 13.6)
死 別	77 ( 100.0)	41 ( 53.2)	36 ( 46.8)	24 ( 31.2)	5 ( 6.5)	4 ( 5.2)	14 ( 18.2)
生 別	324 ( 100.0)	136 ( 42.0)	188 ( 58.0)	154 ( 47.5)	41 ( 12.7)	21 ( 6.5)	40 ( 12.3)
不 詳	4 ( 100.0)	3 ( 75.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	- ( - )	1 ( 25.0)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」（厚生労働省）

表 4-4 をみると、生別・死別ともに父子のみで暮らす世帯と、同居者がいる世帯が、おおよそ半分ずついる。「同居者あり」の場合に、誰と同居しているかについては、「親と同居」が大勢を占めている。しかし、同じひとり親でも、母子世帯と比較すると様子が異なる。

表 4-5 に母子世帯の構成をあげる。母子世帯の場合、生別の 6 割以上は母子のみで生活しており、「同居者あり」と回答をしたのは 38.5%に留まる。かつ、同居者のうち、「親と同居」の割合は、28.8%で、父子家庭の 47.5%と比べて親と同居する者は少なく、「兄弟姉妹」や「その他」など、同居者の構成は分散する傾向にある<sup>2)</sup>。

表4-5 母子世帯の構成

	総 数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成23年	(100.0)	( 61.2)	( 38.8)	( 28.5)	( 9.6)	( 4.5)	( 12.4)
平成28年 総 数	2060 ( 100.0)	1262 ( 61.3)	798 ( 38.7)	570 ( 27.7)	200 ( 9.7)	74 ( 3.6)	254 ( 12.3)
死 別	165 ( 100.0)	96 ( 58.2)	69 ( 41.8)	26 ( 15.8)	16 ( 9.7)	4 ( 2.4)	41 ( 24.8)
生 別	1877 ( 100.0)	1155 ( 61.5)	722 ( 38.5)	541 ( 28.8)	180 ( 9.6)	69 ( 3.7)	211 ( 11.2)
不 詳	18 ( 100.0)	11 ( 61.1)	7 ( 38.9)	3 ( 16.7)	4 ( 22.2)	1 ( 5.6)	2 ( 11.1)

注：同居者の種別については複数回答。

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」（厚生労働省）

このように、父子家庭の場合、父子のみで生活する世帯と、親と同居している家庭に二分化されていることが特徴として指摘することができる。

## 2-2 父子家庭の父親の就業(継続)状況

次に、家計を支えるために重要な要素を占める父子家庭の父親の就業(継続)状況について、みてゆこう。

表 4-6 に父子世帯になる前の父親の就業状況を提示した。

表4-6 父子世帯になる前の父の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成23年	(100.0)	( 95.7) (100.0)	( 73.6)	( 1.1)	( 4.5)	( 1.7)	(14.9)	( 1.9)	( 2.4)	( 2.9)	( 1.4)
平成28年 総数	405 (100.0)	388 ( 95.8) (100.0)	279 ( 71.9)	6 ( 1.5)	18 ( 4.6)	11 ( 2.8)	63 (16.2)	5 ( 1.3)	6 ( 1.5)	12 ( 3.0)	5 ( 1.2)
死別	77 (100.0)	73 ( 94.8) (100.0)	53 ( 72.6)	- ( - )	6 ( 8.2)	3 ( 4.1)	9 (12.3)	2 ( 2.7)	- ( - )	3 ( 3.9)	1 ( 1.3)
生別	324 (100.0)	314 ( 96.9) (100.0)	225 ( 71.7)	6 ( 1.9)	12 ( 3.8)	8 ( 2.5)	54 (17.2)	3 ( 1.0)	6 ( 1.9)	9 ( 2.8)	1 ( 0.3)
不詳	4 (100.0)	1 ( 25.0) (100.0)	1 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

生別/死別を問わず、すべての父親が「就業していた」と答えている。また、「従業上の地位」も7割以上が「正規の職員・従業員」であり、ほとんどの父親たちが職業的に比較的安定的な環境で仕事をしていることを示している。

では、父子世帯となったことによって、父親たちの就業環境は変化したのだろうか。表4-7に「父子世帯になったことを契機とした父親の転職の有無」を提示する。

表4-7 父子世帯になったことを契機とした父の転職の有無

総数	転職した	転職していない	不詳
平成23年 (100.0)	( 24.0)	( 70.0)	( 6.0)
平成28年 388 (100.0)	96 ( 24.7)	276 ( 71.1)	16 ( 4.1)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

2016年調査と、その前の2011年調査いずれも、「転職していない」が7割を超えており、多くの父親たちが、父子世帯になったことによって職を変えることはないようである。ひとり親となる前に就いていた職を、ひとり親となった後にも、継続していることがうかがえる。



これが、母子家庭の場合は、少し様子が異なるようである。表 4-8 に母子家庭の母親がひとり親となったことを契機とした転職の有無について提示する。

表4-8 母子世帯になったことを契機とした母の転職の有無

総 数	転職した	転職して いない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 47.7)	( 45.9)	( 6.3)
平成28年 1,562 ( 100.0)	710 ( 45.5)	772 ( 49.4)	80 ( 5.1)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

母子家庭の母親の場合、2016年および2011年何れも、半数近くが母子世帯になったことを契機として「転職した」と答えている。現代の日本における性別役割分業下でひとり親となる前には、妻／母親として、家族ケアと、家計補助的な仕事(パートタイマー)をメインとした形態で生活していた母親は、ひとり親となった際に転職し、より家計を支えるための比重の高い職に移っているものと考えられる。

### 2-3 父子家庭の父親の養育費の受け取り状況

次に、父子家庭の父親の養育費の受け取り状況について確認してゆこう。これは、離婚によって父子家庭となった父親が、元妻から子育てを行うにあたり、養育費の取り決めをしているか、また、受け取りを行えているかについて聴取したものである。まず、表 4-9 に養育費の取り決めの有無についての状況を提示する。

表4-9 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無(離婚(離婚の方法)・未婚別)

	総 数	離婚		未婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総 数	308 ( 100.0)	306 ( 100.0)	256 ( 100.0)	50 ( 100.0)	2 ( 100.0)
取り決めをしている	64 ( 20.8)	64 ( 20.9)	42 ( 16.4)	22 ( 44.0)	- ( - )
取り決めをしていない	229 ( 74.4)	227 ( 74.2)	203 ( 79.3)	24 ( 48.0)	2 ( 100.0)
不 詳	15 ( 4.9)	15 ( 4.9)	11 ( 4.3)	4 ( 8.0)	- ( - )

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

2016年調査では、「取り決めをしている」と回答した父親が20.8%、「取り決めをしていない」と回答した父親が74.4%で、多くの父親が養育費に関して取り決めをしていない結果が示された。特徴的なことは、協議離婚によって「取り決めをしていない」父親が79.3%を占めていることである。

では、なぜこれほど多くの父親たちが養育費の取り決めをしていないのだろうか。そこで、表4-10に「養育費の取り決めをしていない理由」について提示する。

表4-10 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた	取り決めの交渉がわずらわしい	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成23年 (100.0)	(21.5)	(1.5)	(34.8)	(4.8)	(8.5)	(3.6)	(-)	(*)	(17.0)	(4.8)	(3.3)	
平成28年 229 (100.0)	40 (17.5)	19 (8.3)	22 (9.6)	51 (22.3)	1 (0.4)	16 (7.0)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	47 (20.5)	12 (5.2)	18 (7.9)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」（厚生労働省）

2016年調査で最も大きな理由としてあげられることが、「相手に支払う能力がないと思った」で22.3%を占める。もっとも、この結果は母子家庭の母親が養育費の取り決めをしていない理由の第2位にもあがっており(表4-11)、相手方の経済能力を推察して、養育費受領の取り決めをしていないものと思われる。

表4-11 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成23年 (100.0)	( 2.1)	( 4.6)	( 48.6)	( 3.1)	( 1.5)	( 8.0)	( 1.0)	( * )	( 23.1)	( 5.7)	( 2.2)	
平成28年 985 ( 100.0)	28 ( 2.8)	53 ( 5.4)	175 ( 17.8)	205 ( 20.8)	1 ( 0.1)	6 ( 0.6)	53 ( 5.4)	9 ( 0.9)	47 ( 4.8)	309 ( 31.4)	70 ( 7.1)	29 ( 2.9)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」（厚生労働省）

また、父子家庭の父親と、母子家庭の母親とを比較した場合に、最も数値に差がある項目としては、「自分の収入等で経済的に問題がない」という設問である。父子家庭の場合は 17.5%、母子家庭の場合は 2.8%で大きく差が開いている。これも、父親の場合はひとり親となる前からの職を継続している者が多いことから、経済的には子育てができるだけの収入があることから、相手方に養育費の取り決めをしていないことが考えられる。

このことは、養育費の受給状況でも明瞭にでており、父子家庭の父親は現在でも養育費を受けている者は 3.2%なのに対して(表 4-12)、母子家庭の母親は 24.3%と 8 倍ほどの差があり(表 4-13)、養育費に関して父子家庭の父親は、ほぼ全員が受けていないといって過言ではない状況となっている。

表4-12 父子世帯の父の養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けなかった	不詳
平成23年 (100.0)	( 4.1)	( 2.9)	( 89.7)	( 3.4)
平成28年 308 ( 100.0)	10 ( 3.2)	15 ( 4.9)	265 ( 86.0)	18 ( 5.8)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」（厚生労働省）

表4-13 母子世帯の母の養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けなかったことがない	不詳
平成23年 (100.0)	( 19.7)	( 15.8)	( 60.7)	( 3.8)
平成28年 1,817 ( 100.0)	442 ( 24.3)	281 ( 15.5)	1,017 ( 56.0)	77 ( 4.2)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

## 2-4 父子家庭の父親の悩み

次に父子家庭の父親の悩みについてみてゆく。

「相談相手が欲しい」と回答した者のうち、最も困っている項目を表4-14にあげた。

表4-14 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳(最も困っていること)

	総数	住居	仕事	家計	家事	自分の健康	親族の健康・介護	その他
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 15.8)	( 21.2)	( 43.5)	( 2.7)	( 10.3)	( 2.7)	( 3.8)
	平成28年 220 ( 100.0)	21 ( 9.5)	25 ( 11.4)	118 ( 53.6)	5 ( 2.3)	21 ( 9.5)	14 ( 6.4)	16 ( 7.3)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 11.0)	( 14.7)	( 36.7)	( 12.8)	( 9.2)	( 10.1)	( 5.5)
	平成28年 80 ( 100.0)	4 ( 5.0)	17 ( 21.3)	29 ( 36.3)	11 ( 13.8)	5 ( 6.3)	9 ( 11.3)	5 ( 6.3)

注：総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省)

父子世帯の父親は2016年調査および2011年調査いずれも「家計」をあげた割合が最も高く、約36%である。しかし、母子世帯の母親があげている割合(53.6%・43.5%)よりは低い傾向がみられる。いっぽうで、「家事」については母子家庭の母親と比べると、父子家庭の父親が高い割合を示している。家事の中には子育ても含まれることから、父親はそれまで親和性のなかった家族ケ

アの領域に困難を抱える者が多いことがうかがえる。

それでは、父子世帯の父親が抱える子育てに関する悩みについて表 4-15 に基づいてみてゆくことにしよう。

表4-15 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳（最もあてはまるもの）

	しつけ	教育・ 進学	就職	非行・ 交友関係	健康	食事・ 栄養	衣服・ 身のまわり	結婚 問題	障害	その他
平成23年										
総数	(16.5)	(51.8)	(9.3)	(2.9)	(6.0)	(6.7)	(3.1)	(-)	(*)	(3.8)
平成28年										
総数	(13.6)	(46.3)	(7.0)	(1.8)	(6.6)	(7.0)	(4.8)	(2.2)	(2.9)	(7.7)
0歳～4歳	(35.3)	(17.6)	(-)	(-)	(5.9)	(5.9)	(23.5)	(-)	(-)	(11.8)
5歳～9歳	(19.0)	(33.3)	(-)	(-)	(4.8)	(9.5)	(9.5)	(4.8)	(2.4)	(16.7)
10歳～14歳	(14.6)	(59.4)	(-)	(2.1)	(3.1)	(7.3)	(3.1)	(1.0)	(3.1)	(6.3)
15歳以上	(7.7)	(44.4)	(16.2)	(2.6)	(10.3)	(6.0)	(1.7)	(2.6)	(3.4)	(5.1)

【出所】「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果」（厚生労働省）

子どもの年齢別にしてみると、0-4歳では、「衣服・、身のまわり」が23.5%で最も高い割合を示している。子育てで一番手のかかる時期において、他の項目を比較した場合に突出して高い数値が表れている。

5-9歳では、「教育・進学」が最も高い割合を示し、10-14歳で59.4%と最高値を示し、15歳以上では、若干、割合が下がるが他の選択肢に比べて最も高い。

このことから、子どもが比較的low年齢の場合は、日々成長をする子どもの衣服や身のまわりの世話に関する事項が悩みの多くを占め、年齢があがってゆくにしたがって、教育や進路に関する悩みが占める割合が高くなるという傾向がみられる。

### 第3節 小括

以上、本章では「全国ひとり親世帯等調査結果」を用いて、父子家庭の父親の状況をマクロな側面から概観してきた。この作業によって以下の知見が示されることとなった。

①父子家庭となった理由について、2003年調査以降から「生別」によるものが、おおむね8割を超えている。1983年調査から1998年調査までは6割台だった「生別」は増加傾向にあり、逆に「死別」による父子家庭への移行は減少傾向にある。

②ひとり親となったさいの父親の平均年齢は「生別」の場合、38.2歳、「死別」は43.4歳で全体の平均も39.3歳と比較的若い年齢の時にひとり親となっている。このことは、子どもの年齢も総じて低い段階であり、「生別」では末子の平均年齢が6.1歳、「死別」では8.1歳、全体では6.5歳の時に父子家庭となっている。子どもが低年齢の時に、ひとり親となることは、父親が慣れない子育てをはじめとする家族ケアを行う際に多くの困難を抱えることが懸念される。

③養育費については、元妻側から養育費を受けたことがない父親が86.0%であり、大半が受け取っていない。そして、父子家庭の父親が困っていることとしては、母子家庭の母親に比べ「家事」に関する割合が高い割合を示している。

以上の結果から、マクロ的な視点から見たときに、父子家庭の父親の全体像として以下のような姿を描くことが可能であろう。それは、父親が30歳代後半から40歳代前半の年齢で、生別によって、ひとり親となるものが多く存在し、かつ、子どもの年齢は末子が未就学児のものが多くを占めている。離婚後の就業は母子家庭の母親と比べると安定的な環境で継続できている父親が多いが、元妻側からの養育費はほとんどの父親は受けることができていない。また、子育てを含む「家事」に関する悩みを抱える者が相対的に多く、5人に1人の父親は「仕事」に関する悩みが最も困っていることとして回答をしている。

本章の考察によって、以上のような父子家庭(の父親)に関する全体像を把握することができた。しかし、では具体的に父親たちは生活を送るうえで、どのような困難を抱えているのだろうか。このことを探るためには、父親たちへミクロな視点から踏み込んだ質的調査が必要と考えられる。

したがって、次章以降では、筆者が実施した父子家庭の父親たちへのインタビュー調査に基づき、生活を送るうえで重要な要素を占める就業継続と家族ケアにおける困難について考察を深めてゆくことにしたい。

## 第5章 調査の方法

本章では、前章までの考察に基づき、筆者が実施した父子家庭の父親への就業継続および家族ケアに関するインタビュー調査より得られた知見から考察を進めてゆくにあたり、研究方法について述べる。まず、本調査を行うにあたり、その問題意識を述べ、調査方法および調査協力者の属性について記述する。次に本調査で得られたテキストデータの分析方法および、調査を行うさいの倫理的配慮について述べる。

### 第1節 調査を行うにあたっての問題意識

前章では『全国ひとり親家庭等調査結果』に基づき、マクロな視点から、父子家庭の全体像を把握した。本章以降では、これらの知見から得られた父子家庭の父親が、具体的にどのような点について困難を抱えているのかをミクロ的な視点から考察していきたい。

これまでに見てきたように、近年、日本においては離婚件数の増加を主たる要因とする、ひとり親家庭となる世帯が増加している。厚生労働省が概ね5年に一度の間隔で実施をしている「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省）によると、父子家庭となった理由のうち、離婚によるものが75.6%、死別によるものが19.0%となっている。母子家庭については離婚によるものが79.5%、死別が8.0%である。また、ひとり親の世帯数は同調査によると、母子家庭が123万2,000世帯に対して、父子家庭は18万7,000世帯と推計されている。このように、ひとり親家庭を構成する世帯は母子家庭が多くを占めているわけだが、同調査の父子家庭数の経年変化をみると、20万世帯前後を占めており、一定数以上の父子家庭が日本において存在していることが確認されている<sup>1)</sup>。

父子家庭の父親に要請されている役割としては、家計を維持してゆくために就業を継続していくことに加え、従来は妻が主として担っていた家族ケア（家事・育児）を同時に遂行していくことが期待されている。一般的に、ふたり親を含めて父親の子育て参加が国レベルで注目され始めたのは1990年代である（木脇 2008:162）。このことは、日本において父親が子育てを含めた家族ケアへの関りがそれまでは希薄であったことを意味する。松田茂樹（2007）は、日本は他の先進諸国と比べて「夫は仕事、妻は家事・育児および家計への補助的就労（パートタイム労働）」という伝統的な性別役割分業意識が強い国であると述べている。15歳以上の女性の労働力率においてもスウェーデン60.3%、アメリカ56.3%に対し、日本は48.9%であり、先進国においては低い水準にある（松田 2007:1）。

こうした性別役割意識に基づく仕事と家族ケアの分業が強固な日本において、ひとり親となり父子家庭の父親が両方の役割をこなすことになった場合に、現在の長時間労働を前提とした正規の雇用形態で就業を継続していくことは父親およびその家庭で育つ子どもにとって、多くの困難を抱えることが予想される。父子家庭が抱えている困難として考えら

れることは、父親が家計を維持するための就業を継続してゆく際に、それまで多くの父親たちにとって希薄であった家族ケア（家事・育児）を並行して行っていかなければならない点が挙げられる。同時に、家族ケアを行っていくにおいて、仕事との両立が難しくなり父親自身がそれまで就いていた職を変更せざるを得ないケースもあることが報告されている（川崎市男女共同参画センター 2015）。

また、前章でみたように、厚生労働省の調査では、父子家庭の父親たちへの量的な調査によって、就業継続と家族ケアとの両立に困難を抱えている父親たちの姿が明らかとなった。

では、父子家庭の父親が、ひとり親となる前の就業継続の可否を決定づける要因とはいかなるものによってなのだろうか。また、就業継続が困難となった際に、どのような支援が可能なのだろうか。そして、性別役割分業意識が強固な日本において、父親たちは、どのような対処により、家族ケアを行っていて、そこでの困難とは具体的にいかなるものなのだろうか。

そこで本章以降では、以上のような父子家庭の父親がおかれている現状をふまえた問題意識のもと、当事者へのインタビュー調査によって得られたテキストデータを計量的に分析することにより、父親の就業継続と家族ケアをめぐる父親の実態と課題について考察することを目的とする。



## 第2節 調査方法およびデータ

### 2-1. 調査方法

前節で述べた問題意識に基づき、本論文では筆者が父子家庭の父親へ半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した。調査対象者については、調査時点で子育てを行っている父親をスノーボール・サンプリング法により募り、9名の父子家庭の父親に対して、ひとりにつき一回、筆者が個別面接形式にてインタビューを行った。

調査協力者へのインタビュー内容は以下の通りである。

①ひとり親となった契機、②子どもの性別および年齢、③調査協力者の仕事と家庭生活の両立状況、④家庭生活における家族・親族の協力状況、⑤相談相手の有無、子育てに対する思い、⑥社会的支援制度の利用状況、⑦今後の人生設計など。

インタビューの場所は、調査協力者の自宅もしくは職場において、プライバシーが担保された環境を設定し実施した。調査協力者ひとりに対するインタビューの所要時間は50分から90分である。調査対象者の住まいは全員、中部地方である。

インタビュー内容は調査協力者の同意を得たうえで、すべてICレコーダーに録音し、録音データは調査後、逐語録におこした。インタビューの実施時期は2017年9月～2018年3月である。表5-1に調査協力者の基本的属性の一覧を示す<sup>2)</sup>。

表 5-1. 調査対象者リスト(インタビュー時)

対象者	本人の年齢	ひとり親である 期間	・同居家族・子の性別・年齢
A	30代 前半	5年	子(男)11歳, 子(女)9歳
B	40代 前半	2年	子(男)6歳, 子(女)3歳
C	40代 前半	10年以上	子(女)18歳, 両親
D	30代 後半	7年	子(女)15歳, 子(男)9歳
E	40代 前半	6年	子(女)16歳, 子(女)14歳, 子(女)13歳
F	30代 後半	4年	子(男)7歳, 両親
G	40代 後半	6年	子(男)10歳
H	40代 後半	7年	子(女)19歳, 子(男)18歳
I	30代 前半	3年	子(女)7歳, 子(男)6歳, 両親, 兄

## 2-2. 調査協力者の属性

本調査での調査協力者の年齢は30代から40代であった。ひとり親である期間は最も短い父親が2年であり、最も長い父親は10年以上である。同居家族については両親や、親族と同居している家庭が9名中3名で、父親と子どものみで生活している家庭は6名である。

仕事は現在、国家資格の取得を目指し大学生生活を送りながらアルバイトをしているAさん以外の父親は何らかの職に就いている。また、妻との離別理由はHさんの妻との死別を除き、他は生別であった。

最終学歴は「中学校卒業」が9名中4名であった。他は、「高校卒業」が4名、「専修学校・各種学校」卒業が1名であり、大学卒業以上の対象者が本調査では含まれなかった<sup>3)</sup>。

年収については、現在、学生であるAさんは、アルバイトによる収入が「50万円～100万円未満」との回答をしており本調査においても最も低い収入となっている。最も高い収入を得ている

父親は B さんの「500 万円～600 万円未満」であった。

### 2-3. 分析方法

第 6 章ではインタビューデータについて、抽出語の階層的クラスター分析を行い、その分析結果に基づき、それぞれの父親の語りを敷衍する方法で考察した。また、第 7 章では抽出語の共起ネットワーク図および Jaccard 類似性測度を計測し分析した。さらに、第 8 章は父親の家族ケアに焦点をあてテキストマイニングの分析方法を用いて考察した。

テキストマイニングの具体的な手順は、逐語録をコーディングによって数値化したのち、内容分析 (content analysis) を行った。テキスト分析のためのソフトウェアは、KHcoder (Version 3. Alpha. 09h) を用いた。

ここで、本研究にてテキストマイニングの手法により KHcoder にて分析を行った理由について述べておきたい。

KHcoder は、川端亮と樋口耕一が開発したソフトウェアである。社会調査では、対象となった人々の自由記述やインタビュー記録などのさまざまなテキストデータを分析するが、その分析方法については、さまざまな手法が混在しており、また、それぞれの分析手法には一長一短がある。このことについて開発者のひとりである樋口は以下のように述べている。

従来の社会調査においては、数値化されていない文章のようなデータ、すなわち質的データの利用には種々の困難があった。分析方法の確立と普及が遅れているため、手元のデータをどのように分析するのか慎重に考えねばならないし、分析用のソフトウェアもどれが良いのかわりにくい。【・・・中略・・・】計量テキスト分析の特徴は「テキストマイニング」という比較的新しい技術を活用しつつ、伝統的な内容分析 (content analysis) の考え方を実践に活かす点にある (樋口 2014: i)。

テキストデータを分析する計量テキスト分析は、浜崎ら (2017) も述べているように、テキストデータの中から自動的に語りを抽出し、統計手法を用いて探索的な分析を行うもので、それによって語の出現パターンやルール、ひいては新しい知識の発見を目指すことができ、質的データをコーディングによって数値化し、計量的分析手法を適用してデータを整理、分析、理解する方法である (浜崎他 2017: 87)。

従来、インタビュー調査によるテキストデータを分析するにおいては、その「客観性」がどこまで担保されているのかが常に問われてきたとあってよいだろう。テキストデータの全体像の解釈について、分析者は偏った印象によって (分析者の導きたい結論を導くために) 分析をかけているのではないか、という疑念は常に付きまとっていた (樋口 2014)。

テキストデータの引用を分析者はどのような根拠で選んだのかは、読み手にとって疑義を生じさせるものであった。こうしたことを乗り越えるために、テキストデータをまずは客観的に解析し、そのデータの算出した根拠に基づき、語りの内容分析を行うことが、分析者による「恣意的に」調査結果を導いたとの批判に対応することができると思う。

KHcoder におけるテキスト分析は、M-GTA 等の分析が抱える研究者の主観性を排除し、語られたテキストデータに潜む研究者側が考えてもいなかった潜在的な意味が抽出され、客観的に語りの内容を捉えられるという意味で有効な分析方法であると思うため、本研究ではこの方式を採用した<sup>4)</sup>。

樋口によると、KHcoder を用いた研究は社会科学の分野を中心として、2019 年 12 月現在で 3425 件の研究論文等が蓄積されている（樋口 2019）。このことから、KHcoder による計量テキスト分析は、一定の科学的根拠を持ち、分析においても有効なツールとして普及していることを証明するものだろう。

#### 2-4. 倫理的配慮

本テーマにて調査／研究を行うことについて、その内容・目的・方法・結果の公表、個人情報取り扱い等についてインタビュー調査説明書に記載し、調査協力者に確認／理解を求め、書面による同意書を取り交わした。

また、本調査は中京学院大学短期大学部研究倫理委員会の倫理審査での承認を得たのちに実施した(承認番号：第 29010 号)。

## 第6章 父子家庭の父親の就業継続・家族ケアの実態 ——テキストデータからの把握——

第4章での『全国ひとり親世帯等調査結果』に基づくマクロ分析結果に対し、本章では、父子家庭の父親たちは就業継続と家族ケアに対して、いかなる具体的な困難を抱えているのかをマイクロ分析によって探るため、父親たちへのインタビュー調査より得られたテキストデータから帰納的に考察を進める。そのために、就業継続と家族ケアについて、その実態を記述・把握し、第7章以降への考察へとつなげてゆく。具体的には、第3章で導出した「生活安定層」、「就業継続不安定層」、「人的支援必要層」、「生活困難層」の4象限それぞれに分類される父親について、具体的に語りの内容を敷衍し、その困難の性質を明らかにする。

まず、表6-1に調査協力者の職業、ひとり親となった経緯、最終学歴、および年間の就労収入のリストを提示したのち、それぞれの父親の語りをKHcoderにて解析を行い、抽出語の階層的クラスター分析を行った。階層的クラスター分析とは、対象者が語った内容について「出現パターンの似通った語の組み合わせにはどのようなものがあるのかをカテゴリー化し、探索することができる」（樋口 2014:156）ものである。分析結果として、それぞれの対象者についてのデンドログラム（樹形図）を作成し、その出現パターンに基づいて具体的な語りの内容を敷衍する。そして、それぞれの分類を行った父親たちの就業継続と家族ケアの実態について考察を進めてゆく。

表 6-1 対象者の職業、ひとり親となった経緯、最終学歴、就労収入

対象者	本人の年齢	職業	ひとり親となった経緯	最終学歴	年間の就労収入 (万円)
A	30代前半	無職 (大学生)	生別	高校	50万円～100万円未満
B	40代前半	自営業	生別	中学校	500万円～600万円未満
C	40代前半	会社員	生別	高校	400万円～500万円未満
D	30代後半	自営業	生別	中学校	200万円～250万円未満
E	40代前半	会社員	生別	中学校	350万円～400万円未満
F	30代後半	自営業	生別	専修学校・各種学校	350万円～400万円未満
G	40代後半	会社員	生別	高校	400万円～500万円未満
H	40代後半	会社員	死別	高校	300万円～350万円未満
I	30代前半	会社員	生別	中学校	350万円～400万円未満

## 第1節 生活安定層——Aさん・Cさん・Fさん・Iさん

本節では生活安定層に属すると考えられる対象者について考察を行っていく。この層に属する父親たちは、就業継続および家族ケア共に安定した環境のもとで送ることができている。それが可能となっている要因について、父親の語りにおけるデンドログラムを提示し、その結果から代表的なそれぞれの父親の語りを敷衍することにより考察を行っていきたい。

### 1-1. Aさんの事例

Aさんのデンドログラムを図6-1に示した。Aさんの語りの特徴としては、「掃除」、「風呂」、「ご飯」といった家庭での生活に関わる語と、「保育園」、「子ども」といった育児に関わる語や、「子

育て」、「仕事」といった自身の家族への関りに関する語との組み合わせが挙げられる.

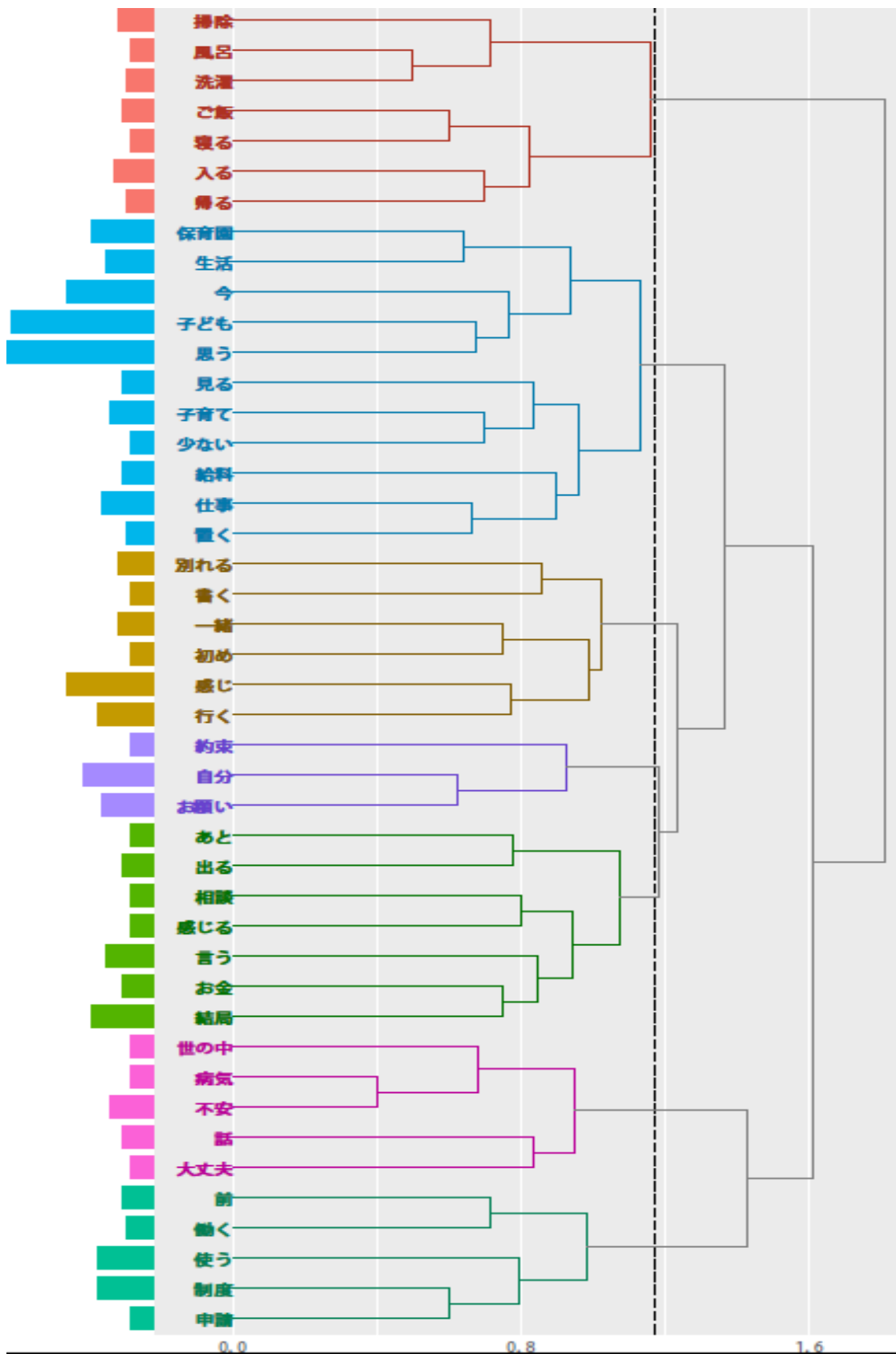


図 6-1 デンドログラム(Aさん)



Aさんはインタビュー時点で30代前半の父親である。現在、職業には就いておらず、国家資格の取得を目指し大学に入学し、不定期にアルバイトをしながら勉学をしている。子どもは11歳の男児と、9歳の女児を養育している。ひとり親となった理由は離婚による。その離婚理由については特に決定的な大きな理由はなかったと語る。デンドログラムに基づくAさんの語りにおける特徴的な内容は以下のものである。

Aさん:例えば相手の異性問題とか、お金の問題とか、ギャンブルがっていうのはなかったです。やっぱ結婚したのが若かったっていうのもあって、向こうのやりたいことがいろいろあったというのとか、あと、結局、家族になると親とのつき合いとかも出てくるので、そういうところが多分、今思えばうまくいかなかったんだらうなあとと思います。いろんな細かいところでうまくいかないっていうのが重なって、離婚っていうことになったかなと思ってます。

23歳で元妻と結婚したAさんは、29歳の時に離婚をしている。その理由を若い年齢の時に結婚したことによって、元妻自身が他にやりたいことがあったことにより婚姻生活の継続が難しくなると語る。そして、生活を送るうえでの細かな行き違いから、双方話し合いのうえ納得し離婚に至った。

そして、Aさん自身が子どもを引き取ることになった経緯については以下のように語る。

Aさん:私が引き取る理由っていうのが、それがまた大きくはないんですけど、じゃあ別れよかって話になったときに、自分としては子どもをやっぱ見たい気持ちが強かったの、出ていくなったら子どもは置いてほしいということをお願いしたら、向こうが、じゃあ、そういうのは条件としてのもうという感じがあって。もともと根本的なところで、例えば1歳半健診とか3歳児健診とかも私が行くときもあったぐらいで。妻との子育て負担割合は半々ぐらいだったです。世の中のお父さんと比べると、多分もともと子育てに参加してた。

この語りからAさんは、もともと子育てに親和的な感情があり、子どもを自分の手で育てていきたいという思いが強い傾向にあったことが父子家庭となった理由として挙げられる。

実際にAさんは一般的な父親と比べると、子育てに多くの時間を費やしていたとも語っている。子どもの健診を初め、周りに母親が多く父親がほとんどいない場へも積極的に出向いていたことから、もともと子どもの養育に積極的であった様子がうかがえる(【 】は筆者、( )は筆者による補足。以下同様)。

Aさん:【元奥様のほうも、すんなりと、「じゃあ、子ども2人とも養育をお願いします」、みたいな感じだったんですか?】もともとそういう感じはありました。別れるときにもそんなにもめずに別れた。世の中一般で言う、お金でもめるとかはなかったです。

また、上記の語りにもみられるように、離婚の際にも双方で子どもの養育や、養育をめぐる金銭面での争いに発展することはなかったという。さらに子どもの養育に関しても隣接して居住している両親のサポートが得られている。

Aさん:【子育てに関しては、食事の部分はAさんのご両親が担当して、掃除など他の部分はAさんがされているというような理解でよろしいでしょうか。】そうですね。夜ご飯をお願いしています。朝ご飯とか休みの日の昼ご飯は自分たちで何とかするっていう約束になってます。

【そうしますと、お子さんは今、小学生でいらっしゃるんですので、学校から帰ってきて、夜ご飯については隣の家にお住いのご両親の元へ行かれるということですか?】はい、隣の家に行くって感じです。

Aさんは将来的に対人援助を行う仕事に従事するべく、現在は国家資格の取得を目指して大学に通っている。学生生活と子育てを中心とする生活を送るなかで、これらに支障をきたすような困難はなく、安定した生活を送っていると語る。こうした意味でAさんは本論文で定義している「生活安定層」に属しているものと考えられる。

## 1-2. Cさんの事例

Cさんのデンドログラムを図6-2に示した。Cさんの語りの特徴としては、「子ども」、「残業」との組み合わせと、「面倒」、「見る」、「帰る」といった子どもの世話に関する組み合わせ、「母」、「存在」という語の組み合わせが目を引く。

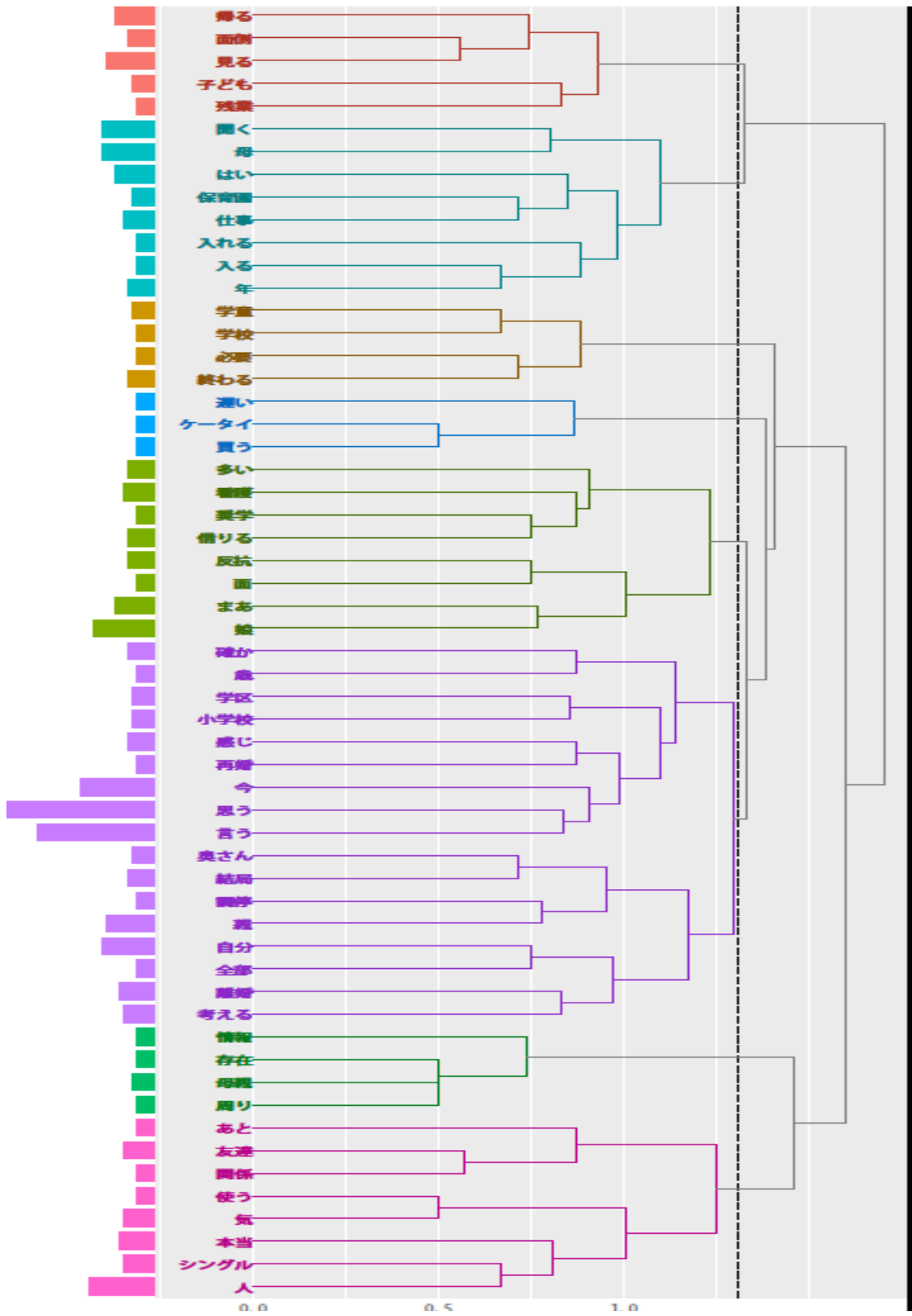


図 6-2 デンドログラム(Cさん)

Cさんはインタビュー時点で40代前半であり、職業は会社員をしている。子どもは18歳の大学生である。元妻とは、24歳の時に結婚し、その妻との間に、ひとりの子どもをもうけたが、子どもが2歳、Cさんが27歳の時に離婚をした。その理由として元妻の金銭問題や元妻からのDVがあったという。そして子育てについても、元妻に離婚後も任せられないという判断によって、Cさんが引き取ることを申し出たという。

Cさん:【そのことに対して元の奥様は、子どもは渡さないとは言わなかったのですか?】言いましたよ。家にも(元妻が)押しかけたことあったし。「子ども返せ」みたいな感じで。

Cさん:【それが、最終的にCさんがお子さんを引き取られたのは、どのような経緯ですか?】離婚調停。調停は半年ぐらいかかったかな。

【最終的には裁判所のほうも、そのような態度を取るお母さんには子どもを任せられないというような判断だったのでしょうか?】そう判断されたのかもしれませんが、結局は、調停委員からの提案で、奥さんのほうに解決金を払いなさいってなった。それに奥さんが同意して。

Cさんは、最終的には調停を経て、解決金を妻側に支払うことで子どもを引き取り、養育することが可能になった。それからは、Cさんは自身の両親の実家に戻り、子どもを含めて4人での生活が始まる。

Cさん:【子ども引き取るっていうことになったときに、Cさんの親御様は、そのことについては賛成されていましたか?】もう大賛成でした。

【そんな奥さんに、子ども任せるわけには行かないと?】はい。うちに連れてらっしゃって。そういう面では、とても安心できました。

このような経緯を経てCさんは、両親からの子どもへの家族ケアに対する全面的なサポートを受けながら生活を再スタートさせる。離婚前から継続している仕事と並行させながら、実家での生活を送ることとなる。

Cさん:やっぱり僕が仕事してるときは、母に子どもの面倒見てもらうというかたちでした。幸いなことに、保育園もすぐ入れましたし。本当は幼稚園へ入れるつもりだったんだけど、ちょっとそういう事情だったんで、1年前倒して、保育園に入って。保育園のほうで昼間、時には延長保育もしましたし。で、そんなとき、僕、夜勤やってまして。もし、帰ってくる時間が間に合えば、保育園の送り迎えもやってたときもありました。

このように、離婚後、自身の実家で娘とともに暮らすことになったCさんは、就業継続と並行して、

子どもを養育していくこととなった。実家近くの保育園へ入園させ、自身が子どものお迎えに行ける時は率先して行っていたという。しかし、当時、夜勤も行っていたCさんは子どもの養育に関する家族ケアの大部分を母親にお願いすることが多かった。

Cさん:【Cさんのお母さんの子育てへの関わりというのが、すごく大きかったということでしょうか?】大きかったですね。

【お子様も小さい時期ですから、朝、起こして、朝食の準備したり着替えさせたり、保育園に送ったりっていうのもお母様がされていませんか?】基本、母がやってました。むしろ、僕に手を出さなくて言うてたぐらいですから。母、そういう人だったんで。もう、すべて自分でやるから、他は手を出さなくてという人間です。

【そうしますと、お母さんがいわば、娘さんにとっては、母親代わりという感じだったのでしょうか?】はい、今でも(娘は母親を)慕ってますし。娘の机の上に写真が飾ってあって、うちの母と娘と2人で撮った写真が今、飾ってあります。

このように、自身の子どもの養育については、母親がほぼ一手に担い、自身は夜勤をとまなう仕事に集中して取り組めたことが、結果として大きな問題をCさん自身も抱えることなく今日まで生活を送れていると語る。このような母親が養育を担い、Cさん自身は就業継続を行い家計を維持していくという姿は、いわばCさんの母親が現在の性別役割分業における「妻」の役割を代替しているということが可能であろう。もし、Cさんに母親のような子どもの育児を担ってくれるような存在がなければ、Cさんも就業継続が困難となり、娘との生活も立ち行かなくなったことが考えられる。こうした意味でCさんのケースは、育児を支えてくれる存在が父子家庭の父親にとっては安定的な生活を送るうえで重要な意味を持っていることが示唆されている。

### 1-3. Fさんの事例

Fさんのデンドログラムを図6-3に提示する。Fさんの語りの特徴としては、「両親」、「全部」、「受ける」や「父」、「母」、「ご飯」、「作る」といった語の間に組み合わせが顕著である。Fさんの親によって自身の子どもへのサポートが行われ、仕事に集中できていることがうかがえる。具体的な語りの内容を以下にみてゆく。

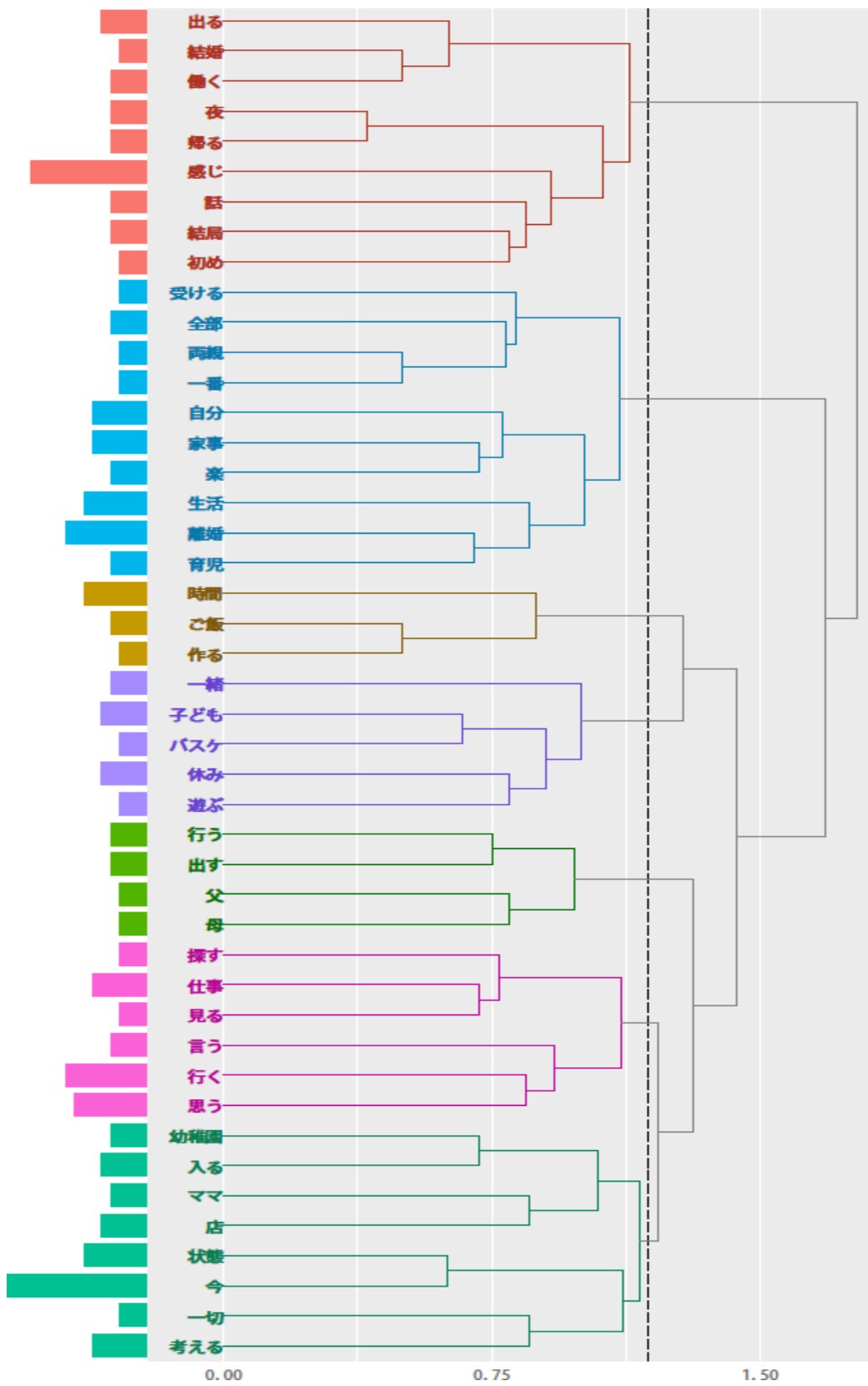


図 6-3 デンドログラム(Fさん)

Fさんはインタビュー時点で30代後半であり、仕事は自営業を営んでいる。子どもは7歳の男児である。

インタビュー調査でお話を伺うためにFさんが経営する店に訪問したが、Fさんの自宅からは離れた住宅街の一角に小さなお店を構えており、毎日、朝から夜遅くまで、この店の中で仕事をしている。

Fさんは4年前に離婚によって、ひとり親となった。離婚は、Fさんの方より妻に対して申し出て成立した。子どもの親権については離婚協議時に激しい争いになったと語る。

Fさん:結構もめました。離婚の協議になったときに、世間一般的には、離婚後は子どもは奥さんが、母親が引き取るっていうのが結構一般的だと思うんですけども、私は妻に子どもを渡すことは一切考えてなかったので、でも妻も子どもを引き取りたいという希望が強かったので。

元妻とFさん双方が親権を主張したが、Fさん側にスムーズに親権が認められることはなかったという。親権を得るためにFさんが取った手法としては、自分に子育ても行える能力があることを調停の場で立証することであった。もともと婚姻期間中から、家事・育児はFさんが主として行っており、その実績と、離婚が成立するまでの間も主としてFさんが家族ケアを行うことで、親権が認められたという。

Fさん:(離婚の話が出てから)1年ぐらいの間に子育ての実績、育児実績を作って、その時点で離婚したんで。裁判でも勝てるように。

【そのあたりは弁護士の方と相談しながら?】そうですね、相談してやりました。

Fさんは婚姻中から2世帯住宅で両親とともに住んでおり、離婚後も継続してその住居に住むことになる。生活は、婚姻期間中よりも現在の方が心身ともに安定していると語る。

Fさん:その時期(離婚調停中)が一番大変でした。家事もですし、育児もですし、もう全部自分ひとりでやらなくちゃいけないっていう状態だったんで。逆に離婚後は両親の手伝いも堂々と受けれるようになってるんで、今のほうが生活は確実に楽です。

離婚当初は保育園に通っていた子どもの送り迎えを初め、食事や入浴といった家族ケアも両親に手伝ってもらいながら、自身は自営の店を切り盛りでき、生活も安定的に送ることができているという。

FさんについてもCさんと同じく、両親からの家族ケアを受けながら就業継続ができ、比較的安定した環境で生活を送っていることから、「生活安定層」に属する父親であるということが出来る。

#### 1-4. Iさんの事例

Iさんのデンドログラムを図6-4に提示する。Fさんの語りの特徴としては、「引き取る」、「最初」、「話」「離婚」や、「母親」、「子ども」との組み合わせに関連性がみられる。インタビュー調査の時点で離婚後3年という、日が浅い時期であり、また離婚当時の葛藤が癒えていないからか、離婚時の元妻側とのやり取りについて多くを語っていた。また、Iさんも自身の親によって自身の子どもへのサポートが行われ、仕事に集中できていることもデンドログラムからはうかがえる。具体的な語りの内容を以下にみてゆく。



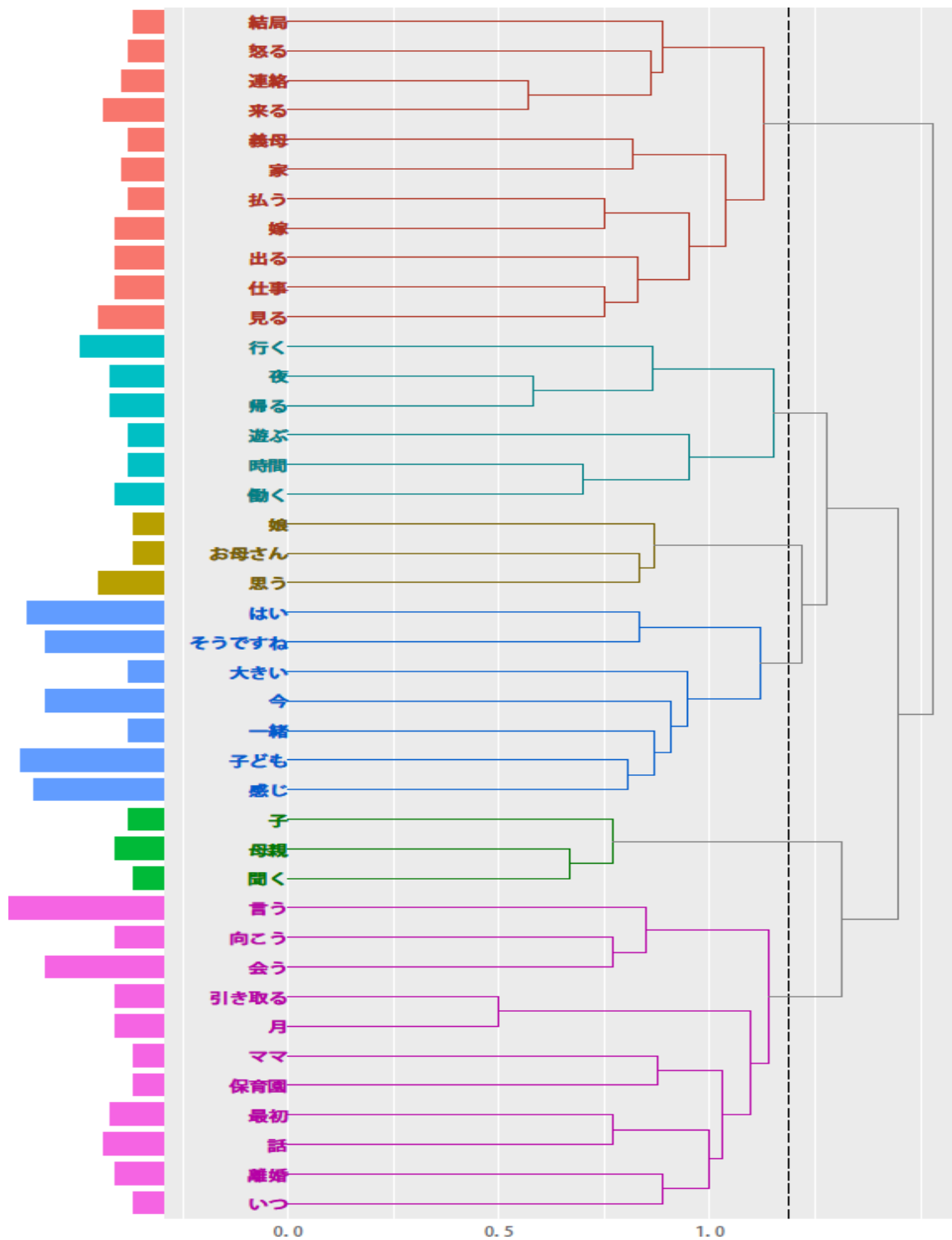


図 6-4 デンドログラム(Iさん)

Iさんはインタビューの時点で30代前半の会社員である。子どもは7歳の女兒と6歳の男児がいる。

両親とIさん自身の兄と同居している。他に実家の外で暮らす妹がいる。平日は毎日、朝7時に

は出勤し、夜 11 時前後まで仕事をしており、かなりのハードワーカーである。土日はほぼ休みが取れているという。

Iさんが結婚したのは24歳の時であり、30歳で離婚により父子家庭となった。離婚は、妻側の申し出による。離婚後に子どもをどちらが養育するかについては、それほど大きな問題とはならなかったという。

Iさん:最初にもめとたときに(一時)別居して。離婚するのは俺は構わんけど、子どもを(Iさんが)引き取れんかったら、俺は離婚届にサインしんつつったの。それでもいいなら離婚届持ってきてつつって。

【Iさんはどうしてお子様たちををを引き取ろうと思われたんですか?】俺は離れたくなかったもんで、絶対。

【それに対して元奥さんは、子ども渡さないというようなことは言われませんでしたか?】いや、それはなかったですね。結局、多分、俺が娘を溺愛しとったもんで、多分それも面白くなかったと思うんですよ、彼女の的には。

こうした経緯でIさんは子どもを引き取り、実家で養育をすることとなる。当初はIさんと子どもふたりで暮らすことを考えていたが、Iさんの母親から実家で暮らすように促されたと語る。

Iさん:最初は3人で暮らすわっていう話をしたんです、親に。そしたら親はちょっと待てと。そんなんだったら子どもたちがかわいそうなもんで、うちに住みなさいと(言われた)。私(母親)が全面的にバックアップするからつつって。ていう話で、そこに甘えて今、実家で暮らしています。

このような経緯で、Iさんと子どもたちは、Iさんの実家にて両親と自身の兄弟との同居を始めることとなる。先述のように、Iさんは平日の仕事に割く時間が大半を占めており、育児や家事に充てる時間はほとんど取れない状態である。代わりにIさんの母親が、Iさんの子どもたちにとっての「母親」として、Iさんを含めた日常生活のケアを担っている。

Iさん:【そうしますと、現在のご家庭での生活は、主にIさんのお母さんがお子さんたちの母親代わりで、お子さんの世話は基本的にはお母さんが引き受けられて、Iさんはお仕事の方が今、比重としては高いということですね。】はい、15時間ぐらい大体平均で(仕事をしています)。

こうした語りから解釈ができることとして、Iさんのように長時間労働を担い、一日の大半を仕事に充てる父子家庭の父親にとって、実家で生活できることや、母親を中心とする親族によって子どものケアを任せられる環境にあることが、就業を継続できる大きな要素となっていることが示唆されている。父子家庭の父親にとって、子どもの世話を初めとする家族ケアを担ってくれる親族の存在に

よって就業が継続でき生活も安定しており、Iさんのケースも「生活安定層」と考えることができる。

以上のように、「生活安定層」として捉えることのできる父親たちは両親，とりわけ自身の母親から子育てを始めとする家族ケアの支援を得ることができている層ということができる。

## 第2節 人的支援必要層——Eさん・Gさん・Hさん

本節では、「人的支援必要層」と考えられる対象者について考察を行っていく。この層に属する人たちは、就業継続については安定的である。経済的側面においては現状では困難を抱えていることは表明されていない。しかし、家族ケアについては、就業継続と並行して関わることに困難を抱えていることがインタビューで語られており、家族ケアに関することが本人にとって最も切実な生活課題となっている。その実態について本節は明らかにしていく。

### 2-1. Eさんの事例

Eさんのデンドログラムを図6-5に提示する。Eさんの語りの特徴としては、「ご飯」、「作る」や「掃除」、「時間」、「帰る」、「家」といった家族ケアに関する語りに組み合わせが顕著である。「生活」、「困る」といった家族ケアへの困難に関する語りが出現していることも特徴的と言えよう。

具体的な語りの内容を以下にみてゆく。

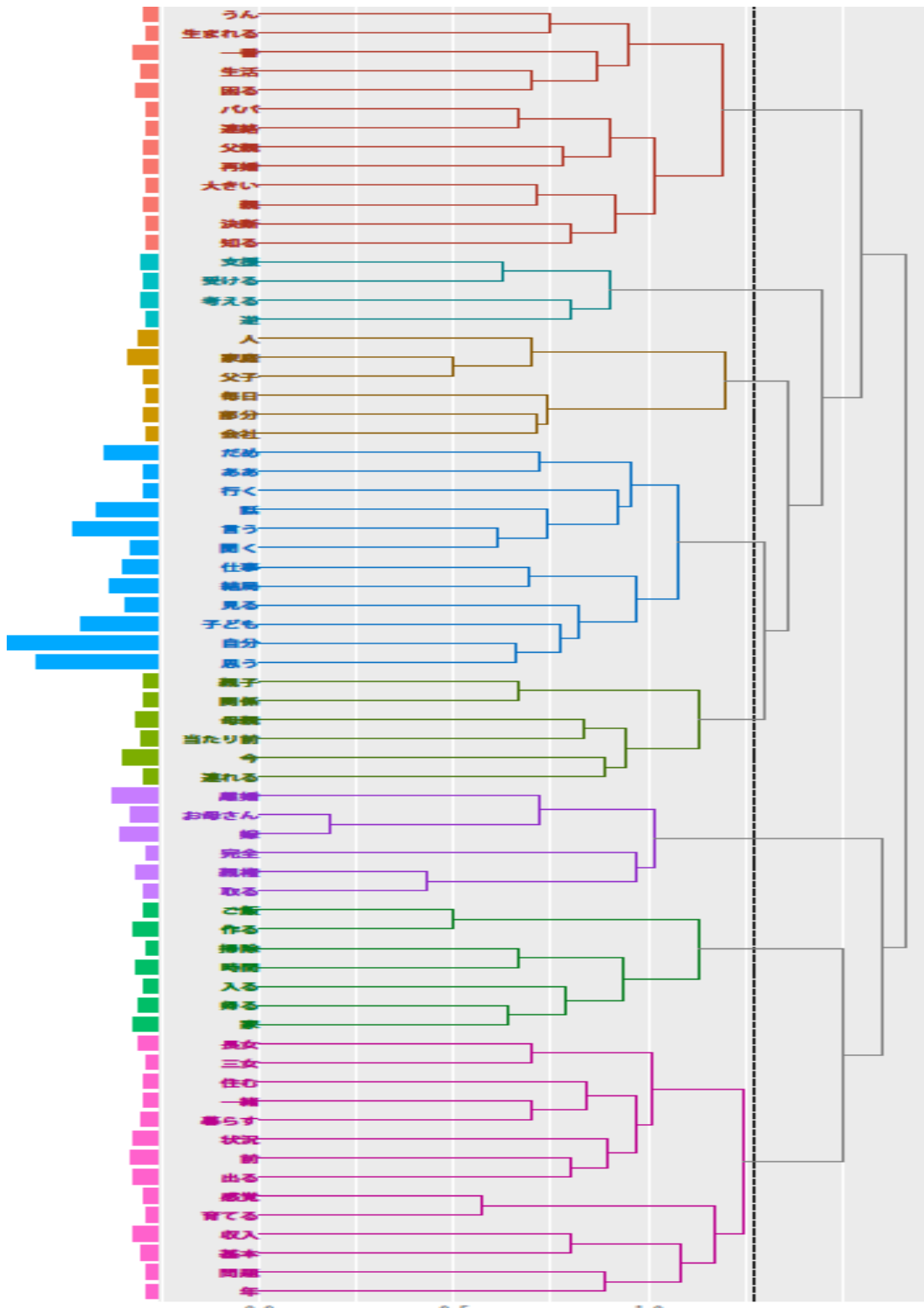


図 6-5 デンドログラム(Eさん)

Eさんは、インタビュー調査の時点で 40 代前半の会社員である。子どもは 16 歳、14 歳、13 歳

で全員女兒である。25歳の時に結婚し、35歳の時に離婚した。それまでの住まいは、元妻の母親の家で6人で暮らしていた。離婚後は、元妻がその家を出ていく形となり、父子家庭となった。

Eさん:元嫁のお母さんとも一緒に住んでたんですよ。で、そこからまず元嫁のほうが離婚で出てくかたちになって、そこから3年間、元嫁のお母さんも含めて暮らしてたんですよ。だけどやっぱりどうしても他人同士ですから、いろいろ「嫁一姑」みたいな、そういう状況(元妻の母親との関係悪化)も出てきて、長女が中1になるときに、これは自分が一人で育てないと自分の子育てできんなあとと思って、3年ちょい前に元嫁のお母さんとも暮らすのをやめて、自分が一人で見てこうということになりました。

妻との離婚後も妻の母親の家で娘3人と生活をしていたEさんは、子育てや家事に関することは元妻の母親が受け持ち、自身は仕事を中心とする生活であった。

しかし、同居するうちに、子育てをめぐる、母親とEさんの考え方の違いなどを背景として関係性が思わしくなくなる。そして、3年ほど前に母親の家で暮らすことをやめ、娘3人とともに賃貸住宅へ移ることになる。その後の生活はEさん自身にとっても、またEさんが感じる範囲においては子どもたちにとっても困難を抱える生活となる。

Eさん:やっぱり一番でかいのは離婚のときよりも、その3年前に元嫁のお母さんと暮らすのをやめたというときのほうが当然生活の変化は、自分にとっても、子どもたちにとっても大きかったですね。そこからは時間に追われるような毎日ですよ。平日はもう絶望的なぐらい時間がないもんですから。定時で上がれば、多少の時間の余裕はあるにしても、ちょっとでも残業が出たら、あとは家に帰る途中の車の中で運転しながら、家に着いたら今日はあれをやらなきゃって頭の中で組み立てながら家の中入っていくような、そういう生活です。

Eさんは正社員として運送業に従事しているが、1日の平均的な労働時間は10時間に及ぶ。これに残業が加わると、帰宅時間が21時くらいになる日もあるという。Eさんが表現する言葉で述べるならば、平日は「絶望的なぐらい」時間がない状況である。この生活における「時間のなさ」は家計を維持するための就業継続と並行して行う家族ケアにかけるための時間が大きく欠乏しているといえる。

Eさん:【Eさんの平均的な平日の流れを伺いたいのですが、朝は何時ぐらいに起きられますか?】朝は5時45分に起きて、そこから長女のお弁当を作って、もちろん自分のと。そこから子どもを起こして、朝ご飯とか食べさせて、7時20分ぐらいめどに家を出ます。そこから仕事に入って、仕事終わる時間が、そのときによって全然違いますから、暇なときだったら定時の5時に終わるんですけど、忙しくなるともう夜の9時ぐらいに家に帰ってくる。そんな生活になります

から。でも、そこからはもう帰ったらすぐにご飯作って、(子どもたちに)食べさせて、片づけやって、合間にできるときは掃除をちよろっと、もう掃除機かけるぐらいですけどやって、そしたらもう寝る時間になりますね。

Eさんは平日に関してはこうした生活が続いている状況であると語る。Eさんの長女は16歳になるが、食事等を自分たちで作ることもないという。

Eさん:【ご長女の方は大きくなってらっしゃるので、例えば晩ご飯作っというたということはありませんか?】ないです。

【やっぱり、お父さんが帰ってくるまで待ってるという感じですか?】残念ではあります。やれば、多少のものは作れるんですけどね。どうしても作ろうとしない。だから、夏休みとか、土曜日とかの昼なんかは家にあるもので、簡単にケチャップご飯でいためてとかそれぐらいなんですけど、それぐらいのことは自分らではやるんですけど。なぜか平日の晩ご飯を作ろうっていう気に3人ともなってくれなくて。

こうした状況から、平日は残業で帰りが遅くなった場合でも、子どもたちはEさんが帰宅するまで食事をとらず、Eさんが帰宅後に食事を作り、子どもたちと食べるという。

Eさんが抱えている困難の最大の原因は食事を初めとする家族ケアにかかる時間が平日についてはほとんどなく、就業継続との両立でEさん自身が強い疲労を感じている点にある。

Eさん: 支援というか考え方おかしいなと思うのは、政府が1日の労働時間がどうこうとかっていう話(労働時間の短縮)があるじゃないですか。でも、あれって結局仕事だけなんです。会社だけでの話で、自分らからすると仕事だけだったらどうってことのないのに、帰って家のことやんなきゃいけないから、毎日ふらふらでやってるのについていう観点が世の中にないですよ。そこを見てほしいなと思う部分はあるんですけどね。実際忙しかったときなんかは、もう本当にだめだと思ったのは、日曜日。朝起きたベッドの中で、もうめまいがしてるんですよ。もうこれはだめだと思って、ちょうど日曜日やってる病院が近くにあるんで、そこ行って事情を話して。栄養剤出してもらったぐらいしかないんですけど、そういうことがやっぱりありましたからね。だから、ワーク・ライフ・バランスなんて言うけど、仕事だけ見て労働時間減らそうって言うても、多分自分らみたいな人間は何の恩恵もないだろうなって思ってるんですけどね。

Eさんの日常は仕事と家族ケアとの両立で体調を崩すほどに疲弊しており、とりわけ家族ケアに関して強いストレスを抱えている。上記のEさんの語りに見られるように、父子家庭の父親に対する社会的施策は家族ケアに対して手厚いものとはなっていない。

家族ケアに対する支援施策があればEさんのストレスは軽減されるものと思われる。その施策と

は、家族ケアに対するものであり、親族からの家族ケアを受けることが難しい環境にある父子家庭への支援への示唆として求められているものと思われる。こうしたことから Eさんは家族ケアへの人的支援必要層として捉えることができる。

## 2-2. Gさんの事例

Gさんのデンドログラムを図 6-6 に提示する。Gさんの語りの特徴としては、「働く」、「帰れる」、「ご飯」、「食べる」といった語りに組み合わせが顕著である。家族ケアに困難性を抱える語りが多くを占めた。

具体的な語りの内容を以下にみてゆく。

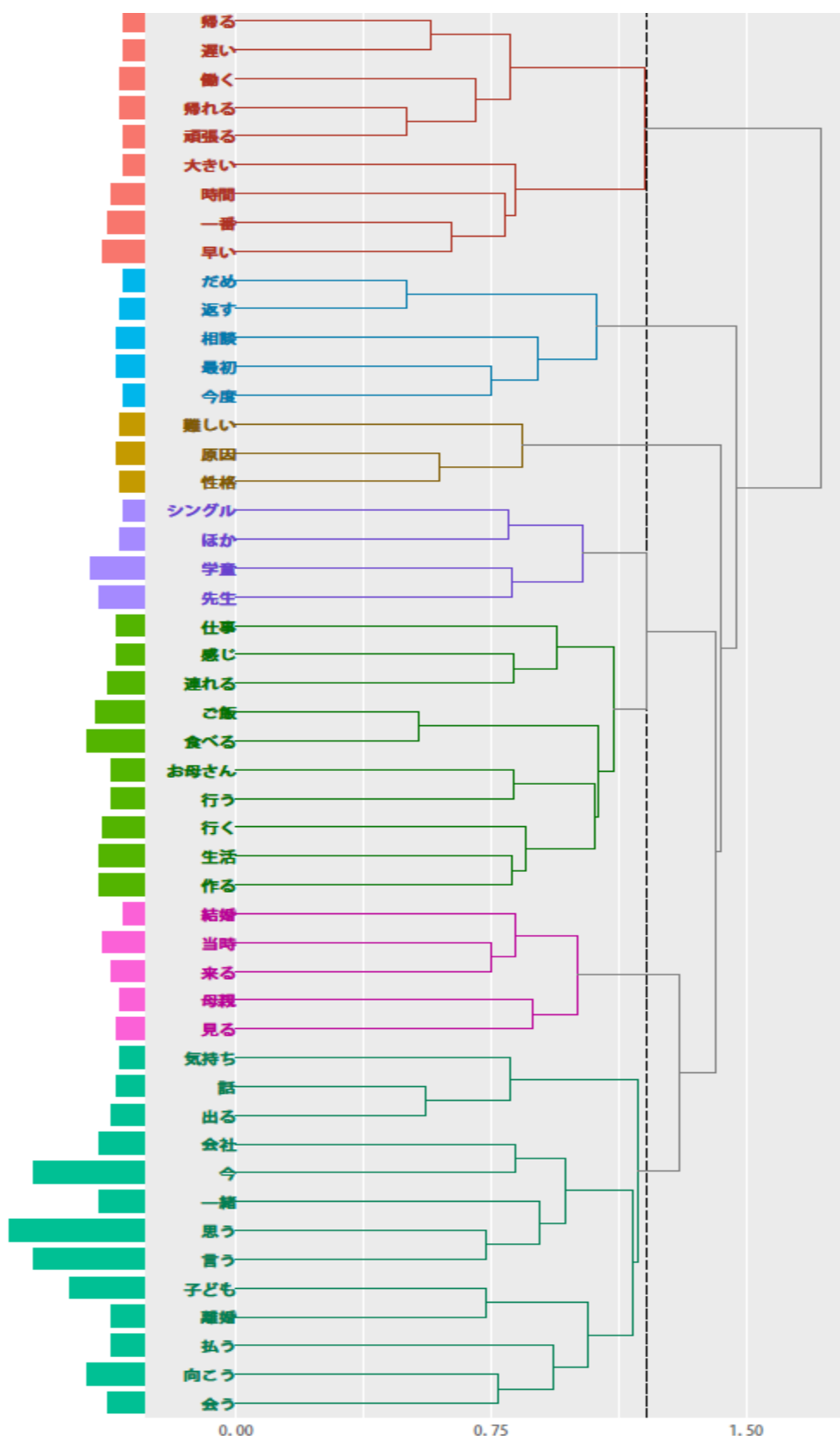


図 6-6 デンドログラム(Gさん)



Gさんはインタビューの時点で40代後半の会社員である。子どもは10歳の男児である。自身の両親はGさんが居住している所とは離れた地域に住んでおり、Gさんと子どもとの2人で生活をしている。Gさんは離婚により、父子家庭となった。結婚はGさんが30歳の時で、離婚は39歳の時であった。

Gさん：離婚に至る流れは、突然子どもを連れて（妻が）荷物を持って出ていった、僕が仕事から帰ってきたら、そこから始まって、説得したけど、離婚になった。離婚は僕はしょうがないと思ったけど、子どもに会わせてほしい。ほやで、子どもに会わせる約束をしたかったけど、なかなか向こうも話に乗らない。でも、突然、「そんな子ども、子どもって言うぐらいなら、もうあんた一遍育ててみる？」みたいに言ってきた。「ほんな（子どもを）やるわ」ってなって。自分は今まで（子育てに関することを）何もやったことないんですよ。ほんで、突然（子どもを）返してきて。まあ、そのときはおばあちゃん、僕の母親も協力して、育てて、住まいは別ですけど。

当初はGさんの妻が子どもを連れ家を出て行ったことがきっかけとなり、離婚に向けた協議が始まる。Gさんとしては、当初から子どもを引き取ることを希望していたこともあり、妻側も子どもをGさんに託すことを最終的には了承する。

その後、住まいは別であるがGさんの母親がGさんの自宅に通う形での協力を得ながら、子どもと二人での生活が始まる。Gさんは、婚姻期間中から家事や子育てといったことは元妻に任せきりであり、子どもへのケアに関しては当初から多くの困難を抱えていたという。

Gさん：【今まで家事といったものに、無縁な生活を送られてきて、食事の準備などは大変だと思いますがいかがですか？】そうですね、大変です。朝ご飯は簡単（に作りま）すけど、夜ご飯が難しいです。

【食事はお総菜とかでなく、ご自身で作られますか？】最初はなかなか僕も勉強不足やもんでやれないから、僕が勤めとる会社の奥さんが一品か二品、毎日作ってくれて。夕方になると車に積んであるんですよ。ほんで、そいつを与えて、それプラスは、それなりに何か作ってます。

【会社の同僚の奥様がつくってくれる？】はい。

【そうしたGさんの事情を知って？】そうです。でも子どもが3年生の時に、申し訳ないのでもうお断りして、僕から。ほんでもう完全に僕だけでやってみようという気が起こって、今やっています。

Gさんは離婚当初、慣れない食事の準備に四苦八苦していた。そのことを察して、職場の同僚の妻が食事の提供を行っていたという。しかし、こうした状況にGさんは徐々に「申し訳ない」という

気持ちが高まってゆく。そして、子どもが小学3年の時に、自ら同僚の妻側からの心遣いを断り、さらに G さんの母親からの家族ケアに関する支援も自ら断り、食事の準備を含めた子どもへの家族ケアを一手に担い、就業継続と併せて生活を行うようになる。

G さん：子どもが3年生ぐらいまでは、おばあちゃん（G さんの母親）の家で夜ご飯を食べたりしてました。それから、もうおばあちゃんの家に行かずに、自分たちで僕がご飯を作って、完全に2人だけの生活をしだしたのが4年生ぐらいからやと思います。

G さんのケースは離婚後の自らの母親や同僚の連れあいから家族ケアに関するサポートを受けながら生活をしていましたが、こうした誰かに依存しながらの生活は徐々に G さんの中で心苦しさが増していった。そして、周囲からのインフォーマルな支援を断ったうえで家族ケアと就業継続を行うようになる。

それを G さんは、「もうやるしかないもんで、とにかくもう(周囲の人に)頼りたくないちゅう気持ちが強くて(G さん)」という言葉で表現する。ジェンダー論の知見では、何か困ったことが生じたときに、周囲に助けを求めることは男性よりも女性の方が多く、かつ容易である傾向があることが明らかになっている(江原・山田 2003:31-35)。G さんも男性であるがゆえに周囲の行為に頼るという行為が G さん自身の男性性を揺るがすようなことになり、結果としてサポートを自ら断るという行動に出ているのかもしれない。

しかし、G さんにとって食事作りをはじめとする家族ケアと、就業継続との両立は容易なことではない。

G さん：仕事はできるだけ早く帰るようにするんですけど、従業員が6人か7人しかいない会社で、僕だけ早く帰るとか、何か抵抗があります。ほんで、なかなか定時でぴたっと切って、ぴたと帰れるって、一番最高なんですけど、そういう何か気も使っちゃったりして。夜6時ぐらいかなあ、頑張るって。そうするとやっぱり9時間労働。やけど今、学童が夜7時まで。で、遅くなると罰金(延長料金)が1,000円なんです。やっぱり罰金1000円って出費としては大きいです。毎日となると特に。そうすると、何のために働いとるかわからなくなって、できるだけ早く帰るようにしても、8時、7時半ぐらいから夜ご飯を食べだすぐらいです。外食取ったりすればいいんですけど、なかなかそんなことばかりやるとるわけにいかんし。

会社員として就業を継続している G さんだが、家族ケアのために早く帰宅する必要性があっても、少人数で運営されている会社から自分ひとりだけ早く帰社することに抵抗を感じている。

また、家計を維持するため、遅い時間まで仕事を行っても、19時を過ぎると学童の延長料金が請求され、余分な家計からの出費となってしまう。このようなジレンマを抱えながら G さんはフォーマル・インフォーマルな社会資源を共に利用せず、家族ケアと就業継続を行っている。

G さん:僕が考えすぎかもしれないですけど,でも僕の性格もあるかもしれないです.みんなすごい仕事を頑張ってる,遅うまで.僕だけ定時になって「ほんなら帰ります」ってなかなか言い出しにくいですね,一緒に働いとると.僕は僕だけで仕事をやるとれば,僕が頑張れば,早く帰れますけど,例えば 2 人でチーム組んでやるとると,ごめんねって,なかなか帰れんような,そういうときは,事情を説明して,夜 7 時超えると罰金やととか.もうそういうのみんなに言ってるんですね.そうすると,「G さん,もう帰っていいよ」とかって言ってくれるようになったもんで.

現在は,職場の同僚たちに事情を説明して,何とかやりくりができていているというが,遅い時間まで子どもをみてもらえる社会環境が充実していれば,就業継続により集中することができると語る.こうした状況から,G さんも「人的支援必要層」ということができると思われる.

### 2-3. H さんの事例

H さんのデンドログラムを図 6-7 に提示する.H さんの語りの特徴としては,「料理」,「作る」,「夜」,「ご飯」といった家族ケアに関する語りに組み合わせが顕著であった.

具体的な語りの内容を以下にみてゆく.

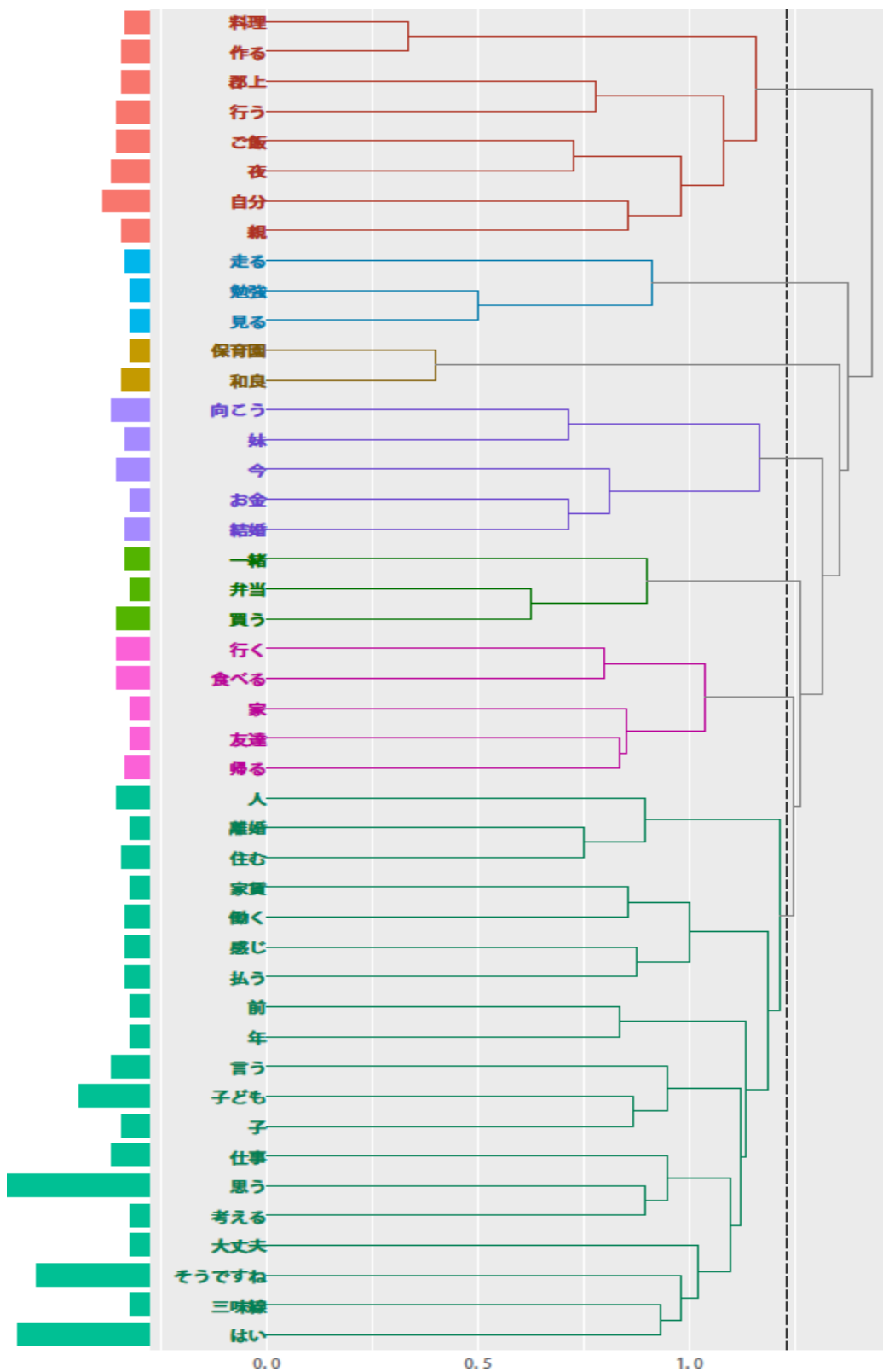


図 6-7 デンドログラム(Hさん)

Hさんはインタビューの時点で40代後半であり、仕事は会社員をしている。子どもは19歳の短

期大学生(女子)と18歳の高校生(男子)がいる。同居家族は他におらず、3人で暮らしている。

父子家庭となった理由は、妻との死別による。妻とはHさんが25歳の時に結婚し、39歳の時に妻の病気により死別した。父子家庭となる前から、Hさんの1日の労働時間は12時間前後におよぶ長時間労働を行っている。現在は子どもたちも成長し、身の周りのことは自分たちでできるようになっているというが、ひとり親となった当初は子どもが小学生であり、就業継続に加え、家族ケアへのHさんの主体的な参画が求められていた。

ひとり親となり、大変なことや困難は何だったかについてHさんに聞いてみたところ、以下の点について困難を抱えていたと語る。

Hさん:生活を送るうえで、いろんな支払いを全部妻に任せてたんで、それを自分でやらないといけないこと、あと、掃除。誰も掃除をしないっていう状況です。だから、だんだん家の中が散らかっていきんです。気がついたらやるんですけど、ものであふれてますね。妻が結構きれい好きだったんで、健在の時は良く掃除をしてくれていたんですが。

Hさんの妻が健在の時は、家事・育児といった家族ケアの部分は、ほぼ全てを妻が行い、Hさんは長時間労働の職種ということもあり、仕事に集中する生活を送っていたという。妻の死後、Hさんの生活は平日については、それ以前と変わらず12時間前後の長時間労働に加えて、家事・育児といった家族ケアが新たに役割として加わる。しかし、子どもの食事の部分については、元妻の母親によって提供されていたという。

Hさん:夜ご飯なんかは嫁の実家が近くにあるんで、そこへ行って作ってもらってるので、(自分が)料理を作ることはそんなにないです。大体僕の夜ご飯は近所のスーパーのお弁当とか、すき家とか外食が多いですけど、子どもたちは妻の実家に行ってご飯を食べています。(元妻の実家に)一応ご飯代っていうことでお金も入れているので。

家族ケアのうち、夜ご飯はHさんの子どもたちのみ、元妻の実家でとっている。これだけでも、Hさんにとっては大きな助けとなっていたと語る。仕事が終わる、帰宅後に夕食の準備を実際に行っていたとしたら、家計を支えるための仕事にも影響が出るのが想像されたと言う。しかし、このような環境にありながらも、Hさん自身は元妻の実家で食事をとることはなく、スーパーでの弁当や総菜といった中食や外食で済ましているという。

Hさん:【元奥様の実家にお金を入れていても、ご自身が晩ご飯を食べに行かないというのには何か理由はありますか?】気が引けますね。

【それはどうしてなんですかね?】何となくですけども、(仕事)終わるのが遅いですし、(子どもたちは)結構晩ご飯食べる時間が早いです、6時とかに食べるんで。あ

んまり遅く行くと何か言われそうですから、そういうものもあります。

元妻の実家に子どもたちの食事代を入れ、夜ご飯のみではあるが食事提供の役割を担うことから免除されているが、自身が食事の提供を受けることについては「気が引ける」という表現を用いて説明する。自分の実家とは異なり、妻側の実家へ自身もサポートを受けることは感情的な距離感を感じているようだった。

そして仮に、元妻の実家側から子どもの食事に関するサポートについて継続が難しい旨の要請がきた場合には、Hさん自身が食事の準備を含めた家族ケアを一手に担わなければならなくなる。こうした事態になることをHさん自身が最も心配していた。

そうした意味では、現在のセーフティネットとして機能している元妻の実家側による子どもに対する食事提供を含めたインフォーマルな家族ケアへの支援体制は、脆弱な基盤のうえに成り立っているといえる。

こうした、家族ケアに対しての人的支援がHさんの家族には求められているといえることができるだろう。

### 第3節 生活困難層——Dさんの事例

本節は、生活困難層に属すると考えられる対象者について考察を行っていく。この層に属する人は、本調査では1名が該当すると思われる。就業継続および家族ケア共に不安定な環境のもとで生活をしている。対象者が抱える困難について以下に父親の語りを敷衍することにより考察を行っていきたい。

まず、Dさんのデンドログラムを図6-8に提示する。Dさんの語りの特徴としては、「今」、「仕事」、「お金」といった就業継続に関する語や「娘」、「生活」、「不良」といった、とりわけ娘の生活態度に関する語りに組み合わせが顕著であった。

具体的な語りの内容を以下にみてゆく。

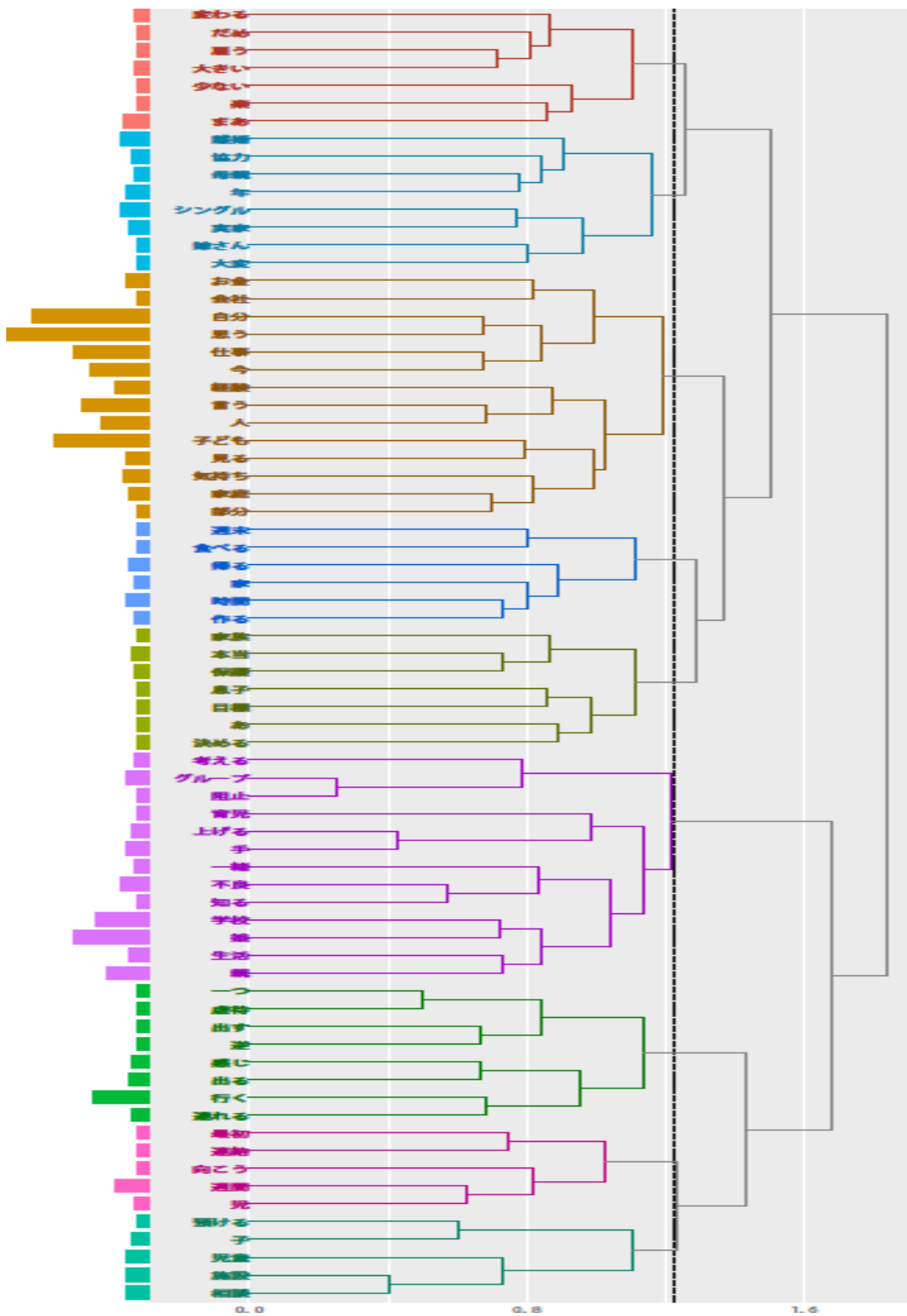


図 6-8 デンドログラム(Dさん)

Dさんはインタビューの時点で30代後半であり、離婚によって、ひとり親家庭となった。仕事は自営業を営んでいる。子どもは15歳の女兒と、9歳の男児を養育している。子ども以外に同居する家族はおらず、Dさんがひとりで家事・育児をはじめとする家族ケアを行うとともに、自動車の板金を行う工場を経営している。

インタビュー調査に先立ち、事前に記入してもらったフェイスシートには、「現在最も困っていること」の自由記述への質問項目の回答として、「仕事と育児の両立」と記入している。また、同シートによれば、仕事によってDさん自身が得ている年間の収入は「200万円～250万円未満」を選択しており、子どもふたりを養育しながらの生活は経済的に厳しい状況にあるという。

Dさん：離婚に至る大きなきっかけは、元妻側に問題はあったのですが。でも、今、思えば、例えば僕が仕事一本で家庭を省みなかったとか、原因はいろいろあったと思います。

婚姻期間中からも現在の工場を経営していたDさんは、家計を支えるために生活のほとんどの時間を仕事に捧げていた。Dさん自身も語るように、家庭を省みない生活を送ってきており、妻に寂しい思いをさせていたことなど、自身にも反省すべき点はあったと語る。そして、離婚の話が出た当初、Dさん自身は夫婦関係を継続することを希望し、妻との話し合いを進めていた。

Dさん：僕はやり直す方向で、ずっと話を進めてったんです。でも、それによって自分が精神的におかしくなって、限界きて、で、「出ていけ」っていうことになったんですけど、それでもやり直したいと思ってましたからね。離婚してでも、またやり直せると思ってたんで、2年ぐらいの間は彼女も作らず、戻ってくるだろうとか、また戻れたらっていう気持ちがずっともやもやししながら、2年ぐらいは引きずりましたけどね。

当初は夫婦関係を継続することを希望し、話し合いを続けていたDさんだが、その過程で精神が不調となる。そして妻が家を出ていく形で別居が始まり、最終的に離婚が成立する。Dさんにとって、こうした精神的に辛い状況は2年ほど続いたという。子どもの親権については、夫と妻の双方が取得を主張したが、離婚調停の中で最終的にDさんに親権が渡ることとなった。

Dさん：離婚が成立するまでの間も子どもは僕と生活してますし。子どもの環境を大きく変えることは、子どもたちにとってもよくないとか、そういういろんな積み重ねからというか。最終的には妻側があきらめましたね。

このような経緯で親権を獲得したDさんは、ふたりの子どもとの生活が始まる。経営し



ている工場の仕事と、家族ケアの両立は、「仕事一本で生きてきた」Dさんにとっては負担の大きいものだった。加えて、離婚時の子どもの年齢は7歳と3歳であり、まだ手がかかる発達の段階であった。しかし、自営であるため勤務時間は自分の裁量である程度はできたと語る。

このような環境の中で生活するDさんの一日の平均的な流れは次のようなものだという。

Dさん:朝は7時前に1回起きるんですけど、子どもたちだけ起こして、僕はまたもう一回寝ますね。

【朝ご飯の準備などはしないのですか?】前日にパン買ったりおにぎりを買ったり。

【それを、お子さんたちは食べる?】そうです。僕は、朝ご飯は食べないんですけど、子どもたちだけ何か食べれるようにはしています。

【それから、お子さんたちを学校に送り出すのですね。お仕事は何時ぐらいから始まりますか?】9時からです。17時過ぎに一度、店閉めて、小学校の児童クラブに息子を迎えに行つて。そのあとついでに娘を拾つて、また会社に戻つて、21時、22時ぐらいまで仕事して、家に帰ります。それから飯作つたりして、子どもたちはなるべく23時には寝かせるようにしています。それからやっと自分の時間なんで、YouTube見たりビール飲んだりして、寝るのは深夜の1時過ぎですかね。

【夜ご飯も、毎日Dさんが作りますか?】そうですね。ちょっと最近、子どもの習い事もあつたりとか、仕事が忙しかつたりして作れなかつたんですけど、でも、今までずっと自炊してきてますね。

朝は7時にいったん起床し、子どもたちを起こして、前日にコンビニ等で購入し用意していたパンやおにぎり朝食を食べさせ、Dさん自身は再び就寝する。起床後、子どもの学童への迎えを挟むが、9時から22時くらいまで仕事を行う。仕事には1日の平均で12~13時間ほどが充てられる。自身の両親はDさんたちが住む隣の市に住んでいるが、両親からの家族ケアへの支援については以下のように語る。

Dさん:僕が実家に子どもを連れて行く感じです。週末に子どもを預けたりとか、どうしても平日、客のところに行かなきゃいけないとか、まあ、お客さんとのつき合いもありますし。例えば、どっか遠くのほうに仕事で行かなきゃいけないとかつていうときとか。子どもを連れていけないときとかそういうときは、なるべく週末に仕事を入れて、週末に実家に預けて自分で動いたり。あとは、息抜きも自分でしたいんで、週末、子どもたち実家に預けて友達と飲みに行つたりとか、そういうこともしてますし、自分の趣味の時間も作つたりもしますし。

Dさんの両親が子どものケアを行うためにDさんの家に来るといことはほとんどなく、主として

週末に D さんが実家へ子どもたちを連れていき、その後、仕事へ出かけたり、自身の趣味の時間をとるために充てている。

こうした生活を送る D さんの現在の大きな困難は、「仕事と育児の両立」であるという。先述のように、1日の平均で12～13時間もの長時間労働を行っているが、就労収入は200～250万円未満であり、かつ長女である中学生の娘の生活が乱れており、このことにも苦心している。娘のことについては以下のように語る。

D さん:最近、不良グループとつき合い始めたりとか。でも、そういうことを自分が何とか阻止しようとはして、いろいろ試行錯誤してますけど。本人も今、進学を考えてますし。でも、娘の家出だったりとか。学校の生活態度とかそういうので児童相談所に相談しに行って、いろいろカウンセリングとかも受けてたんですけど、それでも、娘の不良への進み具合がだんだんひどくなって、最終的には僕が手を上げて、娘に。それが、たまたま学校の先生に知られて、娘が児童相談所の一時保護所に2週間送られたとかがありました。児童相談所からしてみれば虐待に映ったのかもしれない。

長女が8歳の時に離婚し、その後も家計を維持することを第一目的に長時間労働を行っていた D さんは、「娘に寂しい思いをさせたかもしれない」と振り返る。その寂しさからか、徐々に娘の生活は荒れていったという。ふたりの子どものうち、高校受験を控えている娘のことが D さんにとっては今、大きな気がかりなことであると語る。

また、家計も D さんにとっては苦しい状況である。月の収入が「20万円ほど」という D さんの家計は3人の生活費で、ほぼ消費され、貯蓄にまわせる余裕がないという。将来的に子どもたちが大学への進学を希望した場合、支出が膨らむことも予想され、大きな経済的不安を抱えている。また、先述の対応に苦慮している娘への社会的な支援も得られておらず、現在は D さんがひとりで対応している状況である。

こうした事例から読み取れることは、家族ケアへの困難と就労収入の低さによる家計の圧迫など、父親が安心して生活することが困難な状況にあることが読み取れる。D さんの事例は、自身が基本的に家族ケアを一手に引き受けているが、とりわけ娘への生活状況が不安定であること、また、仕事そのものも激務であり、かつ就労収入が低い状況に留まっている。

そして、将来的にもこうした状況が続くことが予想され、さらに子どもへの教育費等が必要となった場合の展望が描けないことなど、D さんは身体的・心理的に苦しい状況下におかれている。このようなことから D さんの事例は「生活困難層」として解釈することができる。

#### 第4節 就業継続不安定層——Bさんの事例

本節では「就業継続不安定層」に属すると考えられる対象者について考察を行っていく。この層に属すると考えられる Bさんは、家族ケアについては、他の父子家庭の父親と比較をした場合に、安定的に対応ができています。それは Bさん自身が仕事柄、料理や育児に親和的な感情を持っていることが基底にあることが考えられる。しかし、就業継続については、家族ケアへの時間が割かれるほど、仕事の時間も比例して減少し、婚姻期間中に得ていた収入も大きく減少している。このような環境にある父親の生活とはいかなるものかを以下に記述する。

Bさんのデンドログラムを図6-9に提示する。Bさんの語りの特徴としては、「仕事」、「終わる」、「保育園」、「娘」といった語の組み合わせや「年」、「不安」といった、自身の年齢に関する語りにも組み合わせがみられる。自営業を営む Bさんは年齢が比較的高いが低年齢の子どもを養育している。離婚後に就労収入が大きく減少している中で家族ケアにも不安を抱えている。

具体的な語りの内容を以下にみてゆく。

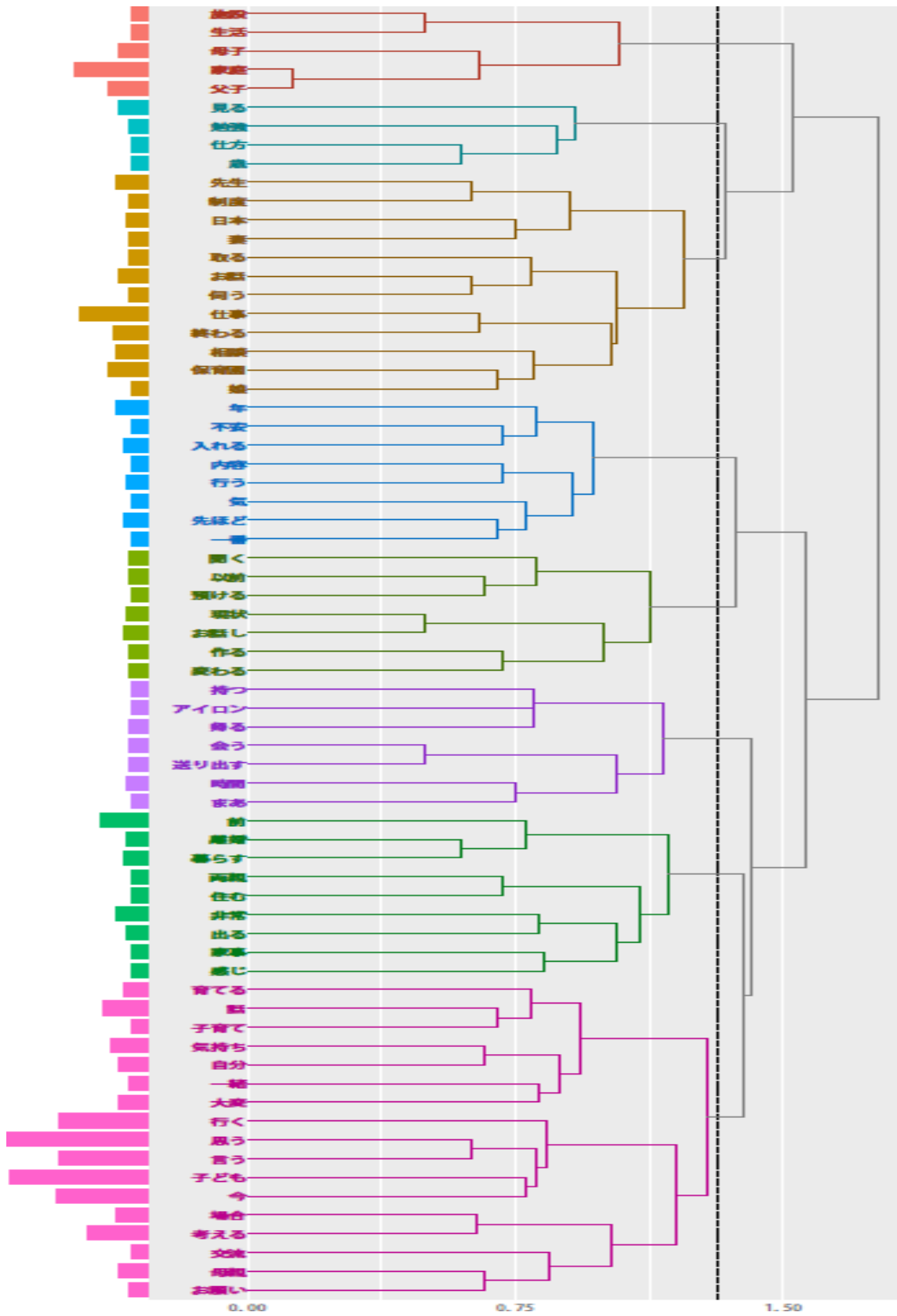


図 6-9 デンドログラム(Bさん)

Bさんはインタビューの時点で40代前半であり、離婚により、ひとり親となった。仕事は小規模であるが自身で会社を経営している。子どもは6歳の男児と3歳の女児がいる。

同居家族は他におらず、3人で生活をしている。年間の就労収入は「500～600万円未満」を選択しており、経済的には比較的余裕のある暮らしができていると語る。

Bさん:(元妻のが)子どもに対しての虐待も少しあったりしたもんですから、そういう流れで、ちょうど1年半ぐらい前から子どもと3人で暮らすようになりまして現状に至ります。

この離婚と、その後の家族ケアを中心とする生活によって、Bさんの仕事内容と収入は大きく変化する。

Bさん:離婚によって私の仕事がほぼ180度変わってしまったんですね、内容が。やっぱり家事も、当然ながら100%こなさないといけませんし、かつ、仕事もしないと生活できませんので。婚姻中は、1年の半分ぐらいは仕事で海外を点々と歩き回っていたのですが、今の状況になってからは、当然ながら行けないものですから。会社のスタッフも皆さん、私の事情を知ってるもんですから、協力はしていただいているんですけども、やはり収入のほうも少し減らさないといけないという状況になっています。正式に離婚したのが、1年2カ月ほど前ですかね。それ以前に、別居から始まったもんですから。で、3人で暮らしてから、1年半ほどは経つかたちになります。

Bさんはこうした生活を続けて1年半の間、家計を維持するため、離婚前から自身が経営をしている会社での就業継続に加え、保育園に通う娘の送り迎えや、子どもたちへの食事の用意を初めとする家事。育児全般を一手に引き受けて対応している。こうした家族ケアを優先するために、離婚によって仕事の内容を大きく変更せざるを得なくなったが、経営者という立場から従業員たちに事情を話し、理解を得ながら仕事をしている。

Bさんはダブルケア問題も抱えている。Bさんの両親は健在であるが、子育てや家事についてサポートをしてくれる状態にはないという。離婚の際には、その理由をすべて両親に話を行い、子どもの引き取りを含めて理解を示していたが、Bさんの家族ケアに協力できない事情を抱えている。

Bさん:うちの母親が障がい者で、「何もお手伝いできなくて申し訳ない」という謝罪を(離婚の時に)受けたんです。その時は、その気持ちだけ貰う、ということで話をしました。父親も年老いてまして、70代の後半なもんです。難聴がみで、孫との会話もあまり成り立たない。いろいろ「手助けはするよ」というふうな事は言ってくれるんですが、なかなか、じゃあ子どものお迎えお願いとか、ご飯作ってとか、そういうふうなお願いができないのが現状でございまして、すべて私がやっているという状況ですね。

Bさんの母親は障がいを抱えており、Bさんの子育てを始めとする家族ケアへサポートすることが難しい状態である。また、父親も高齢のため、子育てを手伝いたいという気持ちはあるが、実際にはBさんの子どもたちへの関わりが難しい状況にある。こうした環境からBさんは家計を維持するための就業継続と子どもたちへの育児をはじめとする家族ケアを、一手に担っている。

Bさん:だいぶ慣れてきましたが、最初はやっぱりすごく疲れたりとか、どうしていいかわからない。不慣れな部分が多いもんですから。保育園の中でも、まだ小さいとき、1歳半と4歳のときから保育園、下の子と上の子が通ってるんですけど、やっぱりいろんな準備が大変だったりとかですね、試行錯誤をいろいろやりながら。まあ今、ネットがあるもんで、検索していろいろ調べたりとかですね、何とかやってきましたけども。

すでに現状でもBさんにとって離婚前の就業内容を継続していくことが家族ケアを理由として困難となっており、今後、高齢となっている両親の介護が加わる可能性も徐々に高くなっている。こうした状況になった場合に、果たしてBさんは仕事と家族ケア、両親の介護を一手に引き受けることは不可能であろう。そのような状況となったときには、代わりの利く仕事を放棄せざるを得ず、育児と介護のダブルケアを引き受けると同時に、収入の途絶えたBさんには経済的な困難を抱える可能性が高くなる。就業継続が困難となった場合にも従前の子育てを中心とする家族ケアおよび両親の介護を行うためのサポート体制がBさんには必要となっている。

また、現在の子どもへの家族ケアそのものに対してはBさんの負担感は低い。Bさんの仕事は飲食関係であり、子どもへの食事の支度や掃除そのものに特に負担を感じることはないという。

Bさん:飲食業を営んでいますんで、料理は基本的にはできるんですね。ただ、掃除は、私もやっぱ仕事、家事、疲れてしまうんで、毎日ではできないんですけど、週に1回や2回ぐらいはモップがけしたりとか、掃除機かけたりとか、そういう感じではしてるんですけども。特にそのことが苦であることはないです。

Bさんにとって、現在、最も心理的な負担となっていることは、前述のように離婚によって仕事の内容が大きく変化したことであり、そのことによる収入の低下である。離婚前からの就業内容を継続し、現在よりも高い収入を得続けることが理想だが、家族ケア優先の生活によって、それが難しい状況となっている。さらに今後、両親の加齢により、介護が必要となったときに、Bさんへはダブルケアの問題が発生する。こうした状態となったとき、Bさんの就業継続が極めて困難になることが予想される。その時にどのように家計を維持していくための就業継続と、子どもと実親へのダブルケアを行ってゆくかが課題となるだろう。

## 第5節 対象者を各象限に分類した基準・根拠

以上のように、本章では、第3章で示した「生活安定層」、「人的支援必要層」、「生活困難層」、「就業継続不安定層」の各象限に属する父親について事例検討をおこなった。本節では、それぞれの象限に属すると判断をした基準・根拠について述べておきたい。

「生活安定層」に属する父親たちは、全員、自身の母親から家族ケアに関する支援を得られている父親たちであった。Aさんは、調査時点で30代の大学生であり、定職をもっておらず、経済的には不安定な状況であることから、一見すると「生活不安定層」もしくは「就業継続不安定層」に該当すると考えられるが、経済的支援を親から得ており、子育てについては自身が中心的に担っているが、食事については週のうち何日かは同じ敷地内に住んでいる母親から提供を受けており、学生生活と子育てを両立しながら生活している。経済的にも決して余裕がある状況とは言えないと語るが、Aさん自身の学業と子育てをはじめとする家族ケアの両立に特段の困難はないと語る現状を鑑みた場合に「生活安定層」に属すると考えられる。

同様に、Cさん・Fさん・Iさんについても、これまでにみたように、両親が同居しており、特に母親が子育てを初めとする家族ケア役割を中心的に担っており、自身は仕事に集中して取り組むことが可能となっている。それは、性別役割分業における「夫」としての役割を父親が継続して担い、家族ケアを「妻」が担う代わりに自身の母親が担うことで可能となっている。将来的には母親の加齢にともなう身体機能等の衰えなどによってケアが必要となり、母親が担っていた子育てを父親自身が担う必要性が生じ、父親へはダブルケアの負担が生起する恐れが内包されてはいるものの、現状では安定的な生活が送れていることから、これらの父親を「生活安定層」として定義した。

いっぽう、「生活安定層」の父親とは対照的に、「人的支援必要層」の父親たちは、一様に自身の母親からの家族ケア、とりわけ子育てに関する支援を得られていなかった。Eさん・Gさん・Hさんのいずれも正社員で安定的に就業を継続しているが、概して長時間労働に加えて、自身が家族ケアを一手に担っており、その負担に対する困難への語りが多くみられた。従って、安定的に就業継続ができているが、家族ケアへの困難を抱えている場合に本研究では「人的支援必要層」として定義を行った。

「生活困難層」は、就業継続および親族からの家族ケアを受けることができず、これらの両立に困難を感じている父親として定義を行った。本研究の対象者ではDさんが該当すると考える。年間の就労収入も、本研究の対象者のなかで最も低い水準にあり、200～250万円と回答している。この水準の年収で中学生と小学生の子ども2人を育てており、かつ、親族からの家族ケアへのサポートも日常的に得られていない。また、フォーマルな福祉制度も利用していない状況である。また、先のDさんの語りにあるように、長女は生活が乱れがちであり、そのことに対しても苦心している。自営の仕事も朝から始め夜は21時ころまで行っている。こうした状況から就業継続および家族ケア双方に困難を抱えていると述べていることから「生活困難層」として定義を行った。

「就業継続不安定層」は、ひとり親となることによって、家計を維持するための就業継続に著しい

阻害が加わり、婚姻期間中に得られていた就労収入が大きく減少している層と定義した。本研究におけるBさんの事例がそれであった。調査協力者のなかでは最も就労収入が高いが、それでも婚姻期間中に得ていた収入からは大きく減少しており、そのことがBさんにとって苦しみの要因となっている。会社を経営するBさんにとって、家族ケアを優先するために、以前よりも仕事に集中できない環境となっていることは、従業員へも迷惑をかけていると感じており、そのことに対しても苦悩を抱えている。しかし、家族ケアについては後述するように、女兒を養育するうえにおいて質的な困難を抱えてはいるものの、仕事の内容も飲食業であることから、子どもへの毎日の食事の提供や、その他の育児についても負担感は低いと語る。



## 第6節 小括

本章ではこれまで、父子家庭の父親の就業継続および家族ケアの実態について、父親たちが自らの経験をどのように受け止め生活を行っているのか、その生活がどのような支援やサポートを受けて成立しているのか、あるいはどのような阻害要因があり生活上の困難を抱えているのかを、第3章で提示した各類型に該当する父親たちの語りを通して、その実態について検討してきた。

以下では、そこから明らかとなったことを振り返りながら、そのインプリケーションについて考察を行う。

### 6-1. 父親が就業継続と家族ケアを遂行し続けることの脆弱性

本論文の対象者で生別によりひとり親となった場合の離別理由として、元妻側に婚姻生活を送るうえで重大な瑕疵が認められる事例が多くを占めることである。妻の夫に対するDVや不貞行為といった婚姻を継続しがたい事由により離婚となっているケースが目立つ。

現代の日本では、欧米諸国のように元夫婦同士の子どもの共同親権の保有が認められていない。そして、夫婦双方が親権を主張した場合に、妻側へ親権がいくことが一般的となっている。厚生労働省(2009)によると、親が乳幼児期から学齢期の子どもを養育していると予測される25～39歳の年齢階級でみた場合に、離婚時に夫が全児の親権を持つケースは全体の約15%前後であり、圧倒的多数の親権が妻側にわたっている(厚生労働省 2009:24)。こうした状況において夫側が親権を主張した場合には、妻側が親権を保有するために正当と認められないような重大な瑕疵が前提とならなければ夫が親権を獲得することは難しい状況にある。

逆にいうならば、父親にとって夫婦関係の破綻という心身ともに大きなダメージを受け、離婚となり、その後、就業継続とともに周囲からの協力を得ることができない状態で家族ケア役割を担うという環境におかれることは、父親自身にとって多大なストレスと葛藤を併存しながらの生活となる。

本論文の調査協力者は、いずれもフォーマルな社会資源を積極的に利用している人が少なかった。例えば、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給していると答えたのはA・D・E・F・Hさんの5名であり、他の父親たちはそういった制度を受ける際の煩雑さを理由に受給していない。受給している父親たちを含めて彼らがサポートを受けるとすれば、それは自身の両親や元妻の母親といったインフォーマルな社会資源であり、社会制度に自らの生活の支援を期待する語りはあまり多くを占めなかった。

「生活困難層」として検討を行ったDさんに至っては、離婚後も基本的にはDさんひとりで家族ケアと自営の工場での仕事を並行して行っている。収入も低い水準で推移しており、今後子どもの成長に伴う教育費やその後の経済的なやりくりについて不安を抱えている。

また、本論文の対象者のなかで最も就労収入が高いBさんについても、婚姻期間中より自らが経営している会社での仕事内容を大きく変更せざるを得ず、当時よりも就労収入が大きく減少して

いる。そして、本章で検討したように自身の両親も加齢により身体機能に衰えが出てきており、今後、更なる老齢が進行すると B さんには子どものケアに加え、両親の介護も加わるダブルケアが発生することも考えられる。そのような状態におかれたときに、果たして B さんは現在でも大きく仕事内容を変更せざるを得ない仕事を継続し続けることが可能なのだろうか。

こうした意味においては、父子家庭の社会的支援を考える際の前提として、現在の父親たちがおかれている状態のみで、その支援策を提示するのではなく、より困難な状態への落層を考慮し、そのセーフティネットを社会的に用意することが父子家庭への支援策としては重要な意味合いを持っている。

その意味では、田淵六郎(2012)の研究が示唆しているように、親世代との同居の要因や背景が過去と現在では異なっており、父子家庭の父親が自身の親と同居している実態は、従来の家規範によるものというよりは、父親が就業継続と家族ケア、とりわけ育児・家事を両立してゆくに当たり、そのサポートを父親の(母)親から受けることができるためという解釈が可能であろう。

## 6-2. 落層を考慮に入れた支援の必要性

また、本論文での父子家庭の父親への調査によって、前章で検討したような、象限間の移行や落層が極めて容易に推移する可能性のあることが示唆された。主として自身の母親から家族ケアへの支援を得られることによって、父親は家計を維持するための就業役割を安定的に継続できていることを鑑みれば、「生活安定層」以外に属する父親が、この象限に移行することは極めて少数であると考えられる。むしろ、より困難な層へ容易に移行するリスクの方が高いといえるだろう。

例えば、「人的支援必要層」と分類ができる父親たちであっても、現在は安定的に就業が継続できている状況に何らかの障害が発生し就業継続が困難となったとき、彼らは容易に「生活困難層」に落層する可能性がある。

また、最も安定的に就業継続と家族ケアの両立ができていない「生活安定層」も、両親の加齢にともなう介護等の必要性が生じたとき、就業継続もしくは子どもへの家族ケアのどちらか、あるいは双方の対応が困難となり、「人的支援必要層」、「就業継続不安定層」、「生活困難層」のいずれかに陥ることが考えられる。

しかし、いずれにせよ、本章における検討から父子家庭が抱える問題群として、母子家庭への経済的支援の充実化施策に対して、それらの支援は父子家庭には不要との一般的に流布している言説は否定され、家族ケアと併せ就業継続の不安定化にともなう父子家庭の経済的困窮は、どの家庭にも共通して起こりうるものである。そして、こうした前提にたった支援施策の模索が実践的にも有効であると思われる。

とはいえ、こうした経済的な困窮については、そこへ陥る理由の違いこそあれ、「金銭的なもの」であるという内実は共通している。しかし、もう一方の父親たちが担う役割である家族ケアについては、それぞれの家庭で異なる現れ方をしていることも本章の検討で示唆がなされた。

したがって、それぞれの父親たちが家族ケアの遂行において具体的にどのような点において困難を抱えているのか、それがどのような要因によってもたらされているのかについては、別途、検討される必要がある。また、ふたり親家庭を含めた「父親の子育て参加」は、近年の日本の子育て支援施策において、より重要な位置を与えられつつあるが、そこでは父子家庭の父親たちが抱える家族ケアの困難の要素と位相を同じくする部分もあるだろう。

そこで次章では、本章の知見を踏まえつつ、父子家庭の父親特有の困難性に焦点化したインタビュー調査の結果を分析することにより、就業継続と家族ケアの困難性、およびこれらを両立させることのジレンマといった論点に注目しながら分析・考察を進めていくことにする。

## 第7章 父子家庭の父親の就業継続実現性を規定する要因

### —家族ケアとの関連をふまえて—

性別役割意識に基づく夫婦間の仕事と家族ケアの分業が他の先進諸国と比べて強固な日本において、ひとり親となり父子家庭の父親が両方の役割をこなすことになった場合に、現在の長時間労働を前提とした正規の雇用形態で就業を継続していくことは、父親およびその家庭で育つ子どもにとって、多くの困難を抱えることが予想される。父子家庭が抱えている困難として考えられることは、父親が家計を維持するための就業を継続してゆく際に、それまで多くの父親たちにとって希薄であった家族ケア（家事・育児）を並行して行っていかなければならない点が挙げられる。本章は、こうした背景をふまえ、父子家庭の父親による家計を維持するための就業継続がどのような要因によって可能となっているのかについて議論する。また、就業継続の要件が満たされている場合においても、父親は家族との関係性に支障をきたしているケースがある場合がある。これらの点につきインタビュー調査をテキストマイニングにより分析を行い考察する。

### 第1節 結果 —頻出上位 150 語—

まず、インタビュー調査で得られた9名の父親たちの語りを統合し得られたテキストデータについて、KHcoderにて抽出した語のうち頻出上位150語を表7-1に示す。

表 7-1 頻出上位 150 語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
思う	322	一番	33	感じる	18
子ども	222	気持ち	33	手	18
言う	198	行う	33	小学校	18
自分	186	大きい	33	少し	18
今	176	本当	32	親権	18
仕事	121	終わる	31	朝	18
行く	116	夜	31	当時	18
人	88	大変	30	当然	18
感じ	87	全然	29	普通	18
離婚	81	使う	28	母	18
多分	80	友達	28	預ける	18
見る	78	そうですね	25	ママ	17
話	77	結婚	25	違う	17
親	64	最初	25	引き取る	17
娘	63	知る	25	下	17
帰る	62	一応	24	家事	17
結局	59	子育て	24	楽	17
考える	59	週間	24	施設	17
出る	59	入れる	24	場合	17
家庭	57	変わる	24	寝る	17
時間	57	気	23	早い	17
本当に	57	月	23	別に	17
生活	56	住む	23	あ	16
結構	55	制度	23	経験	16
一緒	54	払う	23	歳	16
前	54	困る	22	相手	16
家	52	取る	22	特に	16
作る	50	先生	22	父親	16
母親	50	掃除	22	母子	16
向こう	47	買う	22	休み	15
ご飯	45	まあ	21	洗濯	15
年	45	持つ	21	部分	15
子	43	状況	21	面倒	15
だめ	42	多い	21	ああ	14
相談	42	父子	21	ほか	14
聞く	42	暮らす	21	基本	14
保育園	42	お願い	20	逆	14
食べる	41	はい	20	今度	14
学校	39	育てる	20	支援	14
シングル	37	学童	20	大丈夫	14
何とか	37	関係	20	勉強	14
会う	37	全部	20	弁護士	14
働く	36	不安	20	問題	14
入る	35	連絡	20	遊ぶ	14
お母さん	34	再婚	19	両親	14
嫁	34	児童	19	お父さん	13
会社	34	実家	19	しょうが	13
来る	34	収入	19	息子	13
連れる	34	出す	19	パパ	13
お金	33	少ない	19	一つ	13

対象者 9 名のうち 8 名が離別によってひとり親となっていることから、「離婚」（出現回数：81 回，以下同様）が上位 10 番目に位置している．いずれの父親も離婚に関する内容の語りをなくしては，ひとり親となった理由を説明できないためこの語が上位に位置して

いると考えられる。

次に上位の語のうち 2 番目に位置しているものが「子ども」(222 回)である。いずれの対象者も現在、子育てをしている最中の父親であり、「子ども」や「子育て」に関する語りがインタビュー内容の多くを占めていた。

また、上位 6 番目に位置している語が「仕事」(121 回)である。9 名の対象者のうち、家計を維持するために対人援助に関わる国家資格の取得を目指し学校に通っている A さんを除いて 8 名が仕事をしているが、仕事と家庭生活との両立について関連づけられた語りがみられた。

「子ども」、「仕事」に付随する内容として上位にあがっている語として「生活」(56 回)、「帰る」(62 回)、「ご飯」(45 回)、「保育園」(42 回)といった日常生活を取り巻く語が上位にあがっている。

## 第2節 抽出語・共起ネットワーク

次に、前出の頻出上位における語の共起関係について検討する。その結果、導出された9名の父親たちによる語りを統合した抽出語の共起ネットワーク図を図7-1に示す。

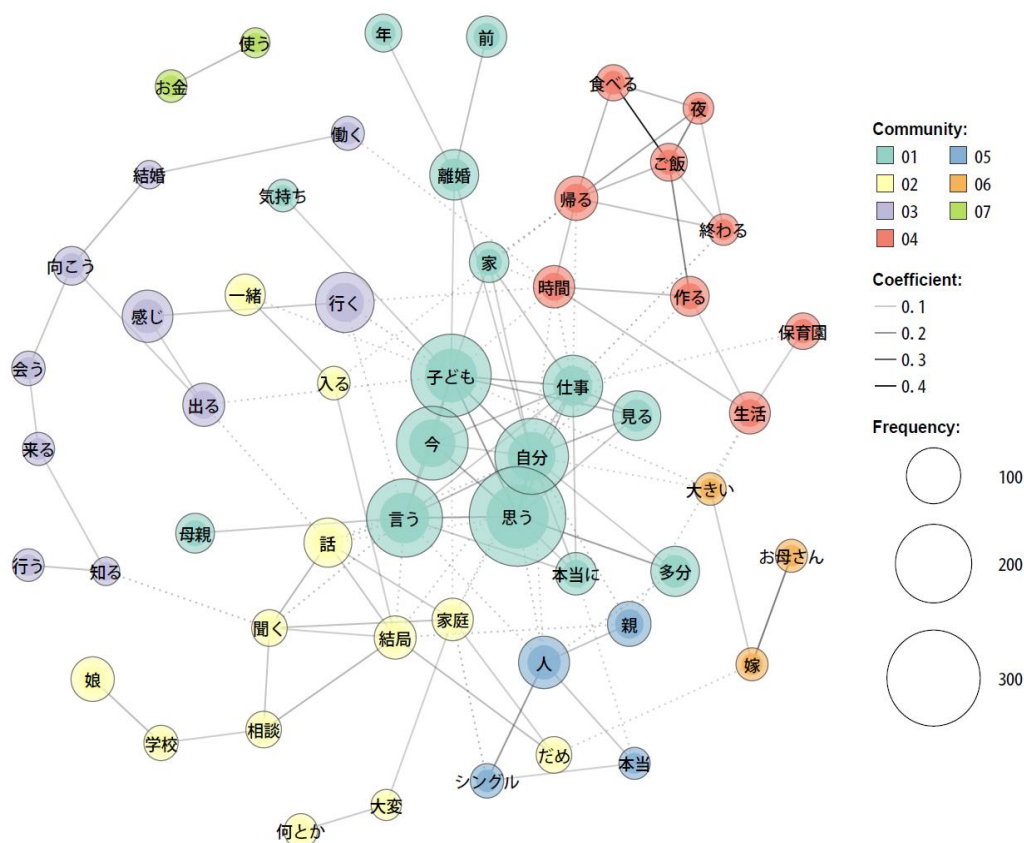


図7-1 頻出語 共起ネットワーク

共起ネットワークは、7つのカテゴリーによって構成された。頻出度合いが高いグループについてみていくと、まず01は「自分」（父親）を起点として、「子ども」、「仕事」等に共起関係がみられる。頻発性の大きさからも父親たち自身にとって、極めて関連性が強い共起関係にある語りであることが指摘できる。

04は家族ケアに関する共起関係にあるグループということが出来る。「帰る」、「ご飯」、「作る」、「生活」、「時間」といった語と01とのグループとの繋がりから、父子家庭の父親たちが仕事と両立させながら家族ケアを行っていることについての語りに共起関係が認められた。その他のカテゴリーについても、父子家庭の父親が仕事と家庭生活を両立させていくうえで、子どもの「学校」に関することや、「生活」上の「不安」に関連することなどにそれぞれ共起関係が認められる結果となった。

このように、父子家庭の父親は家計を維持するための仕事と、それまでは比較的親和性

が弱かった家事・育児を中心とする家族ケアの両立に困難性を抱えていることが伺える。

それでは次に家計を維持するための手段である「仕事」について焦点をあて、父親たちはどのような対処戦略によって現在の就業を継続することができるのかを見ていこう。語りの中で「仕事」と関連が深い語の共起ネットワークについて見ていく。



### 第3節 「仕事」と関連が深い語の共起ネットワーク

父親たちの語りにおいて「仕事」という語に関連が深い語の共起ネットワーク図を図7-2に示す。

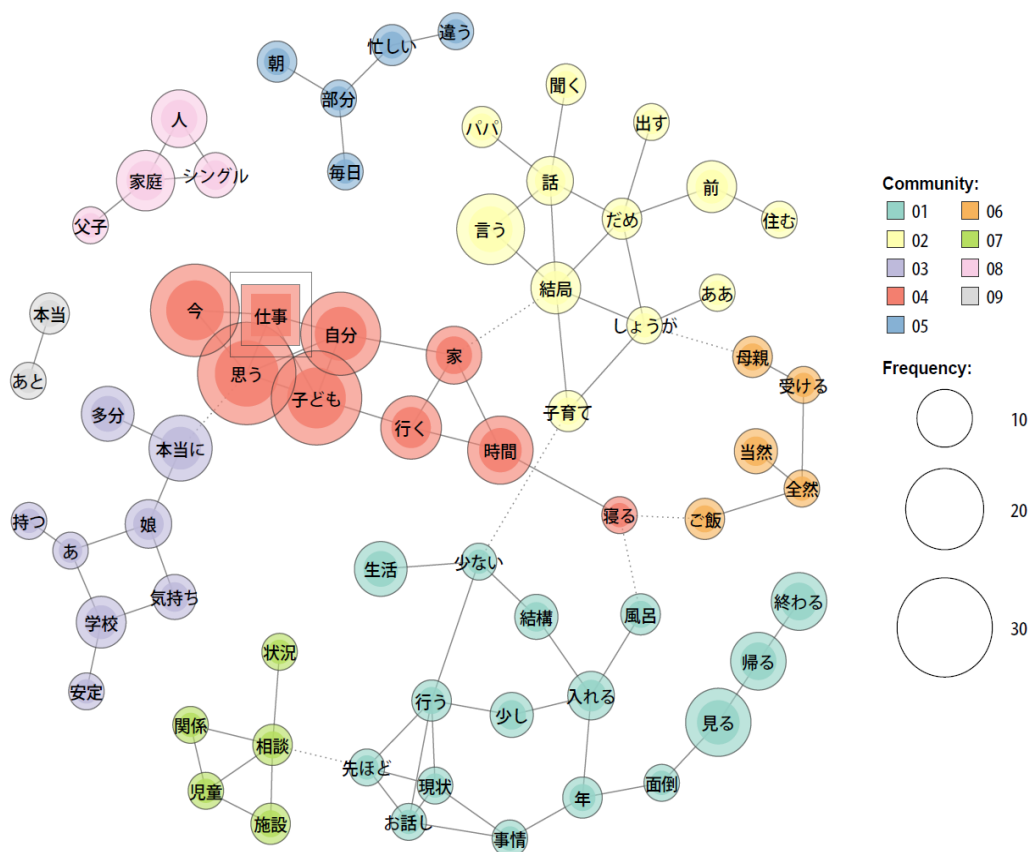


図7-2 頻出語 共起ネットワーク（仕事）

9つのカテゴリによって構成された。「仕事」に密接に関連しているのが「子ども」である。当然の帰結として父親が就業を継続してゆくにおいても、家族ケアへの参画が不可欠となる。さらに「子ども」との共起関係にある語として「時間」、「家」、「ご飯」、「風呂」といったものとの関連性が示されており、仕事と家庭生活の両立の中でも、子どもへのケアに関わる語について本調査の父親たちからも関連性が深い語として示される結果となった。

#### 第4節 対応分析およびJaccard類似性測度

次に、それぞれの調査対象者ごとに関連性の強い語をみてみた。

図7-3に対応分析、および表7-2にJaccard類似性測度の結果を示す。

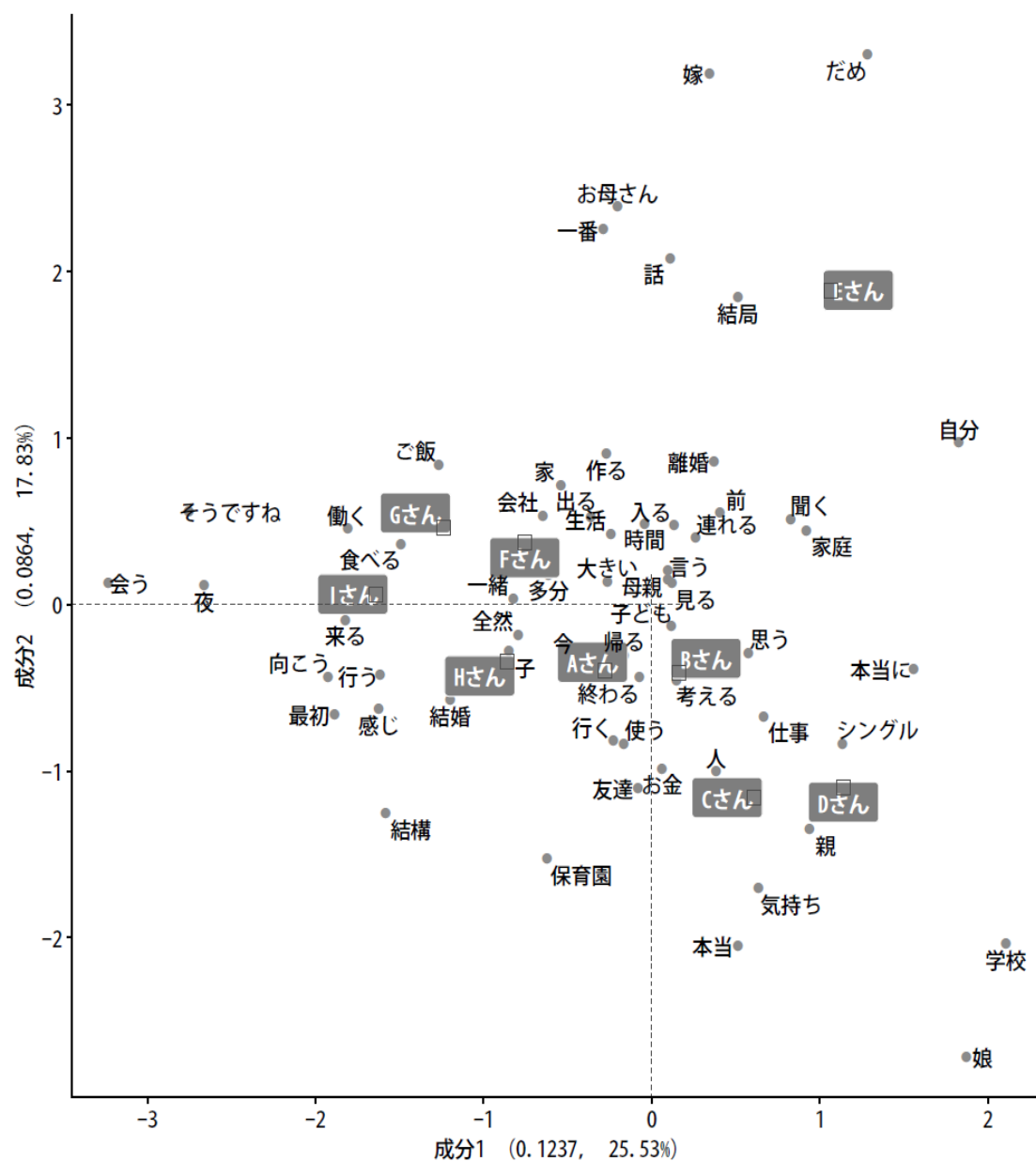


図7-3 対応分析

表 7-2 Jaccard 類似性測定

Aさん		Bさん		Cさん		Dさん	
感じ	.077	子ども	.092	思う	.064	思う	.096
子ども	.074	思う	.080	言う	.054	自分	.095
思う	.058	今	.067	母	.044	娘	.074
今	.055	行く	.064	人	.042	子ども	.071
多分	.054	言う	.060	娘	.038	学校	.063
保育園	.054	家庭	.055	聞く	.034	仕事	.060
使う	.052	仕事	.055	見る	.033	行く	.053
結局	.050	考える	.051	結構	.032	言う	.052
人	.049	少し	.049	親	.032	人	.051
子育て	.047	本当に	.047	本当	.027	今	.049
Eさん		Fさん		Gさん		Hさん	
自分	.138	感じ	.059	はい	.040	多分	.030
思う	.096	今	.050	息子	.032	結構	.026
話	.078	状態	.047	向こう	.030	買う	.025
言う	.072	離婚	.042	人	.030	夜	.025
だめ	.067	家事	.038	そうですね	.029	行う	.024
結局	.064	生活	.036	食べる	.028	ご飯	.024
子ども	.063	時間	.036	会社	.026	向こう	.023
嫁	.047	店	.033	生活	.025	住む	.022
離婚	.044	多分	.032	学童	.025	そうですね	.021
仕事	.041	行く	.029	ご飯	.023	食べる	.020
Iさん							
会う	.055						
結構	.054						
感じ	.053						
子ども	.051						
言う	.051						
見る	.031						
最初	.029						
夜	.029						
来る	.028						
話	.028						

まず、対応分析の結果をみると、「時間」、「会社」、「生活」、「仕事」、「子ども」、「帰る」、「家」といった語が、どの対象者の語りにとっても特徴のない（普遍的な）語として現れる結果となった。

各対象者の語りにおいても、就業継続と家族ケア、とりわけ子育てに関することが、父親たちにとって主要な語りの内容になっていることがうかがえる。

それは、例えば次のような語りに特徴的にみられた。

**Bさん**：もう慣れましたけども、最初はやっぱりすごく疲れたりとか、どうしていいかわからない。やっぱり不慣れな部分が多いもんですから。保育園の中でも、まだ小さいとき、1歳半と4歳のときから保育園に上の子と下の子が通ってるんですけど、やっぱりいろんな準備が大変だったりとかですね、試行錯誤をいろいろやりながら。

また、以下のように、実家から遠い所で暮らしている母子家庭の母親の生活に比べて、逆に自身は恵まれている環境にいるという意味合いによる語りも見られた。

Dさん：父子家庭、大変だねなんて言われるんですけど、それこそシングルマザーの方からもシングルファザーって大変だよねって言われるんですけど、僕からしたら別に一緒に。むしろ、それこそ実家もすごく遠いとか、子どもと3人でアパート暮らしとかっていう人のほうが、よっぽど大変だと思いますけどね。だから、僕はまだ恵まれてると思ってますね。

Dさんは、自身の子どもと2人のみの生活であるが、両親が自宅の近隣に住んでおり、週末に子どもを実家に預けて趣味のために出かけるなどしている。ここで語られている「恵まれている」ということの意味合いは、他の父子家庭の父親や母子家庭の母親と比較した際に、厳しい環境にあるひとり親との差異化による自己認識である。

また、「時間」に関するものについては以下のような語りが典型的なものとして挙げられる。

Eさん：仕事終わる時間がそのときによって全然違いますから、当然暇なときだったら定時の夜5時に終わるんですけど、忙しくなるともう夜の9時ぐらいに家に帰ってくる。でも、そこからはもう帰ったらすぐにご飯作って、食べさせて、片づけやって、合間にできるときは掃除をちょろっと、もう掃除機かけるぐらいですけどやって、そしたらもう寝る時間ですよ。

仕事と家族ケアとの両立に父親たちは多くの時間を割いている。このことは、ここに挙げたEさん以外の対象者にも普遍的にみられる語りであった。このように、9名の父子家庭の父親たちから共通して語られたものは、仕事を継続していくことと、家事・育児を中心とする家族ケアの両立困難性である。

父子家庭の父親が、ひとり親となる前に就いていた就業を継続してゆくには、妻（子どもにとっての母親）を代替する存在がなければ困難を伴う。今回のインタビュー調査における対応分析や共起ネットワークの結果をみても、社会的支援制度（フォーマルな社会資源）の利用意向に強い正の相関を示す結果は得られず、むしろ、親族からの家族ケアへのサポートが得られない場合は、父親がひとりで仕事と家族ケアを両立させていこうとする姿である。

社会的支援を利用しようとしなない最大の理由としては、制度の利用手続きが煩雑であること、また利用する際に年収等で制限が設けられおり、そのことが制度の利用を遠ざけて

いる一因として考えられる。また、仕事を持たずに家族ケアを継続していくには、現行の社会保障制度による手当だけでそのすべてを賄うことは困難であり、就労収入によって家計を維持していくことが多くの父子家庭にとって必要となる。

次に、Jaccard 類似性測度の結果についてみてゆく。

Jaccard 類似性測度とは、0 を起点に、該当する対象者にとって親和性が高い言葉ほど 1 に近い数値を示すものである。つまり平たくいうならば、数値が 1 に近いほど、インタビューの中で当該対象者が使用した頻度が高いということになる。

父子家庭の生活を考察する場合に、父親の就業継続状況と家族ケアの状況を軸に据えることは重要であると考えられる。なぜならば、これらの状況の安定度の高／低により、その生活状況、父親のストレスや、父子家庭で育つ子どもの生活環境が大きく左右されると考えるからである。そして、これらは浅沼（2018）が示した「父子家庭の父親の 4 類型」に沿って解釈をすることが有効であると思われる。「父子家庭支援においては、経済的支援か家族ケアへの支援か、どちらか一方への支援を行うことだけでは割り切れない複合的な問題を抱えていることを明らかにすることができる」と考える」（浅沼 2018：4）ためである。

したがって本研究では、表 7-2 に示した Jaccard 類似性測度をもとに、主として父親たちの就業継続状況と、家族ケアの安定度について、第 3 章の図 3-1 に提示した各象限に沿って、理念型として調査対象者の割り振りを行った。そして、それぞれの象限にみられる特徴的な困難を描き出し、「Jaccard 類似性測度に関わる代表的な特徴語」と、その関連語、そして「子育てに関する現状」および「仕事の現状」と、仕事を遂行するにあたり重要と思われる自身の「親族の家事・育児への協力状況」について、その語りによって得られた実態の概要を、表 7-3 「各象限に属する対象者の実態」に提示した。なお、表 7-3 の作成にあたり、表 7-2 に挙がっている「感じ」や「思う」などの単語は分析に有意味ではないため除外している。

表 7-3 各象限に属する対象者の実態

対象者	Jaccard類似性測度に関わる代表的な特徴語	Jaccard類似性測度の関連語	子育てに関する現状	仕事の現状	親族の家事・育児協力状況	
生活安定層	A	子ども・保育園	・保育園児、未就学児のころは不安が強かったが現在は安定している。	・大学生であり臨機応変に対応できる	・大学に入学前に仕事をしていた。預金で生活	・同じ敷地内に両親が住み、子育てを支援。
	C	母・娘・親	・自身の母親が子育てを担う。	・子どもが大学生となり、手が離れている	・ひとりで親となる前の仕事を現在も継続	・家事・育児は全面的に自身の母親が担当
	F	家事・生活・時間	・離婚後は両親の手伝いも堂々と受けられるようになってるので、今のほうが生活は確実に楽。	・保育園に通っていた子どもの送り迎えを初め、食事や入浴といった家族ケアも両親に手伝ってもらいながら、自身は自営の店を切り盛りできている。	・自営で店を経営	・2世帯住宅で両親とともに居住。 ・家事、育児を両親が協力
	I	子ども	・離婚後3人で暮らす予定だったが、自身の親に「子どもたちがかわいそうだからうちに住みなさい」と言われた。母親が全面的に家族ケアのバックアップを受けて生活している。	・さんの母親が、子どもたちにとっての「母親」として、さんを含めた日常生活のケアを担当。	・平日は毎日、朝7時に出勤し、夜11時前後まで仕事。	・両親とさん自身の兄と同居。他に実家の外で暮らす妹あり。
人的支援必要層	E	子ども・仕事	仕事終わる時間が、そのときによって全然違うが、忙しくなると夜の9時ぐらいに家に帰ってくる。帰ったらすぐにご飯作って、子どもたちに食べさせて、片づけやって、合間にできるときは掃除をする。そうしたらもう寝る時間になる。	・仕事と家族ケアとの両立で体調を崩すほどに疲弊		なし
	G	息子・会社・生活	現在は、職場の同僚たちに事情を説明して、何とかやりくりができています。遅い時間まで子どもをみてもらえる社会環境が充実していれば、就業継続により集中することができます。	・学童に夜7時まで預けて、その後は自身のみで育児を行う	・同僚が残業をしている中、自分だけ早く帰ることに、抵抗感がある。	・自身が居住している所とは離れた地域に居住のため、協力は得られない。
	H	ご飯・住む・食べる	生活を送るうえで、食事の支度を兼ね妻に任せたい。それを自分でやらないといけないことや掃除が大変。家の中が散らかっていく。	・元妻の実家に子どもの食事(晩御飯)は任せている。	・1日に12時間前後の長時間労働	・元妻の母親がサポート ・気が引ける気持ちがある
生活困難層	D	娘・子ども・仕事	長時間労働による家族ケアへの困難と就労収入の低さによる家計の圧迫など、安心して生活することが困難な状況	・自身が一手に担っている	・9時から22時くらいまで仕事	なし
就業継続不安定層	B	子ども・家庭・仕事	家計を維持するため、離婚前から自身が経営している会社での就業継続に加え、保育園に通う娘の送り迎えや、子どもたちへの食事の用意を初めとする家事、育児全般を一手に引き受けて対応。家族ケアを優先するために、離婚によって仕事の内容を大きく変更せざるを得なくなった。	・仕事柄、料理や育児に親和的な感情を持っている	・自営で店を経営	なし

まず、「生活安定層」に該当すると考えられる対象者は A・C・F・I さんと考えられる。この層において特徴的なこととして、いずれの対象者も父親の親が同居もしくは近居しており、家族ケアに協力的であるという点である。そのことによって、父親は就業継続に安定的に従事でき、家計を含め生

活も安定している。

「人的支援必要層」は E・G・H さんが該当すると考えられる。この層は、就業継続は遂行できているものの、親からの育児を中心とした家族ケアの協力が得られていないケースがあり、Eさんにおいては、仕事と家事との両立で体調を崩すことが多いと語る。

「生活困難層」は、D さんが該当するものとする。D さんは、親からの家族ケア支援を得ることができないことに加え、自営で工場を営んでおり、収入の増減が激しく家計的にも困難を抱えていると語る。また、ひとりで工場を切り盛りし、長時間労働である。子育ても中学生と小学生のふたりの子どもを育てており、他からの家族ケアの協力も得にくい状況におかれている。

「就業継続不安定層」は、B さんが該当すると考えられる。本調査において最も収入が高い対象者である。子どもは 6 歳と 3 歳で、下の子どもは、まだ手がかかる年齢である。自営でお店を営んでいるが従業員を数名、抱えており、子育てに必要な時には、仕事を従業員に任せ、家族ケアにあてる時間を確保できている。しかし、家事・育児は B さん自身が一手に担い、周囲からも協力が得られないことから、仕事を継続していくことに困難を感じており、家族ケアへのサポートを希望している語りがみられた。

それでは、就業継続と家族ケアを両立させてゆくために、父親たちは具体的にどのようなサポートを得ながら生活をしているのだろうか。次節で議論する。

## 第5節 就業継続をするために父子家庭の父親が得ているインフォーマルな社会資源

先述のDさんのように、他のひとり親と自らを比べ「恵まれている」という父親がいる。近隣に両親が居住していれば、自身の子ども親にを預けることができる。「頻出上位 150語」および「対応分析」の結果をみると、どの対象者の語りにも普遍的に現れているものとして「親」および「母親」がある。もちろん前後の文脈により意味合いは異なるが、典型的なものが自身の母親による自身の子ども（孫）へのケアへの関わりである。

Cさん：むしろ、僕に手を出さなって言ってたぐらいですから。母、そういう人だったんで。もう、すべて自分でやるから、ほかは手出さなっていう人間ですんで。

Cさんのように、同居する自身の母親が「妻」の役割を代替し、Cさんの娘にとって母親代わりとなり、子育てをはじめとする家族ケアを担うことにより、Cさん自身も伝統的な家族役割である父親として就業を継続することができたという。

Cさん：【離婚される時にCさんが子ども引き取るということになった際に、Cさんのご両親は、そのことについては賛成されましたか？】

もう大賛成でした。子どもはうち連れてらっしゃいって。そういう面では、とても安心できました。

【ひとり親となられて、娘さんを育てていく際にも離婚される前のお仕事を継続されていらっしゃいますが、仕事と子育てとの両立ということになったときに、やはりお母様のご協力というのは欠かせないでしょうか？】

それは絶対に欠かせないです。

Cさんが述べているように、就業を継続してゆくにあたっては、子どもが保育園に通っている際には送り迎えや、食事の用意をはじめとしてCさんの母親が全面的に関わることにより、Cさん自身が仕事に集中して取り組むことができたという。自身の母親が代替的に妻の役割を担い、Cさんの子どもにとっては「母親」としての存在が身近にいることにより、家族生活を営むことができた。

一方で、父親にとっての親が同居しておらず、また、近くにも居住していない場合は、父親にとって仕事と家族ケアの両立が困難となる。こうしたケースは今回の調査でインタビューした協力者ではBさんが典型的にあてはまる。Bさんは離婚によってひとり親となり、インタビュー時点で6歳の男児と3歳の女児を育てながら自営で仕事をしている。離婚後、Bさんは仕事内容を大きく変えなければならなくなったと語る。

Bさん：仕事面ですと、私の仕事内容がほぼ180度変わってしまったんですね。家事



も当然ながら 100%こなさないといけませんし、かつ、仕事もしないと生活できませんので。婚姻中は、年間半年ぐらいは海外を点々と歩き回っておりましたが、今の状況になってからは、当然ながら行けないものですから。やはり収入のほうも減りましたね。

自営業の B さんが語るように、ひとり親となる前は 1 年のうち半年間ほどは、海外で仕事をし、子育ては基本的に当時の妻が行っていたが、離婚後、子ども二人を引き取り B さんが一人で子育てを行うこととなった。そうした状況から海外での仕事を継続することが不可能となり、生活を送るうえで厳しい状況が続いている。子どもたちは 6 歳と 3 歳であり、まだ手がかかる年代であることから、優先順位については仕事よりも子育てを中心とした生活にならざるを得ないという。そして B さんのように、就業継続と家族ケアを父親が一人で担っている場合には自身の体調面を気にかける語りもみられる。

B さん：一番、気にしてるのは、自分の今後どうなるのかなというか、やはり体のことですね。私も結構年齢がいつてるもんですから、子どもが大学卒業するまで健在でいれるのかなとか、そういったことがやっぱり不安に思ったりとかはしてますね。私も少なからずは風邪を引いたり、体調を崩したりするもんですから。そのときでもやはりお風呂入れたりとか、食事の用意したりとか、当然、家事は休みないですからね。そういうのがやっぱりしんどかったりとかもあります。

このように、父子家庭の父親が就業を継続するためには、家族ケアの負担を他の親族、とりわけ自身の母親からの協力を得られることができるか否かが大きく影響を及ぼしていることが示唆される結果となった。

また、自身の父親のケアへの関わりについては、以下の語りのように父親の影響は家族ケアに関しては小さい傾向がある。

C さん：【お父様も、お子様の子育てなどには、関わっていらっしゃいましたか？】  
一切関わっていませんね。遠目で見て、あれこれ言うだけです。

先述したように、日本において父親は仕事で家計を支え、母親は家事・育児を中心とした家族ケア（プラス家計への補助的労働）を行うという性別役割分業意識が強い国である<sup>1)</sup>。この意識は、ひとり親となった父親およびその家族においても根付いていると考えられ、父親にとっての母親が家族ケアに関わるか否かが、父子家庭の父親の就業が継続できる要因に大きく関わりがあることが示唆できる。これは、C さんの父親が家族ケアにはほとんど参画していないということからもうかがうことができる。つまり、家族ケアを担える母親を含めた姉・妹や伯母といった女性の人員以外の家族がどれだけ増えても家族ケア

への協力が見込めないことが示唆されている。

そしてその協力が得られない場合は、家族ケアを父親自身が一手に担い、家計を維持してゆくための就業継続を縮小しなければならない状況にもなることが考えられる。その意味では、父親の就業継続と、自身の（女性の）親族からの家族ケアの提供を受けることができるかは、それぞれ相互作用を及ぼしているということが考えられる。

## 第6節 親族が担う家族ケアが内包する父親の就業継続および子育てへの困難性

前節までの考察により、父子家庭の父親にとって、とりわけ自身の子どもに対する親族からのケアへの協力が、就業継続にあたり重要な要素を占めることが示唆された。父親の母親からの育児をはじめとする家族ケアへの協力は、父親が就業継続を遂行するのに大きな影響を与えていることが考えられる。それは、裏を返せば伝統的な性別役割分業を背景として（そして男性の長時間労働を基底とする企業論理を含んだ）、ヘゲモニックな性別役割意識が前提として存在していることを査証するものである。しかし、価値判断を抜きにして現状において家計を支え、子育てを遂行するにおいては、このような役割分担を前提とすることが、当該家庭にとっては最も効率的であることは確かなのであろう。

同時に、家族内においては、父親が家族ケアを主として担う者への依存度が高いほど、その役割を担う人物の考え方の影響を受けるということでもある。それはAさんの語りにおける親の「介入」という表現が象徴的である。

Aさん：子育てに自分の親が介入してくる。親にお願いすると、親の意見のほうが結構大きく反映されちゃう。で、見てくれるし、しょうがないかなと思っちゃうので、折り合いが難しいですよ。仕事にウェイトを置くか、子育てにウェイトを置くかっていうのは、時間もだし、お金もだし。仕事が少なくなればそれは給料も少なくなるし、残業すれば給料は増えるけど、子どもはもうおざなりっていうか。そうすると、誰かの力を借りて生活すると、その方の意見のほうが大きくなってくる。

父子家庭の父親にとって家族ケアを担っている親族の存在は、就業を継続していくうえで、また、日々の生活を送るうえで貴重な存在となっている。しかし、とりわけ子育てに関して、それを担う存在への依存度合いが強ければ強いほど、その力を借りている者との意見が相違した場合には譲らざるを得ないという弱みを持つことにもなる。

Eさんは、離婚後しばらく元妻の母親と同居し、その母親が家族ケアを担っていた際の困難について以下のように語る。

Eさん：自分の場合だと、元嫁のお母さんと一緒に住んでたんですよ。で、そこからまず元嫁のほうが離婚で出てくかたちになって、そこから3年間、元嫁のお母さんも含めて（子ども3人で）暮らしてたんですよ。だけどやっぱどうしても（元妻のお母さんとは）他人同士ですから、いろいろ「嫁一姑」みたいな、そういう状況も出てきて、長女が中1になるときに、これは自分が一人で育てないと自分の子育てできんなあとと思って、だから3年ほど前に元嫁のお母さんとも暮らすのをやめて、自分が一人で見てこうというふうになりました。

Eさんのケースは若干イレギュラーなものではあるが、離婚前は、妻を含めて6人でひとつの家で生活をしてきた。その後、妻とは離婚という形となり、妻がその家を出ていく形で、妻の母親と5人での生活が始まったという。元妻の母親はEさんの子どもに対して「自身の価値観を植え付けようとしたり（Eさん）」、Eさん自身を蔑ろにするというような行動が増えていったという。また、元々は「他人」ということもあり、たびたび子育てや生活をめぐってEさんと元妻の母親との折り合いが悪くなっていったという。そして、自身の子育て観を優先するべく、元妻の母親との同居を解消し、家を出ていく形でEさんと3人の子どもとの生活が始まる。

Eさん：やっぱり一番でかいのは離婚のときよりも、その3年前に元嫁のお母さんと暮らすのをやめたというときのほうが当然生活の変化は、自分にとっても、子どもたちにとっても大きかったです。そこからは時間に追われるような毎日ですよ。平日はもう絶望的なぐらい時間がないもんですから。定時で上がれば、多少の時間の余裕はあるにしても、ちょっとでも残業が出たら、あとは家に帰る前に、家に到着する前に今日はあれをやらなきゃって頭の中で組み立てながら家の中入っていくような、そういう生活です。

このEさんの語りでは、Eさん自身が抱える困難とは「離婚」そのものによる困難よりも、離婚によって子育てを始めとする家族ケアを担っていた元妻の母親からの家族ケアを受けることができなくなったことによって、就業継続と並行して行わなければならなくなった自身の全面的な家族ケアに対する負担である。同時にEさんの子どもたちにとっても、それまで「母親代わり」となってケアをしてきていた「祖母」と離れて生活することになり、家事へ関わる必要性が生じ、精神的にも不安定な状況へと陥ったという。それはEさんの3人のうちのうち、とりわけ長女にその負担が大きく移行したという。

このように、本章の考察によって明らかになったことは、父親が家計を支えるための就業を安定的に継続していくためには、親族による家族ケアへの協力が欠かせないわけだが、父親の子どもの家族ケアを担う親族との折り合いが悪い場合は、家族ケアを父親自身が担わなければならなくなり、就業継続内容にも負の影響が出てくる場合があること、また、父親の親族による子育てへの関与が強いほど、その子育てを担う者の影響を受け、父親自身の子育てについての考えが反映されなくなることが示唆された。

## 第7節 調査結果から導かれる各象限における効果的な支援

本節では、調査結果をふまえて、それぞれの象限に属する父親への効果的な支援について考察を行い、以下のような示唆を得た。

### 7-1. 「生活安定層」への効果的な支援

「生活安定層」に属する父親たちにとって最も重要な社会資源は自身の(母)親である。母親が「代替的妻」の役割を果たしていることで、父親は就業継続に集中して取り組むことができている。したがって、現時点では、「社会的支援」という形でサポートを受けることを希求する語りはみられることはなかった。

しかし、当然のこととして父親の親は現時点でも高齢である。将来的には、親の加齢にともなう介護等の必要性が生じたとき、就業継続もしくは家族ケアのどちらか、あるいは双方の対応が困難となり、「人的支援必要層」、「就業継続不安定層」、「生活困難層」のいずれかに陥ることが考えられる。したがって、父親が子育てを中心として家族ケアを親のみに依存している現状から、こうした親が老齢により家族ケアを担う役割を遂行することが困難となる状態となったとき、父親が夜間を含めた子育て支援を依頼できる社会的環境を整備していくことが求められていると思われる。

### 7-2. 「人的支援必要層」への効果的な支援

つぎに「人的支援必要層」についてみていく。この層に分類ができる父親たちは正規雇用で安定的な職に着いているものの、一様に長時間労働であった。そして、生活安定層にみられるような親からのインフォーマルな家族ケアへのサポートは得られていないか、もしくは得られにくい状況にある。そのため、家族ケアとの両立で心身のストレスが高い状態にある。

したがって、この層への効果的な社会的支援としては、まず長時間労働の削減を柱とした、労働環境の改善であろう。対象者たちは収入の確保を図るべく、長時間労働を行っているため、生活費を保障することを前提とし、かつ労働時間を短縮し、家族ケアへの時間を提供することが、この層に属する父親たちへの有効な支援であると思われる。

### 7-3. 「生活困難層」への効果的な支援

「生活困難層」への支援は、最も社会的支援の必要性がある層である。本稿の対象者であるDさんは、周囲に子育ての依頼ができるインフォーマルな社会資源がなく、また、父子家庭が利用できるフォーマルな社会資源も利用していない。収入も低い水準で推移しており、今後、子どもの成長に伴う教育費やその後の経済的なやりくりについて不安を抱えていると語る。こうした環境で就業継続と家族ケアを、ほぼ一手に担い生活することは、Dさん自身に大きな負担となっていることが考えられる。そして、こうした状況下では虐待をはじめとする、子どもにとって大きな不利益が生起する可能性も考えられる。したがって、現状への最低限の支援として父親が就業継続もしくは家族ケアのどちらかにウエイトをおき生活が成り立つ社会環境の整備が求められる。

#### 7-4. 「就業継続不安定層」への効果的な支援

「就業継続不安定層」は、家計を維持するための収入を得るために安定的な就業継続機会を確保することが必要な層である。本稿の対象者である B さんは、本調査においては、最も就労収入が高い。しかし、離婚後に子どもを引き取り、家族ケアを引き受けるなかで婚姻期間中より自らが経営している会社での仕事内容を大きく変更せざるをえず、婚姻期間中よりも就労収入が大きく減少している。そして、自身の両親も加齢により身体機能に衰えが出てきており、今後、更なる加齢が進行すると B さんには家族ケアの部分だけでも、子どものケアに加え、両親の介護も加わるダブルケアが発生することも考えられる。したがって、この層が安定的に就業を継続していくためには、常時、父親が利用できる子どものケアを担う機関や支援者の創設と、そのことによる経済的負担の軽減を目的とした財政の整備が求められているといえる。

## 第8節 小括—父子家庭の父親の親族が家族ケアに関わることのインプリケーション—

本章での考察によって、父子家庭の父親が就業を継続するにあたって、それを可能とする要因は父親の親族を中心とする者の家族ケアへの積極的な参画が大きな要因を占めていることが示唆された。

しかし、同時に父子家庭の父親は親族による家族ケアを受けることによって、就業継続と家族ケアをめぐるジレンマを抱えることも示唆された。それは、就業継続と家族ケアをめぐる役割の分配をめぐる二重性の存在である。父親が就業を継続するには、主として父親の親族による家族ケアへの協力が不可欠であるが、父親がその家族ケアを担う人物への依存度合いが強いほど、家族ケアを行う者の思考・行動パターンに同調せざるを得ないことになる。もしそれを回避しようとするれば、家族ケアをも一手に父親自身が担わざるを得なくなるというジレンマを抱えている。家族ケア、とりわけ育児責任の所在が父親の親族の手に担われるということが、家族内における父親の存在が序列的に後位になるということも意味している。

本調査では、そのような困難を抱える父親たちからはフォーマルな社会資源に子育てを依頼するという点について、積極的な語りは得られなかった。むしろ、自身の親族による家族ケアへの協力が得られない場合には、自分自身が就業継続と家族ケアを一手に担っていかうとする考えを表明する父親たちであった。

それでは、こうした環境において就業継続を行っている父親たちが、家族ケアを行ううえで具体的にどのような困難を抱えているのかについて、本章で行ったテキストマイニングの分析を「家族ケア」に焦点をあて次章で考察することにする。

## 第8章 子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性

本章は、父子家庭の父親の語りにもみられる、自身が育てる子どもの性別および発達段階の違いによる家族ケアの困難性を明らかにすることを目的とする。分析方法としては、計量テキスト分析を採用し、語りの内容を KHcoder にて解析した。これまでの父子家庭研究においては、父子家庭の「父親—子ども」というカテゴリーにおいての支援が模索され、子どもの性別や発達段階を考慮した考察がなされていない。本章での分析の結果、これらの点について父親が家族ケアを行う際に抱える困難として、顕著に発現するものであることが示唆された。そして、こうした諸点を考慮に入れた支援施策の構築がなされる必要性が提示された。

### 第1節 問題の所在

#### 1-1. 本章の目的

先行研究を概観したところ、ひとり親家庭のうち父子家庭における父親のひとり親となる前からの就業継続と、家族ケア（家事・育児）との両立の困難性については指摘がなされているが、これらを両立させる中において、自身が育てる子どもの性別および発達段階による就業継続と家族ケア困難の実態については解明がなされていない。とりわけ、父子家庭の父親が自身とは性別の異なる女兒を育てる困難性については、その指摘はなされているものの（川崎市男女共同参画センター 2015）、具体的に父親はどのような困難を抱えているのかについては考察がなされていない。

父子家庭の父親は、性別役割分業意識が先進諸国の中ではいまだに強固な日本社会において（松田 2007）、家計の支え手として就業を継続することに加え、一般的には、ひとり親となる前に希薄であった家事の主体的な遂行と、子どもを育むケアの与え手としての役割を同時に期待されている。しかし、ひとくちに「子育て」といっても、子どもが幼児期にある父親と、学齢期にある父親、あるいはそれ以上の年齢にある子どもでは抱える困難が異なることが予想される。また、学齢期の子どもを育てる父親においても小学生、中学生、高校生それぞれの子どもを持つ親の抱える困難は異なることが考えられる。さらに、子どもの性別の違いによって、父親が抱える家族ケアに関する困難の質が異なるのか否かについても考察がなされる必要がある。

そこで本章は、こうした問題意識に基づき父子家庭の父親の語りによって得られたデータに基づいて、子どもの性別および発達段階の違いによってそれぞれどのような子育てに関する想いや困難を抱えているのかについて把握し、父子家庭への効果的な支援について考察を行うことを目的とする。

#### 1-2. 父子家庭における家族ケアに関する言説

核家族化および地域社会の連帯が希薄化している現代日本社会において、国が政策的に



ひとり親家庭への支援を行う必要性が高まっていることが指摘されている(高橋他 1994). 先述のように, 日本において父子家庭に関する研究は, 母子家庭のそれと比べ蓄積が少ないが, 1980年代後半以降, 主に父子家庭間の階層性や父親のジェンダー規範, 職業役割と子育て役割に関する研究がみられるようになってくる(春日 1989, 高橋他 1994, 杉本 2004, 橋口 2007, 岩田 2009, 岩下 2013).

これらの先行研究を概観した浅沼(2016)によると, ひとり親家庭のうち, 父子家庭に特有な就業継続と家族ケア(家事・育児)をめぐる課題について親族の家族ケアへの関わりの実態, そして親族による家族ケアの提供が受けることができない家庭に対する社会的支援について解明がなされていないことが明らかにされている(浅沼 2016).

さらに, 海外の父子家庭研究においても, 例えば Esbensen(2014)は, 米国のシングル・ファーザー14名に対するインタビュー調査の分析を行う中で, 現代においても家庭役割をこなそうとする父親の多くはヘゲモニックな男性性を内面化しているがゆえに, 家族ケアを行うことに男性性のアイデンティティの揺らぎを感じることを明らかにしている(Esbensen 2014). 米国においても男性稼ぎ手役割意識が未だ根強い状況下において, 仕事と家族ケア(家事・育児)の両立を父親がひとりでこなすことの困難さが論じられている。「シングル・ファーザーが日常生活において仕事と家庭生活とのバランスをとることは(調査を行った)多くの父親にとって多大な困難を伴い, 孤独やストレス, 自己犠牲の生活を強いるものだった」(ibid. 2014: 126).

また, Hookらは米国の生活時間調査を用いて量的な分析を行い, ひとり親家庭の父親は, ふたり親の母親よりも家事・育児時間は若干少なくなるものの, 妻がいる家庭の父親よりも多くの時間が割かれていることを明らかにしている(Hook *et al.* 2008).

米国においても, シングル・ファーザーは一家の生活を支える存在として仕事と家事・育児の両立において多くの負担を強いられるものとなっていることが現状としては指摘ができる<sup>3)</sup>. しかし, こうした海外の父子家庭研究においても, 父親が性別の異なる女兒を育てる際の困難に着目した研究は菅見のところ見いだせない. 父子家庭のこうした状況において, 父子家庭の父親が抱える問題は, ジェンダー構造の影響もあり就業継続を主体とした生活設計を行った場合に, 子どもに対するケア(生命再生産労働)(後藤 2012)が不十分にしか与えられていないことが懸念されている. そして, 父親がひとり親であるがゆえに抱える子どもの性別および発達段階の違いによる困難についての考察が必要となっているものと考えられる.



### 第3節 家族ケアをめぐる内容分析

#### 3-1. 小学生の子どもを育てる父親(Aさん)

Aさんは、ふたりの子どもがともに小学生(5年生の男児と4年生の女児)である。対応分析の結果では「子育て」、「保育園」、「制度」、「不安」といった語が特徴的なものとして示されている。

Aさん：子育てする不安が強いかなあと。今は子どもが小学校に上がったんで、(子どもの)体調の変化が少なくなったんでいいんですけど、保育園、未就学児のころは不安が強かったですね。

Aさんは子育てを行う中において、子どもの体調の変化に対する不安が強かったという。パートナーがいないひとり親という立場におかれている中において、急な子どもの体調の変化への対応は手探りであり、そうした不安を相談できる相手がないことで不安が増幅すること、そして、そうした不安に対応してくれる社会的な支援制度の利用が手軽にできることを望んでいた。しかし、子どもたちが小学校に進学するにともない、体調の変化も落ち着き、不安が解消されつつあると述べる。Aさんが必要としているものは、妻がいない中で子育てにおける相談相手やその支援を求めているといえるであろう。

#### 3-2. 幼児を育てる父親(Bさん)

Bさんは自営業を営んでおり、インタビュー調査時点において6歳の小学1年生の男児と3歳の保育園に通う女児を育てている。Jaccardの類似性測度の結果では「子ども」、「仕事」、「家庭」といった語が特徴的なものとして示されている。Bさんの語りにおいては、とりわけ保育園に通う3歳の娘に関する内容が多くを占める。

Bさん：私は飲食業を営んでいますので、料理は基本的にはできるんですね。ただ、裁縫。あれが私はどうやってもできなくてですね、それこそ、保育園の帽子にキャラクターをつけろとか、これがとても苦手ですね。

自営業で未就学の子どもも育てている最中のBさんは、親からの家事・育児の支援が得られない状況で子育てを行っている。自営であるために、急に体調が悪くなった場合には勤務時間の融通は利くというが、保育園から要請される裁縫等は苦手であり、インターネットにて検索を行い、その手順を参考にして対応しているという。

Bさん：今、YouTubeとか、SNSとかが非常に発達して、助けてもらいながらやっ

ではいるんです。アイロンのかけ方とか、全部検索すれば出てくるものですから。

さらに、子どもの体調の変化についても、対応に苦慮していることを語る。

Bさん：先日も子どもが手足口病になったんですけども、それも私、全然わからなくて。ネットで検索すると出てきたんで、それで病院連れてったりとか。そういった意味では(ネット上の情報は)非常に助かっています。

もちろん、現代ではふたり親の世帯においてもインターネット上において子育てに関する情報を収集することは一般化している現象である。しかし、Bさんの場合にはひとりで子育てをする中において周囲に頼れる親族もおらず、ネットが初めに頼れる子育てに関する情報源ということができるであろう。

さらに、3歳の女兒も育てているBさんは性別の異なる子どもへの対応の困難について以下のように語る。

Bさん：また女の子のほうは、最近やっぱ3歳になると、髪の毛を縛りたがるんですよ。そう言われても、私は三つ編みの仕方もわかりませんし、それもちよっといろいろまねとか、いろいろ周囲の子どもたちを見ながらやってるんですけども。どうしてもすぐとれてしまったりとか、痛がったりするものですから、それもどうしたもんかいなあと思いながら、ちょっと今、悩みというか、勉強しないかなとは思ってるんですけども。

同性の子どもを育てる場合、父親は自分が辿ってきた成長段階を参照し、子どもの発達段階によるニーズについて対処することが可能であろう。しかし、上記の語りにみられるように、異性の子どものニーズについては対応することが困難となる。こうした困難は本節のBさんの事例である幼児期の子どもを育てる段階から始まり、後述するEさんの事例のように、子どもが高校生段階になるとより顕在化してくる。性別が異なる子どもへの対応は、子どもが成長発達を重ねるにしたがって大きくなる傾向がみられた。

### 3-3. 子どもが大学生の父親(Cさん)

Cさんは調査時点で大学生になる娘と両親とで同居をしている。対応分析、Jaccard類似性測度で関連性が高いものとして現れたのが「親」、「母」、「娘」といった語である。Cさんは娘が2歳の時に離別によってひとり親となった。以降、自身の両親とりわけ母親の全面的な家族ケア(家事・子育て)へのバックアップがあったからこそ、ひとり親となる前から就いていた自身の就業を継続することができたと語る。

C さん：(母は)僕に手を出さなって言ってたぐらいですから。母，そういう人だったんで。もう，すべて自分でやるから，ほかは手出さなっていう人間です。

C さんの語りの中では自身の両親の子育ての関わりの中で，とりわけ「母親」が妻に代わり自身の子どもの母親代わりとなって養育に協力してくれたことに関する語りが多くを占めた。子どもが大学生となった現在では子育てに関する事柄からはほぼ解放された状態であるという。その意味では，C さんは異性の子どもを育てる困難については母親が対応しているため，自身は特に困難を感じることもなく，伝統的な性別役割分業における「父親」としての役割を果たすことで子どもを成長させることができた語る。

#### 3-4. 中学生の子どもを育てる父親(D さん)

自営業で中学3年生の娘と小学3年生の息子と暮らすD さんの語りの中において特徴的なものは、「娘」との関係性であった。対応分析と Jaccard 類似性測度の結果においても「子ども」，「娘」，「仕事」，「学校」といった語が D さんに関連性の深い語として現れ，「息子」に関する語りに比べ，「娘」に関する比重が高い数値を表している。中でも現在の娘の生活態度に関して多くの苦労を抱えている。自営業を営んでいるが，仕事が軌道に乗らず，収入面でも厳しい様子も語る。

D さん：今は仕事で稼げないと，思春期の娘のことの悩みが大きいですね。

具体的な悩みとしては以下のように語る。

D さん：娘の家出だったりとか。それこそ学校の生活態度とかそういうので児童相談所に相談しに行って，いろいろカウンセリングとかも受けてたんですけど，それでも，娘の不良への進み具合がだんだんひどくなって行って，最終的には僕が手を上げて，娘に。それが，たまたま学校の先生に知られて娘が児童相談所の施設に送られて。

自営業を営む中で自宅に子どもを一人でいさせるなど「寂しい思いをさせたかもしれない」(D さん)と語る D さんは，家計を支えるためには仕事をせざるをえないが，そうした生活を送るなかで子どもたちの生活も乱れがちになったと語る。

むろん，父子家庭の父親が娘を育てる場合，すべての子どもが D さんの子どものように生活が不規則になるわけではない。しかし，D さんが語るようにふたり親の世帯と比べた場合に仕事と家庭生活を両立させるなかで，子どもに寂しい思いをさせる頻度が相対的に高いこと，とりわけ思春期の娘を育てる父子家庭の父親にとっては，身体の成長や心の問題に寄り添うことが難しいことが挙げられる。

### 3-5. 高校生の子どもを育てる父親(Eさん)

Eさんは高校生(1人)と中学生(2人)の合わせて3人の娘を養育している。両親からの家族ケアに関する支援を受けることができない状況で暮らすEさんは、とりわけ子どもが成長するに伴い性別の異なる子どもを育てる困難を語る。高校生になるEさんの長女は最近メイクに関する事柄に興味を持ち始めたが、こうした一般的には女性特有にみられる興味・関心への対応にEさんは苦慮しているという。

Eさん：結局メイクの仕方なんてわかんないじゃないですか、男なんて。眉のかたちを整えとか無駄毛の処理とかっていうぐらいいいんですけど、メイクはどういうものをそろえて、どういう順番にやっていくかってわかんないし。(ふたり親の家庭では)当たり前にある母親のメイク道具がうちにはないじゃないですか。

こうした状況において、娘へのEさんの対応としては以下のように行っているという。

Eさん：ドンキホーテ連れてって、女性の店員さんにちょっとごめんなさいって事情を軽く話して、高校生向けぐらいのやつで使い方を聞きながら一通り買って。本人も練習しながら、ちょこちょこ覚えていって何とかなっただかなっていうふうなんです。

全体としてEさんと3人の娘の関係は良く、コミュニケーションも円滑に行うことができていると語るが、メイクなど一般的に女性特有にみられる興味・関心に関する事への対応については限界を感じていると語る。

### 3-6. 小学生の子どもを育てる父親(Fさん)

自営で小学生の男児と暮らすFさんは自身の両親とも同居している。Jaccard類似性測定では、他の調査協力者と比べて「店」が関連性の高い語として現れている。先述のAさんについては、小学生の子どもを育てる中で相談相手が周囲にいないことを困難のひとつとして語っていたが、Fさんの場合は自身の両親と同居しており、自宅近くに自営の店を持っている。子育ては両親が積極的に関与し、子どもとの生活も安定しているという。

Fさん：仕事終わって帰れば、ご飯も食べさせて終わってくれますし、お風呂ももう入ってるんで、あとはもう夜はちょっと勉強見たりとかしています。

子どもの年齢が低ければ低いほど、父子家庭の父親にとって、子育てへの自身の親の関与は就業を継続していく際に重要な要素となるばかりではなく、子育てにおける悩み、不

安の相談相手としても機能している。それが叶わない場合は、父親が単独で育児にも参与せざるを得ず、就業継続と家族ケアとの両立が困難を極める場合がある。

### 3-7. 小学生の子どもを育てる父親（Gさん）

一方、Fさんと同じく小学生の男児と暮らすGさんは、両親と同居はしておらず、子どもと二人で生活をしている。Jaccard 類似性測度の結果では「息子」が高い値を示している。

先述のようにGさんは、ひとり親となった直後は同僚の妻より夕食のおかずの提供を受けるなど、職場の関係者から家族ケアへの支援を受けていた。しかし、その後、自身で食事の準備を含めてすべてを担うようになる。

Gさん：本当やったらもう頼りたいんですけどね、家政婦とか、そういう人に。それが一番いいんですけど、それじゃいかんっちゃうことで、やっぱり作らないかなのかなあと。それなりに勉強して、新聞の料理欄をみたりとか、NHK見とったりして、料理番組メモって、ほんでいっぱい貼って、家に。ほんでたまにそれ作ってやります。やっぱり（子どもは）僕が育てるっちゃう気持ちが強いですね。

職場から同僚よりも早い時間帯に退社することを心苦しく思いながらも、家族ケアへの自身の強い関与を希望するGさんは、ほぼ一人で就業継続と家族ケアを両立させ生活を送っている。

### 3-8. 子どもが大学生・高校生の父親（Hさん）

大学生と高校3年生の子どもを持つHさんの子育ては、現在はほぼ終わっている状況である。しかし、妻の死去によって、ひとり親となった時点で子どもは中学生と小学校の高学年であり、多感な年代であった。

家族ケアについては、妻の親と姉妹が協力的であり、ひとり親となったことによって自身が困難を感じたことは特になかったと語る。

Hさん：【Hさんご自身がシングルとなって、親としての役割を果たすときに、何かこういうところが大変だなとか、あるいは奥様がいらっしゃったときと比べて、ひとり親となったときに、大変だったなっていうようなことはありますか？】それがあんまりなかったような気がする。あんまり親としての役割を果たしてないような。お金、学費だとかを払うために働いてる感じですよ。それぐらいです。

ひとり親となった際に中学生だった女兒についても、妻の姉妹が多く関わりの持つこ

とで、Gさん自身にとっても娘を育てる困難に対して救われる部分があったという。

Gさん：お姉さん、妹。向こう（妻）が3姉妹だったんで、上のお姉さんと、真ん中なんで、嫁が。下の妹のほうも結構かわいがってくれてたんで、娘を。

また、食事の準備を初めとする家族ケアへ対しても妻の母親が基本的に提供しており、Gさん自身は家計を維持するための仕事に集中することができた。

こうした意味で、Gさんにとっては、妻の親族による家族ケアへの支援を、ひとり親となった後に得ることができたことで、安定的に就業継続との両立が可能となっているものと考えられる。

### 3-9. 小学生の子どもを育てる父親（Iさん）

Iさんはインタビューの時点で7歳の女兒と6歳の男児を養育している。Jaccard 類似性測度の結果では「子ども」が類似度の高い値を示している。

離婚後は自身の両親がいる実家にて2人の子どもと暮らしている。平日は1日に15時間前後の長時間労働をしているIさんは、実家の母親から全面的に子育てを初めとする家族ケアのサポートを得ている。

Iさん：【今は、Iさんのお母さんがIさんのお子さんにとっての母親代わりになっている？】

そうですね。そんな感じになってますね、今は。

【確かに、1日に15時間、長時間でお仕事されていて、それでご自身がお一人で子育てするとなると？】

ちょっと（子育てに全面的にかかわるのは）無理ですね。

【逆に言うとIさんのお母さんがいらっしゃるから、引き取って子育てができるというような状況だったのでしょうか？】

そうですね。でも最初は（自分と子ども2人の）3人で暮らすわってという話をしたんです、親に。ちょっと待てと。そんなだったら子どもたちがかわいそうなもんで、うちで住みなさいと。私（母親）が全面的にバックアップするからって。ていう話で、そこに甘えて今、実家に住んでいるんですけど。

また、同時に実家外に住んでいる妹もよく子どもたちの面倒を見てくれるという。

Iさん：僕、妹もいるんで、6個下に。結構（実家に）来るんですよ、遊びに。なもんで、（子どもたちも）結構なついてるもんで遊んでくれるし。



今後、成長してくるにともない発現してくるであろう女の子に特有の身体に関する特徴や興味関心への対応も、自身の妹に期待をしているという。

また、母親も健在でいる限りは、こうしたことへも母親が対応してくれるものと期待していると語る。

したがって、現時点では子育てを含めた家族ケアに関する困難を感じていることはないと語る。

#### 第4節 調査結果からの考察—「娘」の養育困難性の意味—

先述のように、今日の日本では、欧米諸国のように元夫婦同士の子どもの共同親権の保有が認められていない。そして、離婚による協議が行われるさい、夫婦双方が親権を主張した場合に、妻側へ親権がいくことが一般的となっている。こうした状況において夫側が親権を主張した場合には、妻側が親権を保有するのに正当と認められない重大な瑕疵が前提とならなければ、夫側が親権を獲得することは難しい状況にある。

逆にいうならば、父子家庭の父親にとって離婚によって子どもと生活を行う場合に、夫婦関係の破綻という心身ともに大きなダメージを受け、その後、就業継続とともに周囲からの協力を得ることができない状態で子どもの養育を中心とした家族ケア役割を担うという環境におかれた場合には、父親自身にとって多大なストレスと葛藤を併存しながらの生活となる。

死別によって、ひとり親となった父親は、本稿の調査では1名のみであったが、元妻側の親族の家族ケアへの協力により、家計を維持するための就業継続に注力できたと語る。

本稿の調査協力者は、いずれもフォーマルな社会資源を積極的に利用している人が少なかった。例えば、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給していると答えたのはA・D・E・Fさんの4名であり、他の3名の父親たちはそういった制度を受けるさいの手続きの煩雑さを理由に受給していない。受給している父親たちを含めて彼らがサポートを受けるとすれば、それは自身の両親や元妻の母親といった異性の親族のインフォーマルな社会資源であり、社会制度の充実化により自らの生活支援を期待する語りは多くを占めなかった。

このような状況において、家庭生活において父親が最も多くの労力を注ぐと思われる子育てについては、同性の子どもに対しては自身の成育歴を参照し対応することが可能だが、性別が異なる女兒を育てる場合には、一般的に女性特有の興味・関心への対応や、身体の変化に対しては父親自身の経験を参照できないことから、子育てに困難を抱えることとなる。このような背景から「息子」に関する語りがKHcoderでの解析では有意に出現せず、「娘」に関連する語が際立っているものと考えられる。そして、娘の養育困難に陥った場合に、父親が最も頼ることができる他者はフォーマルな社会資源ではなく、自身の親族、とりわけ母親や元妻の姉妹といった異性の親族のインフォーマルな社会資源であった。

さらに、現状では父子家庭という家族形態を維持している状態であっても、今後それが維持できない状態となることが危惧されるケースもある。

本論文の対象者のなかでBさんは、婚姻期間中より自らが経営している会社での仕事内容を離婚後に大きく変更せざるを得ず、当時よりも就労収入が大きく減少している。そして、自身の子育てを含めた家族ケアを受けることができない最大の要因として、自身の母親が加齢により身体機能に衰えが出てきていることを挙げている。今後、更なる老齢が進

行すると B さんには子どものケアに加え、母親の介護というダブルケアが発生することも考えられる。そのような状態におかれたときに、B さんは就業を継続し続けることが困難となるリスクに加え、娘の成長にともなう対応の難しさに自ら対応しなければならない。今後、成長するにともない発現する女性特有の身体の変化や興味・関心へのケアの担い手をも失うしれない状況におかれ、父子家庭という家族形態の崩壊や貧困への契機となりかねない。

このような意味において、父子家庭の社会的支援を考える際の前提として、多くは親族によって維持されている現状の父子家庭の実態をふまえ、より困難な状態への落層を考慮し、そのセーフティネットを社会的に構築することが父子家庭への支援策としては重要な意味合いを持っていると考えられる。

## 第5節 小括—子どもの発達段階および父親が女兒を育てることの困難性への対応—

本章では父子家庭の父親の子育て困難について、とりわけ父—娘関係に着目し考察を行った。こうした調査から以下の2点の結果が示された。

①父子家庭となり、自身の子どもを引き取り養育することについて、父親たちは育児を初め家族ケアへ積極的に関与しようとしているが、とりわけ子育てについては、子どもの発達段階にともなって発現する一般的に女性（女兒）特有の興味・関心や身体的変化により、男児を養育する場合とはケアの困難の要素が異なる。

②そうした女性（女兒）特有の困難への対処として、父子家庭の父親の場合は、自身の母親もしくは元妻の姉妹、自身の姉妹といった異性の親族が対応することによって、元妻が担っていた母親役割を代替することによって対応しているケースがみられる。

まず①の結果について見ていく。

現代のひとり親家庭への社会的支援は、母子家庭の経済的困難性を背景として、父子家庭についても母子家庭と同等に児童扶養手当の支給などを中心とした経済的支援の充実化がなされてきている。しかし、本稿でこれまでにみてきたように、家族ケアについて父親が娘を養育する場合に発達段階によって父親のみで対応することが難しい状況が生起することが認められる。とりわけ自身の母親からの育児支援を得ることができず、父親のみで育児を行う際には、男性である父親では対応が難しい事例がみられた。娘が乳幼児期・思春期といった発達段階にある父親へは積極的に公的な社会的支援の介入が必要であると考えられる。

次に②の結果についてみていく。

①とは逆に、インフォーマルな社会資源（自身の母親や女性の親族）を得ることができると場合には、父親は従来の性別役割分業下における「夫」としての役割、すなわち家計を維持するための就業継続を、①の状態におかれている父親より遂行が容易であることが示唆された。しかし、自身の母親からの家族ケアを受けられるか否かは、同居や近居をしているといった地理的条件や、親の健康状態等が大きく作用しており、遠方に住まいがある場合や、親の加齢等で介護が必要となった場合には、父親はダブルケアの状態に陥り、就業の継続や、「父子家庭」という家族形態を維持していくことそのものが不安定となる要素を内包している。その意味では、「父子家庭」という家族形態を維持できていること自体が、ある程度の社会経済的に恵まれた階層ということができるのかもしれない。ひとり親家庭への支援は、母子家庭の相対的貧困率の高さを背景に経済的側面からの支援の充実が図られているが、父子家庭へは、父親の親を初め、親族からの家族ケアへの協力が得られない場合を想定した人的側面からの支援の制度設計が求められているともいえる。

以上の結果から、父子家庭に対しては、大きく2つの対応施策を見出すことができると考える。

1 つめは、母子家庭への経済な側面を中心とした支援とは異なり、低年齢や思春期の子どもを育てている父子家庭の父親への子育て支援を中心とした人的側面からの支援施策や、それを父親が気軽に利用できる環境の整備である。しかし、これらを行う前に留意が必要なことがある。それは、父子家庭への社会的支援制度を整備し周知したからといって、それを父子家庭の父親が利用するとは限らない点である。春日(1989)が述べるように「男性は<強者>とみなされるために、援助を与えられるどころか、それを自ら拒否するために、よりいっそうの自己崩壊の危機に立たされる」(春日 1989 : 105)。日本社会に通底している男性のジェンダー規範に対する配慮が同時に必要である。これに通底したものとして、志田 (2015) の論考を挙げたい。志田は、ひとり親家庭で育つ子どもに対する「承認」という概念の浸透を提唱している。経済的再配分のみではなく、ひとり親家庭に付される独特のスティグマが、彼らの承認を得る機会を狭めているという(志田 2015 : 317-318)。父子家庭の父親に対しても、一般的な日本的ジェンダーから「逸脱」する家庭領域での活動を承認する社会意識の醸成をここでは想定している。

2 つめは、娘を養育する父親について、成長に従って発現する子どもの身体の変化や、一般的に女性に特有の興味・関心への対応方法を父親自身が相談できるよう子どもと同性の相談員による対応制度を各自治体単位で整備をしていくことである。Eさんの事例のように、店において女性の店員にメイク等の相談を行うという対応は、父親の孤立感を強化させるように思われる。

## 終章 総合考察

### ——本研究の到達点と限界点——

本論文では、父子家庭の父親の就業継続を規定する要因および、家族ケアにおける困難という、ふたつの研究課題についてインタビュー調査の結果をふまえ分析を進めてきた。父子家庭においては、家計を維持するための就業の継続と、それまで多くの父親にとっては親和的ではなかった家族ケアへの主体的参画のバランス関係の不均衡が、当該家庭の生活の安定性を大きく左右するとの認識にたち、具体的にどのような要因によって父親は就業の継続が可能となっているのか、また、家族ケアのうち、とりわけ多くの労力を要すると考えられる子育てについて、父親たちはどのような困難に直面しているのかを検討した。

本章ではまず、各章で明らかになったことを整理し（第1節）、父親の就業継続と家族ケアをめぐる3つの不安定性を考察した（第2節）。つづいて、父子家庭という家族形態を形成する動機づけを整理するとともに（第3節）、父子家庭への社会的支援の有効性を提示し（第4節）、実践的インプリケーションを考察する（第5節）。そして、そこから導かれる本研究の意義について述べ（第6節）、最後に本論文の限界点と今後の課題を提示する（第7節）。

#### 第1節 本研究の知見——各章の概括的整理

本論文では、第1章で、今日の父子家庭における先行研究の検討を行った。母子家庭と比べて、世帯数が少ない父子家庭は、長く社会的な支援からは疎外存在であった。しかし、1980年代ころより研究の蓄積とともに、社会的な支援についてもみられるようになってくる。

先行研究では、①父親のジェンダー的側面からの研究、②父子家庭への経済的側面からの研究、③父子家庭で育った子どもの立場からの研究といったように、大きく3つの側面からの研究動向がうかがえた。

政策的に父子家庭への支援施策を概観したところ、近年では2016年度からの児童扶養手当の増額等、母子家庭との格差を解消する政策へ舵を切っているように見受けられる。しかし、本論文では、父子家庭への支援は、母子家庭と同列に扱い、同等の支援を行うことは父子家庭が抱える本質的な困難性を等閑視し、ニーズにこたえられていないものになっている可能性が示唆された。

そして本論文では上記3つの視点を横断しつつ、父親が家計を維持するための就業継続がどのような要因によって可能となっているのか、また、とりわけ父子家庭の家族関係を考える際に、子どもの発達段階別による父親の育児の困難性や、子どもの性別の異同による困難の質の違いにも着目し、考察を行ってゆくことを示した。

第 2 章では、父子家庭の父親の就業継続と家族ケアの両立の困難性について検討した。多くの父親にとって、家計を維持するための就業継続と並行する形で、ひとり親となる前には親和的ではなかった家族ケアの役割が加わる。そこで第 2 章では、マクロ的な視座から父子家庭が抱える問題群について検討を行った。

就業継続については、父子家庭の父親は母子家庭の母親と比べ正規で仕事をしている割合が高く、相対的貧困率も母子家庭の方が高い割合を示している。しかし、父子家庭の父親の家族ケアに目を転じてみると「相談相手の有無」や、社会資源の利用状況は母子家庭と比べて父子家庭が低く、社会的に孤立をしている父子家庭の父親が多いことが示唆された。また、正規雇用に就けているが長時間労働のため、家族ケアにあてられる時間も限られてくるため、子どもの発達にとっても悪影響が懸念される。こうしたことから、母子家庭への経済的支援の拡充に対して、父子家庭へは人的支援の量的拡大が効果的な支援であることが示唆された。

第 3 章では、父子家庭の父親の就業継続と家族ケア負担度について、その実態をとらえるためとらえるための理論的検討を行った。ここでは、父親の就業継続における職業的安定度の軸と、家族ケアにおけるケア負担度の 2 軸に分け、4 つに象限化し考察を行った。そして、父子家庭の父親が抱える生活課題について経済的側面からの支援か、あるいは家族ケアへの支援を行うかという一方向的な支援枠組みでは割り切れない複雑さを持つことを明らかにした。

第 4 章では、『全国ひとり親世帯等調査結果』から、父子家庭の全体像を素描した。それは、就業継続は比較的安定的に遂行できている父親が多いものの、子育てをはじめとする家族ケアに対して悩みを抱える父親が多いことが提示された。

第 5 章では、第 4 章での量的な側面からの考察をもとに、父親たちへのインタビュー調査を行うにあたり、その調査方法および分析方法を提示した。

第 6 章では、第 3 章での理論的枠組みを素地として、父子家庭の父親へのインタビュー調査の結果から、父親の就業継続および家族ケアの実態について考察を行った。

生活安定層に属する父親たちであっても、多くは自身の両親、とりわけ母親からの家族ケアへのサポートを受けながら就業継続を行うことができている状態であった。いわば母親が家事・育児をはじめとする家族ケアの役割を担うことで父親自身が就業を継続することができている。

今後、家族ケアを中心的に担っている母親が加齢等で介護が必要となったとき、父親にはダブルケアの負担がかかり、就業継続も困難になる可能性が示唆された。したがって、現時点で人的支援必要層や就業継続不安定層、生活困難層にある父親への支援に加え、生活安定層にいる父親の生活基盤も脆弱性を帯びていることから、落層防止の施策が求められていることが示された。

第 7 章では、父子家庭の父親の就業継続の実態についてテキストマイニングの手法を用

いて考察を進めた。ひとり親となる前までは多くの父親にとって親和的ではなかった家族ケアを就業継続と並行して行う際に、自身の母親を中心とする親族からのサポートを得ている。しかし、父親がサポートを受ける親族への依存度が強いほど、家族ケアのサポートを行う者の思考・行動パターンに同調せざるを得ず、父親との齟齬が生じ、それを回避しようとするれば家族ケアをも父親自身が一手に担わざるを得なくなるというジレンマを抱えていることが示された。また、家族ケア、とりわけ、育児責任の所在が父親の親族に担われるということが、家族内における父親の存在が序列的に後位になり、自身の子育て観を反映した育児が困難になることが示唆された。

第8章では、父親の家族ケアをめぐる、子どもの性別および発達段階で異なる家族ケアの困難性について考察した。これまでの父子家庭研究においては「父親—子ども」というカテゴリーにおける考察および支援施策の考究が多くを占め、子どもの性別・発達段階を視野に入れた考察が等閑視されている。本研究の結果、とりわけ父親と性別の異なる子どもを養育する際に父親は特有の困難を抱えていることが示された。女兒特有の興味・関心について父親は親和的ではないため、周囲に対応が可能な子どもと同性の大人がいないう場合に父親の育児困難性の高／低に影響を与えていることが示された。



## 第2節 父親の就業継続と家族ケアをめぐる3つの不安定性

父子家庭の父親の就業継続と家族ケアをめぐる実態の考察を通して、父親が抱える3つの不安定性を指摘することができた。

①本研究において、父子家庭の父親の就業継続について父親の両親、特に母親が家族ケア、特に育児を主体的に担うことにより可能となっているケースがみられた。いわば母親が「代替的妻」の役割を担うことにより、ひとり親となる以前の性別役割分業における「夫」としての役割を担うことが可能となっている。

しかし、自身の（母）親から受ける家族ケアへの依存度が強いほど、家族ケアのサポートを行う側の思考・行動パターンに同調せざるを得ず、相互に軋轢が生じ、それを回避しようとするれば家族ケアをも父親自身が一手に担わざるを得なくなる。それは、同時に従前の就業継続、ひいては家計の維持を困難にし、貧困へと陥るリスクを内包している。

②同時に、家族ケアを中心的に担っている自身や元妻の母親が今後、加齢等で介護が必要となったとき、父親にはダブルケアの負担がかかり、就業継続も困難になる可能性が内包されている。現時点で人的支援必要層や就業継続不安定層、生活困難層にある父親への支援に加え、生活安定層にいる父親の生活基盤も脆弱性を帯びていることから、落層防止の施策が求められている。

③本研究では、父親が行う子育てについて、子どもの発達段階や性別によって、その困難性に違いがあることが示された。とりわけ、親族からの家族ケアへの支援を得ることができない環境で子育てをする父親が、発達段階が低年齢の子どもを育てる場合は、就業継続とのバランスが取りにくいケースが見られ就業内容が疎かになりがちであり、就業が困難となった場合には貧困へと陥るリスクが高まる可能性が示唆された。

また、女兒を育てる父親が自身の親族、特に母親からの育児支援に頼ることができず、父親のみで育児を行う際に、こうした困難が生起することも示された。一般的に女性特有の指向である「メイク」や「髪を縛る」といった行為に対して父親は親和的な環境にないため、対応に苦慮することが認められた。

### 第3節 なぜ父子家庭を形成するのか・なぜ父子家庭であり続けるのか

父子家庭の父親たちの語りを聴きとるなか、困難性を抱え、なぜ父子家庭という家族形態を彼らは形成するのか、また、なぜ父子家庭という家族形態を継続し続けるのだろうか、という問いが生じた。

父親たちの語りの分析・解釈を通して、ひとつの回答を見出したので、それについても述べておきたい。

Eさんは、家庭が「子どもにとっての『安全基地』であり続けたい」と語る。自身は今後、再婚などをする気はまったくなく、生涯、ひとり親という形態をとり続けたいと語る。現状では離婚件数は3組に1組という割合で生起する。この現状を認識しているEさんは次のように語る。「うちは3人子どもがいるので、割合的にいうと、ひとは離婚することになる。その時には、いつでも家に戻ってこれるようにしていきたい。変に僕が再婚なんかして、知らない女の人が家にいたら娘も家に戻ってきにくくなるだろうから」。

父子家庭となったのは「『自分の問題』で子どもたちには何の責任もないから」という父親たちが大半を占めていることから、父親自らが望んで「父子家庭」という家族形態を選択している。そのなかで様々な困難を抱えつつ就業継続と家族ケアを両立している。

しかし、父子家庭の形成は、経済的要件やケアへの人的要件を満たした場合に可能となる。逆に、それが可能ではない場合には、施設や里親へ子どもを委託する形で、親子が別々の生活環境で暮らすことを余儀なくされる。父親たちの中にも施設等への委託は絶対にしたくないと語る者もいる。それは、施設養護への偏見が影響しているものと筆者には感じられた。この施設養護等の社会的養護への委託の抵抗感を減らし、フレキシブルに利用できるようになるならば、父子家庭の父親の生活負担感も軽減ができるのではないだろうか。施設養護等を長期的な利用を前提としたものから短期利用の促進と普及といった社会的養護の政策転換が求められる。

#### 第4節 父親の就業継続と家族ケアへの両立における社会的支援の有効性

父子家庭の父親の就業継続と家族ケアにおける3つの不安定性をめぐる考察から、本節では父子家庭の父親への就業継続と家族ケアの両立について、社会的支援の可能性について議論する。現代日本の産業構造や性別役割分業といったマクロ的な状況と、それらの役割を父親自身が内在化させていることにより抱えている困難について考察を行っていく。

まず、第2節の①に提示したように、父子家庭の多くは、父親自身の母親が家族ケアについて中心的に役割を担っている。しかし、周囲に家族ケアを頼める親族がおらず、父親が一人で就業継続と家族ケアを一手に担い、生活を送っている家庭もみられた。そうした状況では父親は主に家族ケアに困難を感じていることが多かった。なぜ、そのような困難を抱えることになるのだろうか。

一点目に、父子家庭の父親自身が孤立していることが考えられる。母子家庭と比べて父子家庭の数は圧倒的に少ない。そのような状況下で父親たちは同じ父子家庭同士で繋がりを持つ機会がほとんどない状況にある。加えて、池橋みどり(2018)によると、父親自身が同じ境遇にある父親たちとの連帯を好まない傾向あることを指摘している。池橋は、父子家庭の父親に対する支援において、ひとり親たちが、ある場所に集い、悩みや育児方法を話し合う場を設けることも支援に繋がるとの一般的な言説に対して、母子家庭の母親に対しては、そうした場を提供していくことは有効性が認められるのに対して、父子家庭の父親へのそうした対応は、必ずしも有効とはいえないと述べている(池橋 2018:86)。

また、インタビューの中で父親たちは、できるだけ自分の元で子育てを行っていくことを望んでいた。できるだけ父親自身で子育てができるような職場環境を政策的に構築していくことと併せて、こうした社会的養護へ子育てを委託することへの抵抗感を低減させていくことであると考える。

父親の就業継続と家族ケアの両立可能性において、ひとつの分水嶺となっているものが、主として自身の母親からの家族ケアへのサポートが得られるか否かが大きなウエイトを占めていたことであった。

湯澤直美(2016)が指摘するように、就労状況の安定性や経済状況については、母子家庭の母親と比べ、父子家庭の父親は余裕がある状況であるが、父子家庭という家族形態をとるためには、一定の条件がクリアされて初めて可能となる。その条件として湯澤は、①親族等によるインフォーマルなサポートが父子家庭生活の維持に貢献していること、②子どもが複数おり、そのいずれかが中学生以上で父親が夜間勤務や土日出勤があっても暮らしが維持できること。そして女の子が家事を担えることによって生活を維持できているケースがあることから、家族的条件として、子どもの年齢・性別・人数が父子家庭を維持できる水準に達していること、③父親の労働条件と、それを規定する学歴・年齢等の父親自身の人的条件の3つを挙げている(湯澤 2016:30-31)。

そして湯澤は、その社会的支援として以下のように述べる。

「親(子の祖父母)頼み」の父子家庭生活を前提としない社会システムの整備が望まれる。親族等によるインフォーマルなサポートを前提としなくても、父子家庭の父親が自分で子どもを育てていける社会システムを整備することは、男性全体のワーク・ライフ・バランスを保障する基盤になりうるであろう(湯澤 2016:31)。

本研究において、父親の親族によるインフォーマルな家族ケアへのサポートが父子家庭を維持するための一定の条件となっている家庭が多いことも把握された。こうした条件が満たされない場合は、子どもを児童養護施設への委託や、里親へ養育を依頼するケースが多いものと思われる。

したがって、父子家庭への社会的支援を考える際には、母子家庭と同様に経済的支援を念頭に置き施策を実施するならば、多くの父子家庭にとっては、的を外した支援となる可能性が高い。湯澤が指摘するように、父親の親族の協力を前提としない社会施策の策定が求められているといえるであろう。

## 第5節 本研究から導かれる父子家庭の父親への就業継続・家族ケア支援に対する実践的インプリケーション

前節でみたように、父子家庭の父親が行う家族ケア、とりわけ子育て支援については、代替養育環境の充実化への一方向的な環境の整備ではなく、子どもにとっての「重要な他者」としての父親との関係性を深められるための環境の整備が求められているといえる。正規職に就かなくとも、子育てのウェイトを上げて子どもに関わっていける環境を設定することも重要な支援であるといえる。本節では、その道筋について考察を行う。

これまでの考察から、父子家庭が抱える困難や問題は複合的な要因が絡まっている。しかし、現代の日本において男性がおかれている状況を今一度、振り返えるならば、その根底に流れているひとつのジェンダー規範が目がいく。

山田昌弘(2003)は、それを「ジェンダーの非対称性」という概念で提示している。それは「女性が男らしいことをしても歓迎されるが、男性が女らしいことをするとあまり好まれない」(山田 2003: 42)という、われわれに根付いている感情的な部分にあるという。例えば、女性が男性と同じように職場に進出し、仕事の量や質に応じて同一賃金を受けることは、むしろ社会正義として現代の日本では広く受け入れられる。

一方で、男性が女性と同じように子どものケアを行うために、勤務先を退職し、家族ケアに専念するとなると、多くの場合は社会的にあまり歓迎されるような状況にない。山田は、「女性が『男らしくする』ことは、許容され、賞賛されることもあるのに対し、男性が『女らしくする』ことに対しては、非難というよりも、感情的な拒否反応が生じる」(山田 2003: 44)と述べている。つまり、これを前提とするならば、現代の日本社会は父子家庭の親子が就業を継続せず、父親が家族ケアに専念しうだけの経済的・人的支援を提供することが難しい状況にある。したがって、父親は就業継続と家族ケアを並行させ、なるべく現在の仕事に影響が出ないよう勤務先へも配慮しながら家族ケアを行っていることが、要請されていると考えられる。

そのような環境が作り出せないならば、父子家庭という家族形態を形成すること自体が困難となり、父親に子どもを養育したいという希望があったとしても、児童養護施設や乳児院への入所や、里親に出さざるを得ないということになる。その意味では「父子家庭」という家族形態が形成できることは、ある意味では恵まれた家庭ということもできるのかもしれない。

このことから、父子家庭への社会的支援として、いま本質的に求められていることは、経済的支援や人的支援という物質的な意味合いのものではなく、広く日本社会に根ざしているジェンダーの非対称性、とりわけ男性が「女らしくふるまう」ことに対して向けられている感情的拒否反応に対する手当ではないかと思われる。仮に経済的支援や人的支援を充実させても、父親はそれに依存し、自立的な方向に向かうことは困難だろう。そうであるならば、社会の意識それ自体を転換させるような政策や実践こそが、父子家庭の父親、ひいては現代の日本社会が目指している、ふたり親家庭を含めた父親の家事・育児参加への要請にも応えるものと考えられる。

## 第6節 本研究の意義

本節では、本研究の意義および独自性について、学術的側面・政策的側面・実践的側面にわけて述べておきたい。

### 6-1. 学術的意義

本研究の学術的意義として、第一に、父親が家族ケアと並行して行う家計を維持するための就業継続について、それを可能とする条件は父親たちがおかれている状況によって相違があり、とりわけ図 3-1 において提示したように、職業的安定度と家族ケア負担度の高／低によって困難の質が異なる点を考察し、それぞれの負担度に応じた支援内容について明らかにしたことである。

本研究で提示した「生活安定層」に属する父親であっても、その多くは自身の母親が家族ケアを担うことで父親が就業の継続ができており、結果として安定的に生活を送ることができている。しかし、その母親が加齢等によって家族ケア役割を担うことができなくなった場合に、父親には子どもの養育に加えて、親の介護への負担がかかり、困難な層へ移行することが考えられる。その意味では困難が顕在化している家庭のみではなく、生活安定層を含めたそれぞれの状況におかれている父親へ焦点をあてた支援が必要となっている。

第二に、家族ケアに関することのうち、子育ての遂行について、子どもの性別の違いによる養育困難の質の違い、また子どもの各発達段階によって発現する特徴と、その対応への困難性を明らかにしたことである。

このことは、例えば、かつて春日（1989）が論じていたような、生活を送るにあたって父親自身に内在化されているジェンダー規範による葛藤の考察のみならず、父親が育てる子どもが女兒であることによって、また、その女兒が発達を経ることによって顕在化する女兒特有の養育困難性により、父親は困難を抱えることが本研究により実証的に明らかとなったのである。つまり、父親自身のジェンダー規範による困難に加え、子どもが女兒であることによるジェンダーの差異が、父親と同性の男児を養育する場合と異なり、父親の養育を困難にすることが本研究によって学術的な側面から明らかにされた。

さらに、1989年に刊行された春日の論考『父子家庭を生きる』では、父子家庭の父親たちに内在化されている＜強者＞としての論理に父親たち自身がとらわれ、外部に支援を求めることを自ら拒否することにより、生活を送るうえでの困難性が増加していることを論じていた。それから30年を経た現在においても、その規範は弱まっていないことも本研究によって明らかとなった。父親たちへの支援／父親たちからの支援要請が、円滑に機能するためには、こうした「男性性」への配慮が行き届いた支援が必要となっている。

本研究は図 3-1 の枠組みを用い、父子家庭の父親の就業継続と家族ケアについて考察するとともに、その延長線上にある父親が女兒を育てる際に抱える困難、および、子どもの

各発達段階に起こりうる困難に着目し、支援につなげる点に本研究の学術的な意義と独自性があると考ええる。

## 6-2. 政策的意義

以上の本研究が提示した学術的意義をふまえるならば、父子家庭への支援政策として、どのような点を考慮して立案すべきかが明らかとなってくる。

前節で提示した女兒を育てる際の困難については、実践レベルでの指摘はなされてはいた（川崎市男女共同参画センター 2015：86）。しかし、女兒を育てることの具体的な困難について政策レベルに落とし込んだ論考はなかった。この点について社会政策として父子家庭の父親への政策が立案される際には、第5節で示したような「ジェンダーの非対称性」に目配せをする必要があることを述べた。父子家庭への支援を考える際には、単に夫婦ふたりで子育てを行っていた者が、父親ひとりで行うようになった、という事象そのものをみて政策を立案するのではなく、社会を生きるひとりの「男」が内在化しているジェンダー規範がどのように絡み合って父親の生活を困難にしているかを考慮しなければならない。したがって、第7章の第4節および第5節で提示したような、とりわけ父親単独で女兒を育てることの意味を考慮した支援政策を立案することに踏み込めた点に意義があると考ええる。

加えて、図3-1に示した、各象限に属する父親への効果的な支援内容について提示した（第6章第9節）。父親がおかれている状況を捉えた際に、最も安定した生活が送れていると考えられる「生活安定層」に属する父親が「安定的に」生活を送れている主因は、自身の母親からの家族ケアへの支援が受けられていることであった。しかし、この最大の拠り所である母親も総じて高齢であり、近い将来に母親自身に介護等の必要性が生じ、父親へダブルケアの負担が生じる可能性がある。そうした場合には「生活安定層」に属する父親であっても、より困難な層へ移行する危険性があることを論じた。父親が女兒を育てる場合に、「ひとり親であること」、「女兒を育てていること」、「親の介護」という3つの困難を抱え、かつ家計を支えるため就業継続を行うことは、父子家庭の形成・維持自体を不可能にさせることが考えられる。

したがって、こうした状況を回避するための政策としては、今日の政府が取得を推進している介護休業制や、育児休業制度を男性が取得しやすくなるための社会環境の整備が、よりいっそう必要となってくる。

## 6-3. 実践的意義

先にも触れたように、湯澤（2016）は、父親の親による家族ケアのサポートを前提としない社会システムの整備を提唱していた（湯澤 2016：31）。家族ケアのサポートを前提としたシステムに依存している限り、本研究の対象者の父親がそうであったように、親から

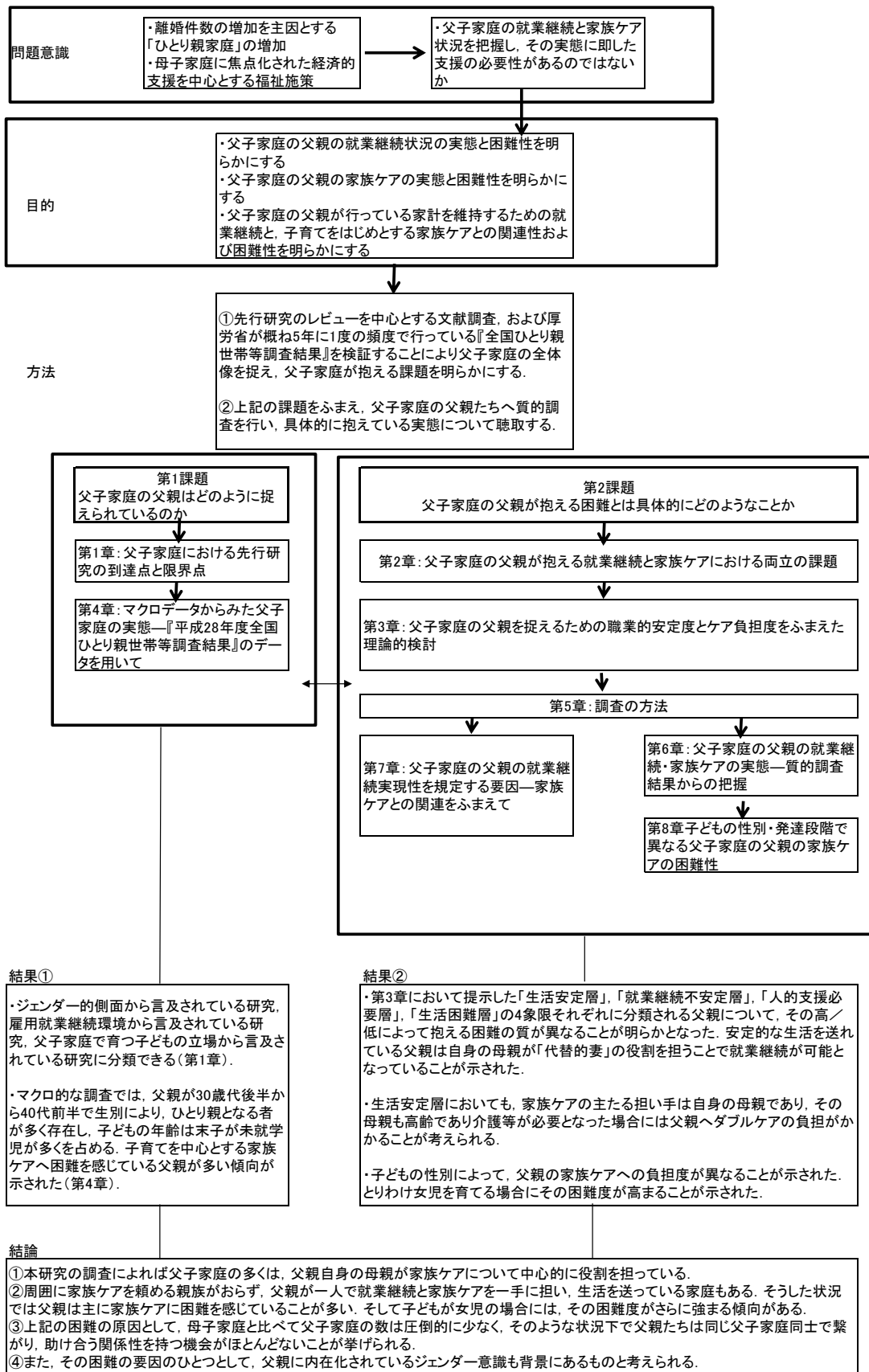
のサポートを得ることができない父子家庭は、生活を送るうえで深刻な困難を抱えながら生活を送ることになる。

また、父子家庭の形成そのものが困難となり、共に生活をしたいという希望がありながら子どもを児童養護施設等に委託せざるを得ない状況になっていることもあるかもしれない。したがって、本研究において提示したように（第7章 第5節）、母子家庭への経済的支援の充実に対して、父子家庭へは、その家族形態を維持することを希望する父親への公的な人的支援、とりわけ娘を養育する父親へは子どもと同性の相談員による対応を自治体単位で整備することの必要性を提示した点に実践的意義があると考え。かつ、そのような社会的支援体制を整備するとともに、周知をさせ、父親の親族頼みの家族ケアから社会的な家族ケアシステムを構築することを本研究では提示した点に実践的意義があると考え。

より具体的な実践方法としては、例えば現在、父子家庭への支援を行うために NPO 団体などが設立されているが、団体同士の繋がりが弱い状況にあると思われる。こうした団体同士が繋がり、より広く情報を発信し続けることが、繋がりを拒む父子家庭の父親が支援を求めるきっかけとなるのかもしれない。

以上の学術的・政策的・実践的意義の3点をふまえ、冒頭の、図序-2に示した研究枠組みに対し、その結果および結論を付加するならば、以下のような図が提示できる（図 終-1）。図 終-1の「結論」に示したこれらの父子家庭の父親が抱える複合的な要因によって、就業継続と家族ケアの困難性が明らかとなった。





図終-1 論文の枠組み

## 第7節 本研究の限界と今後の課題

本研究で得られた調査結果を分析することを通して、父子家庭の父親と、そこで育つ子どもの福祉を考察するにおいて、子どもの性別および発達段階を考慮した支援施策を考察するためのフレームワークの示唆を得ることができた。これらを踏まえ本研究の限界点と今後の課題として、以下の3点を挙げる。

第1は、対象者の年齢および学歴等の属性の偏りである。これは本論文の限界点となっていると考える。

まず、年齢であるが、対象者を選定する際に「現在、子育てを行っている父子家庭の父親」というセグメントで調査協力者を募った経緯から、20代や50代以上の幅広い年代の父親を選定することができなかった。現時点で30代や40代の父親の仕事観および子育て観と、20代や50代、60代あるいは、それ以上の年代のそれとは、異なる問題が存在するかもしれない。

また学歴について、日本では男性の大学進学率は、この10年間においては50%前後で推移している（文部科学省 2018）。しかし、本論文の対象者は、大学卒業以上の学歴を持つ者は選定されなかった。男性の一般的な高等教育機関への進学率から見た場合に、比較的、低学歴層に偏っているといえる。もっとも、父子家庭の父親となる者が平均的にどこまでの学歴を獲得しているのかについては、量的調査手法を用いるなどの丁寧な考察が必要となっていると思われる。年代ごとの考察を含め、これらの点は今後の課題としたい。

第2は、調査のサンプルサイズの増加およびサンプルの多様化である。本研究での調査対象者は離別経験者が8名、死別経験者が1名のみであった。このサイズは離別／死別との経験の違いについて父子家庭の父親が抱える困難性を比較・考察できるものではない。今後、さらにサンプルサイズを拡大させ調査・研究を行っていきたいと考える。

また、対象者の居住地は本研究では中部地方に限定されている。サンプルサイズの拡大とともに、調査地域を広げ、それぞれの地域性をふまえた考察の必要性を感じている。

第3は、母子家庭との比較である。「親—子」の性別の違いによる子育ての困難があるとするならば、それは母子家庭の母親が男児を育てる際にも生起するものと考えられる。父子家庭の父親が女兒を育てる際に感じる困難と、母子家庭の母親が男児を育てる際に感じるそれとの異同について考察を行う必要があると考えている。

これらの残された課題や限界点については、今後の課題としたい。

## 【注】

### 序章

#### 1)厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html> (最終取得日:2019年8月8日)

2)もともと、「サラリーマン—主婦型家族モデル」を基底とする「夫婦—子ども」世帯を高度成長期の「標準家族形態」として一律に論ずることはできない(久保田 2011)。ここでは、量的に一般的にみられた核家族形態を念頭においている。

### 第1章

- 1) 「父子家庭」、「父子世帯」、「父子家族」それぞれの用語について金川めぐみ(2012)は、政府の各種統計調査で示される表記においては「父子世帯」という用語が使用されているが、厚生労働省における父子への就労・福祉的支援を総称する用語としては「父子家庭」という用語が使用されており、厳密な定義や用語の区分は明確ではないという。金川(2012:2)。本稿では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第5項において『母子家庭等』とは、母子家庭及び父子家庭」と定義されていることに倣い、引用部分を除き、原則として母子で生活を行っている家庭へは「母子家庭」、父子で生活を行っている家庭へは「父子家庭」、両者を総合して「ひとり親家庭」という表記を用いる。
- 2) 厚生労働省(2012:2)を参照した。なお、ひとり親家庭の相対的貧困率については、厚生労働省(2014:9)を参照した。母子家庭の平均年間収入は291万円であり、平均年間就労収入においては181万円と低い水準にある。また、母子家庭の母親は雇用形態として「パート・アルバイト」である比率が47.4%と半分近くを占めており、相対的に低賃金の雇用形態に留まっているため「相対的貧困」の状態から抜け出せないものと思われる。
- 3) もともと、男性が「強者」であるということ自体が神話であるという指摘が近年の男性学の研究でなされている。Warren Farrell(1994=2014)を参照。

### 第2章

- 1) いずれも推計値である。厚生労働省(2012:2)。
- 2) もともと近年では、法令の改正によって父子家庭への支援も母子家庭と同様に支援の対象と位置づけ、法整備が行われていく方向に向かいつつある。代表的なものとして2014年10月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正・施行された。父子家庭への支援の拡大が明確に打ち出され、父子家庭に対する福祉の措

置に関する章が創設されるなど、法的にも支援体制が整備されつつある。

- 3) 後述するが「平成 23 年度全国母子世帯等調査」において一般的に母子家庭は経済的に、父子家庭は家事・育児に困難を抱えるケースが多いといわれている。また、林浩康(2009)も同様の主張を行っている(林 2009 : 32)。
- 4) 以下の文部科学省の URL を参照した(最終取得日 : 2019 年 1 月 27 日)。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/007/toushin/020701.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/007/toushin/020701.htm)
- 5) 例えば以下のホームページを参照した(最終取得日 : 2019 年 1 月 27 日)。  
[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_2380.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_2380.html)
- 6) 以下のホームページを参照した(最終取得日 : 2019 年 1 月 27 日)。  
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000000539.html>

### 第 3 章

- 1) 「平成 23 年度全国母子世帯等調査」(厚生労働省)によると、世帯数は母子家庭 123 万 8,000 世帯に対し、父子家庭の世帯数は 22 万 3,000 世帯と推計されている。また、父子家庭となった理由のうち、離婚によるものが 74.3%、死別によるものが 16.8%となっている。ちなみに、母子家庭は離婚、80.8%、死別、7.5%である。
- 2) 例えば田辺他(1991)、高橋他(1994)、橋口(2007)、岩下(2013)、岩田(2006)、岩田(2009)などを参照のこと。
- 3) 例えば春日キスヨは、一般的に男性は社会的に「強者」とされているがゆえに、女性に比べ他者へ援助を求めることや、相談を行うことに躊躇がみられる傾向があることを指摘している(春日 1989 : 111)。
- 4) もっとも、こうした性別役割分業意識が薄らいできているという論者もあり、学問的なコンセンサスが得られている状況とはいえない。例えば小笠原(2009)などを参照のこと。
- 5) 明治安田生活福祉研究所ホームページを参照した。  
[http://www.myilw.co.jp/research/report/pdf/myilw\\_report\\_2016\\_01.pdf](http://www.myilw.co.jp/research/report/pdf/myilw_report_2016_01.pdf) (最終取得日 : 2017 年 3 月 18 日)
- 6) 15 歳以上の女性の労働力率はスウェーデン 60.3%、アメリカ 56.3%に対し、日本は 48.9%であり、先進国においては低い水準にある(松田 2007:1)。
- 7) 近年のワーク・ファミリー・コンフリクトに関する研究では、一般的に土日出勤や夜間労働といった脱標準的な働き方をしているほどワーク・ファミリー・コンフリクトが有意に上昇することが明らかとなっている(末盛 2015)。
- 8) その主因として、「ひとり親家庭」といった際にイメージされるのは母子家庭が一般的であり、実際に世帯数においても圧倒的に母子家庭が占めていることが挙げられる。母子

家庭の半数以上が相対的貧困の状態にあることから政府も貧困対策に焦点を当て対策を行っているものと思われる。また、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当についても、2010年8月より父子家庭へも支給の対象となっているように、公的支援施策は経済的支援に重きがおかれている現状であるということが出来る。

9) 「ケア負担度」については、当該父子家庭の父親の親が要介護状態となった場合の介護負担も含まれる。

10) ソーシャルサポート論においては、日常生活でのサービスや仕事による援助に代表される道具的支援のほか、問題解決の手助けと助言を行う情動的支援、共感・安心・愛着を提供する情緒的支援など、位相が異なる支援内容が概念として定義されている (Antonucci *eds.* 2007=2009:1819)。本稿において述べている人的支援は道具的支援を念頭に置いている。

11) 「平成 28 年度愛知県ひとり親家庭等実態調査」

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/hitorioya-tyousa.html> (最終取得日: 2017年4月7日)

12) 同時に、地域社会や NPO などが関わり、父子家庭を支援する枠組みについても大いなる可能性を宿していると思われる。しかし、女性に比べ、こうした地域活動への参加に積極的ではない男性をどのように包摂してゆくかも課題である。こうした地域社会や NPO を介したケアについて包括的に論じられたものとしては、例えば後藤澄江 (2012a) の考察を参照のこと。

#### 第 4 章

1) 堺恵 (2011) によると、「全国ひとり親世帯等調査」の前の名称である「全国母子世帯等調査」の正確な開始年度を特定することはできず、一部の論者によって 1949 年に開始されたという説もあるが、厚生労働省によると、1952 年に開始された調査が公式な見解であると述べている (堺 2011: 56)。いずれにしても、戦後間もない時期よりひとり親家庭に関する調査が国によって行われ、ひとり親の実態を捉えようとする動きがみられていたことになる。

2) この「その他」に含まれる同居者の詳細は「全国ひとり親世帯等調査結果」の報告書には記載はないが、筆者がフィールドワークを行った母子家庭では、例えば同じ母子家庭という境遇におかれている者どうしが「シェアハウス」という居住形態で生活をしているという事例がみられた。

#### 第 5 章

1) 前回実施された平成 23 年度と同調査によると、父子家庭の世帯数は 22 万 3,000 世帯である。ちなみに平成 18 年度調査では 24 万 1,000 人、平成 15 年度調査では 17 万 4,000

人となっている。平成 23 年度調査までの名称は「全国母子世帯等調査結果」であるが、平成 28 年度調査より「全国ひとり親世帯等調査」と名称が変更された。

- 2) 本研究の対象者数について、サンプル数自体が少ないという指摘を受けることも予想される。そして、父子家庭の父親の 4 類型にあてはめるには恣意的であるとの指摘も予想される。しかし、N 数をいくら蓄積したところで「恣意的」という指摘は免れることはないだろう。また、現状の質的調査の遂行にあたっては、N 数がいくつあれば妥当であるのかの基準が存在しない状況である。本研究の目的は父子家庭の父親を類型化することそのものを目指しているのではなく、父子家庭の父親が就業継続や家族ケアを行うにあたり、具体的に何に困難を抱え、それにどのようなサポートが有効なのかを考察することにある。したがって、後述するように本研究のサンプル数で、父子家庭の父親が抱える困難を把握するには妥当な数であると考えられる。
- 3) 対象者の年齢および学歴の偏りについては、本論文の大きな限界点となっている。まず、年齢であるが、対象者を選定する際に「現在、子育てを行っている父子家庭の父親」というセグメントで調査協力者を募った経緯から、20 代や 50 代以上の幅広い年代の父親を選定することができなかった。現時点で 30 代や 40 代の父親の就業継続および子育て観と、20 代や 50 代、60 代あるいは、それ以上の年代のそれとは、異なる問題が存在するかもしれない。また学歴について、日本では男性の大学進学率は、この 10 年間においては 50%前後で推移しており(文部科学省 2018)、本論文の対象者は、男性の一般的な高等教育機関への進学率から見た場合に、比較的、低学歴層に偏っているといえる。もっとも、父子家庭の父親となる者が平均的にどこまでの学歴を獲得しているのかについては、量的調査手法を用いるなどの丁寧な考察が必要となっていると思われる。年代ごとの考察を含め、これらの点は今後の課題としたい。
- 4) 本研究で行おうとする父子家庭の父親に対するインタビュー調査における分析方法として、修正版グラウンテッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) 等による分析も可能であるとの指摘があるかもしれない。計量テキスト分析では、父子家庭の父親が必要とする、あるいは求める「社会的支援」の内容を、父親の葛藤とともに浮かび上がらせることがむずかしいのではないかと指摘も予想される。数ある分析方法の中で、なぜ、テキストマイニングの手法を選択したのかは、前述をしたとおりだが、確かに、M-GTA 等の分析方法はある意味では父親の葛藤を浮かび上がらせるためには有効な方法のひとつかもしれない。しかし、この方法は、こうした分析方法によって形成した枠組みでしか対象を捉えられなくなってしまうという弱点があるようにも思われる。研究者自身の思い入れが入り込んでしまう危険性を内包しているともいえよう。

## 第 6 章

注なし

## 第7章

1)この現状についての是非については本研究で詳しく考察することはできないため、その価値判断については留保する.

## 第8章

注なし

## 終章

注なし

## 【文献】

- 愛知県 (2017) 『平成 28 年度 愛知県ひとり親家庭等実態調査について (概要)』.
- 赤石千衣子(2014) 『ひとり親家庭』 岩波書店.
- 浅沼裕治 (2007) 「雇用流動化時代における若年就労問題への一考察」, 『国際文化研究紀要』 14.
- 浅沼裕治(2015a)ひとり親家庭等支援施策・DV の現状と課題」, 星野政明他編『全訂 子ども福祉と子育て家庭支援』(株)みらい.
- 浅沼裕治(2015b)「父子家庭への社会的支援に関する一考察—母子家庭が抱える困難との比較分析を通して」, 『地域福祉サイエンス』 2 : 123-129.
- 浅沼裕治 (2016) 「日本における父子家庭研究の動向と支援施策の課題—言説にみる問題の所在—」『福祉図書文献研究』 15:45-53, 日本福祉図書文献学会.
- 浅沼裕治(2018a)「子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性 (I) —6名の父親の語りにおける計量テキスト分析をふまえて—」, 中京学院大学短期大学部研究紀要, 49-2 : 1-13.
- 浅沼裕治 (2018b) 「父子家庭の父親をとらえる類型化に関する理論的検討—職業的安定度とケア負担度をふまえて—」, 『福祉社会開発研究』 13 : 1-8, 日本福祉大学大学院.
- 浅沼裕治(2019)「父子家庭の父親の養育困難:父親の語りにおける父・娘関係に着目して」, 『東海社会学会年報』 11 : 85-98, 東海社会学会.
- 浅沼裕治 (2020) 「父子家庭への効果的な社会的支援—父親の語りによるテキスト分析から—」, 『福祉社会開発研究』 15 : 1-9, 日本福祉大学大学院.
- Antonucci,T.C., Lansford,J.E., & Ajrouch, K.J. (2007), Social Support. In Fink, G. (Eds.), *Encyclopedia of Stress, 2nd Edition*. Burlington: Elsevire Inc. (Antonucci, T.C., Lansford, J.E., & Ajrouch, K.J) . (= 2009, 尾久征三訳「ソーシャルサポート (社会的支援)」 Fink, J. ストレス百科事典翻訳刊行委員会編, 第 3 巻, pp.1819-1822, 丸善.
- 荒井浩道 (2014) 『ナラティブ・ソーシャルワーカー<支援>しない支援の方法』新泉社.
- Baily , Sandra J. (2007) “Family and Work Role-Identities of Divorced Parents : The Relationship of Role Balance to Well-being , ” *Journal of Divorce & Remarriage* ,46(3),63-82.
- Coles,Roberta L.(2015) “Single-Father Families: A Review of the Literature”, *Journal of Family Theory & Review*,7:144-166.
- Connell, R.W.(2005) “*Masculinities : Second Edition*” University of California Press.
- 江原由美子・山田昌弘 (2003) 『改訂新版 ジェンダーの社会学』, 放送大学教育振興会.
- 江原由美子 (2012) 『自己決定権とジェンダー』岩波書店.
- Esbensen,R.h. (2014)“Illuminating the Experiences of Single Fathers”, *Portland State University Dissertations and Theses*, Summer,1-141.



- 服藤早苗監修(2011)『歴史のなかの家族と結婚—ジェンダーの視点から—』森話社.
- 船橋恵子(1998)「現代父親役割の比較社会的検討」, 黒柳晴夫・山本正和・若尾祐司編『父親と家族—父性を問う』早稲田大学出版部.
- 船橋恵子(2006)『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房.
- 後藤澄江(1997)『現代家族と福祉』有信堂高文社.
- 後藤澄江(2006)「家族変容の諸相と「ケア」の再構築をめぐる論理」, 野口定久編『福祉国家の形成・再編と社会福祉政策』中央法規出版, pp.141-152.
- 後藤澄江(2012a)『ケア労働の配分と協働—高齢者介護と育児の福祉社会学—』東京大学出版会.
- 後藤澄江 他(2012b)『「条件不利家族」を対象とした子育て支援ネットワークの類型化と評価指標の開発』文部科学省科学研究費報告書.
- 濱田智崇「男」悩みのホットライン編(2018)『男性は何をどう悩むのか—男性専用相談窓口から見る心理と支援—』, ミネルヴァ書房.
- 橋口茜(2007)「父子世帯における社会化過程に関する研究」『文京学院大学人間学部研究紀要』9(1): 163-175.
- 浜崎隆司・黒田みゆき(2017)「絵本の読み聞かせがその後の人生に及ぼす影響」, 『鳴門教育大学研究紀要』32
- 林浩康『子どもと福祉—子ども・家庭支援論』福村書店, 2009年.
- 服部範子・三島令子(1994)「ひとり親家庭への社会的サービスに関する一考察—父子家庭の事例を中心に—」『兵庫教育大学研究紀要第3分冊, 自然系教育・生活・健康系教育』14.
- 平野隆之・町野宏・岡知史・赤阪由紀夫(1987)『父子家庭—くらしの実態と当事者組織への道—』ミネルヴァ書房.
- 平山 亮(2017)『介護する息子たち—男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房.
- 本間真宏(1977)「児童福祉規定・試論(3): 父子家庭における問題を考えるなかで」『東京家政大学研究紀要』第17集.
- Hood, Jane, C. (1993) “*Men, Work, and Family*” SAGE.
- Hook, Jennifer L. & Satvika Chalasani(2008) “Gendered Expectations? Reconsidering Single Fathers’ Child-Care Time”, *Journal of Marriage and Family*, 70: 978–990.
- 樋口耕一(2014)『社会調査のための計量テキスト分析』ナカニシヤ出版.
- 平谷優子(2019)「ひとり親家族に関する国内文献レビュー—2007–2014年の論文を対象とした検討—」, 『家族看護学研究』25-1.
- 石井クンツ昌子(2013)『「育メン」現象の社会学—育児・子育て参加への希望を叶えるために—』ミネルヴァ書房.
- 池橋みどり(2018)「男女共同参画センターに求められるひとり親男性支援とは—機縁法に

- よらないインタビュー調査から」『ジェンダー研究』20, 71-95.
- 岩下好美 (2013) 「ひとり親家庭の父の家庭役割と職業役割—家庭と職場における役割遂行と資源—」『家族関係学』32 : 51-63.
- 岩田美香 (2006) 「父子・母子家庭の階層性—ジェンダー視点からの考察—」『子ども家庭福祉学』5 : 59-69.
- 岩田美香 (2009) 「階層差から見た父子家庭の実態」『季刊家計経済研究』81 : 59-69.
- 春日キスヨ (1989) 『父子家庭を生きる—男と親の間—』勁草書房.
- 神原文子(2007) 「ひとり親家庭と社会的排除」『家族社会学研究』18(2), 日本家族社会学会
- 金川めぐみ (2012) 「日本におけるひとり親世帯研究の動向と課題」『経済理論』369:1-16.
- 川崎市男女共同参画センター(2015) 『シングルファーザー生活実態調査報告書』.
- Kittay,Eva Feder (1999) “*Love’s Labor Essays on Women, Equality, and Dependency*”,Routledge. (=岡野八代・牟田和恵監訳(2010)『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社).
- 木脇奈智子(2008) 「父親は育児と仕事の葛藤を感じているのか?」, 大和礼子・斧出節子・木脇奈智子編『男の育児 女の育児—家族社会学からのアプローチ—』昭和堂.
- 国立社会保障・人口問題研究所『人口の動向日本と世界 2015—人口統計資料集』2015年, 厚生労働統計協会
- 厚生労働省(2009)『平成21年度「離婚に関する統計」の概況』.
- 厚生労働省(2012)『平成24年(2012年)人口動態統計(確定数)の概況』.
- 厚生労働省 (2012) 『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』.
- 厚生労働省(2015)『ひとり親家庭等の支援について』.
- 厚生労働省(2016)『平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』
- 厚生労働省 (2017) 『平成29年(2017)人口動態統計月報年計(概数)の概況』.
- 久保田裕之 (2011) 「家族社会学における家族機能論の再定位— <親密圏>・<ケア圏>・<生活圏>の構想—」, 『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』37.
- 松田茂樹 (2007) 「共働きが変える夫婦関係」, 永井暁子・松田茂樹編『対等な夫婦は幸せか』勁草書房.
- 松木洋人(2013)『子育て支援の社会学—社会化のジレンマと家族の変容—』新泉社.
- 松浦勲(2000) 「日本における『ひとり親家族と子ども』研究の動向と課題」, 『九州工業大学学術機関リポジトリ』.
- 目黒依子 (1987) 『個人化する家族』勁草書房.
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の<科学>性—ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房.
- 三島亜紀子 (2017) 『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか—ソーシャルワークの

- グローバル定義における専門職像—』勁草書房.
- 文部科学省 (2018) 『平成 30 年度学校基本調査 (速報値) の公表について』  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2018/08/02/1407449\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/08/02/1407449_1.pdf) (最終閲覧: 2018 年 12 月 26 日).
- 村田陽平(2011)「キャリアパターンの維持と変容」, 多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活—仕事と家庭のはざままで』ミネルヴァ書房, pp.65-98
- 内閣府 (2010) 『平成 22 年度版男女共同参画白書』.
- 内閣府 (2013) 『平成 25 年男女共同参画白書』.
- 中田照子・杉本貴代栄・森田明美(2001) 『日米のシングルファーザーたち—父子世帯が抱えるジェンダー問題—』ミネルヴァ書房.
- 西村純子 (2014) 『子育てと仕事の社会学—女性の働きかたは変わったか—』弘文堂.
- 小笠原祐子 (2009) 「性別役割分業意識の多元化と父親による仕事と育児の調整」『季刊家計経済研究』81, 34-42.
- 大野祥子 (2016) 『「家族する」男性たち—おとなの発達とジェンダー規範からの脱却』東京大学出版会.
- 小楠美貴 (2019) 「シングルファーザー—苦悩の果てに—」, 石川瞭子編著『セルフネグレクトと父親—虐待と自己放棄のはざままで—』青弓社, pp.171-190.
- 大槻奈巳 (2015) 『職務格差—女性の活躍推進を阻む要因は何か—』勁草書房.
- Parsons, T. and Bales, R. E.(1956) “ *Family—Socialization and Interaction Process—*”, Routledge & Kegan Paul. (=橋爪貞雄他訳(2001)『家族—核家族と子どもの社会化—』黎明書房).
- 堺 恵(2011)「『全国母子世帯等調査』における調査項目の変遷」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』18:55-64.
- 札幌市 (2012) 『平成 24 年ひとり親家庭の生活と意識に関する調査結果』.
- 志田未来 (2015) 「子どもが語るひとり親家庭—「承認」をめぐる語りに着目して—」『教育社会学研究』96 : 303-323.
- 総務省 (2008) 『夫と妻の仕事, 家事・育児, 自由時間の状況—「男女共同参画週間」にちなんで—』 <http://www.stat.go.jp/data/shakai/topics/topi30.htm> (取得日: 2017 年 3 月 22 日).
- 総務省 (2017) 『平成 28 年社会生活基本調査—生活時間に関する結果 結果の概要—』
- 末盛 慶(2010)「労働世界の変動と男性の家族生活への関わり—労働の過剰と脱標準化が家族にもたらすもの—」, 松田茂樹他『揺らぐ子育て基盤—少子化社会の現状と困難』勁草書房, pp.141-160.
- 末盛 慶(2010)「職場環境と男性のワーク・ライフ・バランス—ジェンダー秩序が揺れ動く条件—」, 松田茂樹他『揺らぐ子育て基盤—少子化社会の現状と困難』勁草書房,

pp.161-181.

- 末盛 慶 (2013) 「性別役割分担をめぐる夫婦間交渉—クレーム行為に関する実証分析—」  
『日本福祉大学社会福祉論集』 128 : 35-50.
- 末盛 慶 (2015) 「社会の液状化と母親のワーク・ファミリー・コンフリクト—脱標準的な  
労働と貧困との関連—」『社会イノベーション研究』 10(2) : 23-40.
- 杉本貴代栄 (2001) 「日米のシングルファーザーが抱えるジェンダー問題」, 中田照子・杉  
本貴代栄・森田明美, 『日米のシングルファーザーたち—父子世帯が抱えるジェンダー  
問題—』 ミネルヴァ書房.
- 杉本貴代栄(2004) 『福祉社会のジェンダー構造』 勁草書房
- 田淵六郎 (2012) 「少子高齢化の中の家族と世代間関係—家族戦略論の視点から—」『家族  
社会学研究』 24 (1) : 37-49.
- 田淵六郎 (2018) 「2000 年代における現代日本家族の動態—NFRJ の分析から—」『家族  
社会学研究』 30 (1) : 111-120.
- 高橋重宏・坂本健・庄司順一ほか (1994) 「父子家庭施策のあり方に関する研究(1)—302  
市区町の現行施策等の実態調査—」『日本総合愛育研究所紀要』 31, 105-126.
- 高橋重宏・山本真実・庄司順一・坂本健・滝口桂子・松原康雄・井田千昭・大平薫・新保  
幸男 (1996) 「父子家庭施策のあり方に関する研究(3)—ホームフレンド事業の実施状況  
と今後の父子家庭施策—」『日本総合愛育研究所紀要』 第 33 集.
- 種橋征子 (2017) 『介護現場における「ケア」とは何か—介護職員と利用者の相互作用に  
よる「成長」—』 ミネルヴァ書房.
- 高山純子(2017) 「生別したシングルファーザーの語りにもみる子育てをめぐるジェンダー規  
範：父子家庭の形成過程に着目して」人間文化創成科学論叢, 19
- 多賀 太 (2005) 「男性のエンパワーメント?—社会経済的変化と男性の『危機』」『国立女  
性教育会館研究紀要』 9, 39-50.
- 田辺敦子・富田恵子・萩原康生編 (1991) 『ひとり親家庭の子どもたち—その実態とソー  
シャル・サポート・ネットワークを求めて』 川嶋書店.
- 天童睦子編 (2016) 『育児言説の社会学—家族・ジェンダー・再生産—』 世界思想社.
- 上野千鶴子 (1994) 『近代家族の成立と終焉』 岩波書店.
- 藤間公太 (2017) 『代替養育の社会学—施設養護から〈脱施設化〉を問う—』 晃洋書房
- 渡辺洋子(2016) 「男女の家事時間の差はなぜ大きいままなのか—2015 年国民生活時間調査  
の結果から—」『放送研究と調査』 December 2016.
- Warren Farrell (1994) “*The Myth of Male Power*”, Berkley Trade. (= 久米泰介訳(2014)  
『男性権力の神話—<男性差別>の可視化と撤廃のための学問』 作品社).
- 山田昌弘 (2003) 『『男』とは何か—男らしさの代償』, 江原由美子・山田昌弘『改訂新版 ジ  
ェンダーの社会学—女と男の視点からみる 21 世紀日本社会—』 放送大学教育振興会.

- 山田昌弘(2004)『希望格差社会―「負け組」の絶望感が日本を引き裂く―』筑摩書房.
- 山田昌弘 (2016)『結婚クライシス―中流転落不安―』東京書籍.
- 山田亮(1999)「父子家庭における仕事と家事の両立問題―経済的問題を中心に―」『経済科学通信』89.
- 山根純佳 (2010)『なぜ女性はケア労働をするのか―性別分業の再生産を超えて―』勁草書房.
- 大和礼子 (2008)「母親は父親にどのような『育児』を期待しているのか」, 大和礼子・斧出節子・木脇奈智子編『男の育児 女の育児―家族社会学からのアプローチ―』昭和堂.
- 大和礼子 (2017)『オトナ親子の同居・近居・援助―夫婦の個人化と性別分業の間―』学文社.
- 湯澤直美(2013)「ひとり親世帯をめぐる分断の諸相」, 庄司洋子編『親密性の福祉社会学―ケアが織りなす関係』東京大学出版会.
- 湯澤直美 (2016)「シングルファーザーの就労と経済状況」, 『シングルファーザー生活実態インタビュー調査報告書』川崎市男女共同参画センター.
- 矢澤澄子(2012)「男性の家族扶養意識とジェンダー秩序」, 目黒依子他編『揺らぐ男性のジェンダー意識』新曜社, 167-191.